

芦屋市地域防災計画

(共通編)

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 災害復旧計画

第4部 災害復興計画



令和6年10月修正

芦屋市防災会議

[地域防災計画(共通編)]

—— 第1部 総 則 ——

第1章 目的と構成	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の構成	2
第1 総則	2
第2 災害予防計画	2
第3 災害応急対策計画	3
第4 災害復旧計画	3
第5 災害復興計画	3
第3節 計画の習熟と修正	4
第1 計画の習熟	4
第2 計画の修正	4
第2章 防災機関の業務の大綱	5
第1節 指定地方行政機関	5
第2節 自衛隊	6
第3節 県及び市	6
第4節 指定公共機関	6
第5節 指定地方公共機関	7
第3章 計画の前提条件	9
第1節 自然的条件	9
第1 位置と地勢	9
第2 地質	9
第3 気候	10
第2節 社会的条件	10
第1 沿革	10
第2 人口等	11
第3 建物	11
第4 危険物	12
第3節 地震災害の履歴	12
第1 地震災害の発生状況	12
第2 阪神・淡路大震災における被害状況	13
第4節 風水害等の履歴	15
第1 風水害等の発生状況	15
第2 風水害による被害状況	15
第5節 災害の危険性と被害の想定	19

第1 地震災害の危険性.....	19
第2 地震と被害の想定.....	22
第4章 災害対策の基本方針	29
第1節 基本方針	29
第1 防災計画の整備	29
第2 災害に強いまちづくり	30
第3 救援・救護.....	31
第4 市民の防災意識の向上	33
第2節 過去の震災での教訓・課題.....	34
第1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保.....	34
第2 活動体制の確立	35
第3 消火・救助・救急及び医療活動.....	37
第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	39
第5 避難収容活動	40
第6 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	42
第7 遺体対応、感染症対策等、保健衛生に関する活動	43
第8 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	44
第9 施設、設備の応急復旧活動	44
第10 被災者等への的確な情報伝達活動	45
第11 二次災害の防止活動	46
第12 自発的支援の受入れ	46
第13 応急教育対策	47
第14 復旧・復興	47

—— 第2部 災害予防計画 ——

第1章 災害に強いまちづくり	56
第1節 都市の防災構造の強化	56
第1 都市の防災構造の強化対策 【都市政策部、各部、各機関】	56
第2 建築物等の安全性確保 【都市政策部、各部、各機関】	62
第2節 災害防止施設の整備.....	66
第1 河川、砂防及び治山防災計画 【国土交通省六甲砂防事務所、県西宮土木事務所、県尼崎港 管理事務所、県六甲治山事務所、都市政策部】	66
第2 急傾斜地崩壊対策計画 【県西宮土木事務所、都市政策部】	68
第3 海岸防災計画 【県尼崎港管理事務所、都市政策部】	69
第4 宅地災害予防計画 【県阪神北県民局、都市政策部】	71
第5 地すべり防止計画 【県西宮土木事務所、都市政策部】	72
第6 災害危険区域防災計画 【県西宮土木事務所、県尼崎港管理事務所、県六甲治山事務所、都市政策部】	72
第7 液状化対策計画 【都市政策部、各部、各機関】	73

第3節 ライフライン関係施設の整備	74
第1 水道施設防災計画 【上下水道部】	74
第2 下水道施設防災計画 【上下水道部】	77
第3 電力施設防災計画 【関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社】	79
第4 ガス施設防災計画 【大阪ガス株式会社】	85
第5 電気通信施設防災計画 【西日本電信電話株式会社】	86
第4節 交通関係施設の整備	89
第1 道路防災計画 【都市政策部】	89
第2 海・空アクセス対策計画 【都市政策部】	90
第3 鉄道施設防災計画 【西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社】	90
第4 芦有施設防災計画 【芦有ドライブウェイ株式会社】	92
第5節 大規模事故等災害対策	93
第1 基本方針	93
第2 災害予防対策	93
第6節 危険物等保安計画	99
第1 危険物保安対策 【消防本部】	99
第2 高圧ガス・液化石油ガス・毒劇物等保安対策 【消防本部】	100
第3 放射性物質保安対策 【消防本部】	101
第7節 放射性物質事故災害対策	102
第1 災害予防対策	102
第2章 災害復旧活動への備えの充実	104
第1節 情報収集・連絡活動	104
第1 情報の収集・連絡体制の整備 【都市政策部、消防本部、各部】	104
第2 情報の分析整理 【都市政策部、消防本部、各部】	104
第3 通信手段の確保 【都市政策部、消防本部、各部】	105
第2節 災害応急活動体制	108
第1 職員の体制 【都市政策部、各部】	108
第2 他市町及び防災関係機関との連携体制 【都市政策部、各部】	109
第3 防災中枢機能等の確保、充実 【総務部、各部】	110
第4 コミュニティ施設の充実 【都市政策部、各部】	111
第5 防災倉庫の整備 【都市政策部、各部】	111
第3節 消防及び医療活動	113
第1 消防予防計画 【消防本部】	113
第2 医療活動関係 【こども福祉部、芦屋市医師会等、市立芦屋病院、県芦屋健康福祉事務所、消防本部】	116
第3 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備	118
第4節 緊急輸送活動	120
第1 交通の確保活動 【都市政策部、道路管理者、芦屋警察署】	120
第2 緊急輸送活動 【総務部、都市政策部、芦屋警察署】	120
第5節 被災者等への的確な情報伝達活動	123

第1 被災者への的確な情報伝達活動 【都市政策部、企画部】	123
第2 市民等からの問い合わせに対する対応	123
第6節 避難収容活動	124
第1 避難誘導対策 【都市政策部、各部】	124
第2 避難所等の指定 【市民生活部、教育委員会、各部】	126
第3 応急住宅対策 【都市政策部】	128
第4 要配慮者対策 【こども福祉部、各部】	128
第7節 通勤・通学・帰宅困難者への対応	137
第1 通勤・通学・帰宅困難者の想定 【都市政策部】	137
第2 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 【都市政策部】	137
第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	138
第1 食料、生活必需品等の調達・供給 【市民生活部、都市政策部】	138
第2 応急給水 【上下水道部】	140
第9節 自発的支援の受入れ	142
第1 行政とボランティアの連携体制の整備 【企画部】	142
第10節 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動	143
第1 遺体対応 【市民生活部、芦屋警察署】	143
第2 感染症対策活動 【市民生活部、県芦屋健康福祉事務所】	143
第3 清掃・し尿処理 【市民生活部】	143
第4 保健衛生 【こども福祉部、県芦屋健康福祉事務所】	144
第5 井戸水等の確保 【都市政策部、市民生活部、教育委員会】	144
第6 入浴、洗濯対策 【市民生活部】	144
第11節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	145
第1 社会秩序の維持 【芦屋警察署、都市政策部】	145
第2 商業施設の早期開設支援 【市民生活部】	145
第3 量販店等との協力体制 【市民生活部、都市政策部】	145
第12節 施設、設備の応急復旧活動	146
第13節 二次災害の防止活動	147
第1 水害・土砂災害対策 【国土交通省六甲砂防事務所、県西宮土木事務所、県尼崎港管理事務所、県六甲治山事務所、都市政策部】	147
第2 建築物・構造物の倒壊対策 【都市政策部】	147
第3 高潮・波浪等の対策 【県西宮土木事務所、県尼崎港管理事務所、都市政策部、消防本部】 ...	147
第4 爆発物及び有害物質による二次災害対策 【消防本部】	147
第14節 教育対策	148
第1 教育施設の整備 【教育委員会】	148
第2 防災体制の強化充実 【教育委員会】	149
第3 幼児・児童生徒の心のケア対策 【教育委員会】	150
第4 学校園・家庭・地域の連携強化 【教育委員会】	151
第5 文化財の保護 【教育委員会】	151
第15節 災害復旧・復興への備え	152

第1 各種データの整備保全 【各部】	152
第2 復興対策の研究 【各部】	152
第16節 防災訓練及び防災要員の教育	153
第1 防災訓練 【都市政策部、各部、各機関】	153
第2 市職員等の防災要員に対する教育 【都市政策部、各部、各機関】	154
第17節 防災基盤・施設等の緊急整備	156
第1 地震防災緊急事業の推進 【都市政策部、各部】	156
第2 防災対策事業の推進 【都市政策部、各部】	157
第3章 市民の防災活動の促進	159
第1節 防災知識普及計画 【都市政策部、各部、各機関】	159
第2節 自主防災組織等整備計画	162
第1 市民による自主防災組織 【都市政策部、消防本部】	162
第2 企業等の自衛防災組織 【都市政策部、消防本部】	164
第4章 自然災害及び地震防災に関する研究等の推進	166
第1節 防災に関する調査研究計画	166
第2節 地震観測体制の整備計画	168
第3節 風水害等観測体制の整備計画	169
第5章 業務継続計画（BCP）の策定及び推進	170
第1 BCPの役割	170
第2 芦屋市BCPの推進	170
第3 事業者のBCP策定の推進	170

—— 第3部 災害復旧計画 ——

第1章 災害復旧計画の作成	172
第1節 公共施設の災害復旧	172
第1 災害復旧の種類 【各機関】	172
第2 事業実施に伴う国の財政援助等 【各機関】	172
第2節 激甚災害の指定	173
第1 激甚災害の指定手続	173
第2 激甚法に定める事業	173
第3 局地激甚災害に係る財政援助措置	175
第2章 被災者等の生活再建等の支援	176
第1節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行・被災者台帳の作成	176
第1 住家被害認定調査・罹災証明書の発行の流れ 【避難対策部、建設部】	176
第2 調査方針の検討	176
第3 住民への広報	177

第4 罹災証明書の発行準備 【避難対策部、建設部】	177
第5 住家被害認定調査の実施準備	177
第6 罹災証明書の申請窓口の設置・受付	178
第7 住家被害認定調査の実施	178
第8 罹災証明書の発行 【避難対策部】	180
第9 被災者台帳の作成 【避難対策部】	180
第10 家屋被害認定士制度	181
第2節 被災者生活の再建支援	182
第1 被災者生活再建支援金	182
第2 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付	183
第3 その他	185
第3章 義援金の受入れ等	186
第1節 災害義援金募集配分計画	186
第1 応急対策の流れ	186
第2 役割分担	186
第3 災害義援金の募集	186
第4 災害義援金の配分	187
第5 配分先を指定した義援金	187
第6 その他	187
第7 義援金の受入れ・配分の手順	187

—— 第4部 災害復興計画 ——

第1章 災害復興計画の作成	190
第1節 災害復興本部	190
第2節 災害復興基本方針の策定	191
第3節 災害復興基本計画の策定	191
第1 災害復興基本計画の位置づけ	191
第2 災害復興基本計画の策定手続	192
第4節 分野別復興対策の実施	193
第1 住宅復興 【都市政策部】	193
第2 くらしの復興 【こども福祉部、都市政策部】	195
第3 産業復興 【総務部、市民生活部】	198
第4 都市復興	199

1 総 則

第1章 目的と構成.....2

第2章 防災機関の業務の大綱.....5

第3章 計画の前提条件.....9

第4章 災害対策の基本方針 29

第 1 章 目的と構成

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、芦屋市防災会議が、本市の地域に係る自然災害等に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えることとする。

災害対策の実施に当たっては、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害想定に基づき、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

第 2 節 計画の構成

この計画は、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災及びそれ以降に発生した大規模災害の教訓や各種の知見をもとに、市及びその他の防災関係機関、さらには市民の役割と責任を明らかにし、地震及び津波災害等に対処するための基本的な計画である。なお、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、必要に応じこれを修正するものとする。

この計画の構成及び内容は、次のとおりとする。

第 1 総 則

市及び防災関係機関が災害に対して処理すべき業務の大綱、災害に対する計画の前提条件及び地震災害対策の基本方針等について定める。

第 2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とする。

第3 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に、災害の発生を防御し又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための基本的な計画とする。

なお、災害応急対策計画については、「風水害対策編」「地震・津波災害対策編」「大規模事故等災害対策編」「資料編」毎に定める。

第4 災害復旧計画

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧等を行うための基本的な計画とする。

第5 災害復興計画

被災者の生活の安定を図ることに加え、安全で安心な持続的発展が可能なまちづくりを進める上での方針を定めるための基本的な計画とする。

<各編リスト>

1	共通編
2	風水害対策編
3	地震・津波災害対策編
4	大規模事故等災害対策編
5	資料編

第3節 計画の習熟と修正

第1 計画の習熟

この計画に関わる本市の職員及び防災関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

資料編参照

総則-1	芦屋市防災会議条例
総則-2	芦屋市防災会議運営要綱
総則-3	芦屋市防災会議委員名簿
総則-4	芦屋市防災会議幹事名簿

第2章 防災機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

第1節 指定地方行政機関

機関名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災 害 復 興
近畿中国 森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用資機材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	直轄公共土木施設の復旧	
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
第五管区 海上保安本部	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1) 必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2) 工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保

	4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 海上における流出油等事故に関する防除措置 8 海上治安の維持 9 海上における特異事象の調査		
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

第2節 自 衛 隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災害復興
陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

第3節 県及び市

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災 害 復 興
兵庫県	県の地域に係る災害予防の総合的推進	県の地域に係る災害応急対策の総合的推進	県の地域に係る災害復旧の総合的推進	県の地域に係る災害復興の総合的推進
芦屋市	市の地域に係る災害予防の総合的推進	市の地域に係る災害応急対策の総合的推進	市の地域に係る災害復旧の総合的推進	市の地域に係る災害復興の総合的推進

第4節 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災 害 復 興
西日本旅客鉄道株式会社（神戸支社）	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送	被災鉄道施設の復旧	

		2 鉄道施設の応急対策の実施		
西日本電信電話株式会社（兵庫支店）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本赤十字社（兵庫県支部）		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本通運株式会社（神戸支店）		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力株式会社（兵庫支社）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
関西電力送配電株式会社（兵庫支社）				
大阪ガスネットワーク株式会社（兵庫事業部）	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	
日本放送協会（神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
日本郵便株式会社（神戸中央郵便局）		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	

第5節 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	災 害 復 興
阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	
阪急バス株式会社 阪神バス株式会社	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビ	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送	被災放送施設の復旧	

第1部 総 則
第2章 防災機関の業務の大綱
第5節 指定地方公共機関

ジョン		2 放送施設の応急対策の実施		
芦有ドライブウェイ株式会社	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
一般社団法人 芦屋市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人 芦屋市歯科医師会		1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別		
芦屋市薬剤師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理		

第3章 計画の前提条件

計画を作成するに当たっては、本市の地域性や災害に対する危険性を踏まえたものとする必要がある。ここでは、阪神・淡路大震災の教訓や、風水害等の履歴及び基礎的な防災アセスメント結果等から、留意すべき条件を整理する。

第1節 自然的条件

第1 位置と地勢

本市は、兵庫県南部の阪神間に位置し、市域の東は西宮市、西は神戸市に接する。東西約2.5 km、南北約9.6 km、面積18.57 km²（市街地は約9.69 km²）の狭い行政区域である。背山の六甲山地が海にせまっているため、狭い市街地に阪神間の交通幹線が集中し、住宅も過密化が進行している。

本市の地勢は、「地形図」「土地条件図」（ともに国土地理院）等により、次のように整理できる。

1	埋立によって整地された芦屋浜地区が盛土地となっている。また、その後埋め立てが終了した南芦屋浜地区についても同様に盛土地となっている。
2	旧海岸線以北で国道43号までの地域は、芦屋川と宮川沿いに緩扇状地が広がる。また、一部は河川堆積による自然堤防及び微高地となっている。
3	阪神電鉄本線から阪急電鉄神戸線に挟まれた市街地は、台地、段丘と河川沿いに広がる扇状地及び盛土地からなる。
4	阪急電鉄神戸線以北の市街地は、標高20m以上の台地、段丘となり、河川沿いは溪谷となる。
5	さらに以北は、山地、丘陵地と分類され、六甲山地に連なる。

第2 地質

本市の地質は、背山を構成している堅い岩盤と山麓から海岸へかけての台地や低地を構成している未凝固の地層からできている。岩盤は古生層と花崗岩であり、山地をつくっているほか、平野部の地層の基盤となって深く広く横たわっている。台地や低地の地層は、大阪層群、段丘レキ層と呼ばれる洪積層及び沖積層であり、かつて湖底や浅海底に堆積した土砂が陸上に現れたものや、かつての河原であったレキ層などであって、基盤岩を薄く覆っている関係にある。

本市の地質は、「大阪西北部の地質図」（通産省工業技術院地質調査所、昭和57年3月）等により、次のように整理できる。

1	JR神戸線以南では沖積層、阪急電鉄神戸線周辺は段丘層及び大阪層群、六甲山麓にかけては花崗岩層が主に分布する。花崗岩は、風化が相当に進行している。
2	第四紀の地殻変動による上昇運動と大阪湾の沈降運動によって押し上げられた六甲山

	地は、本市内で甲陽断層、芦屋断層、五助橋断層等を形成し、その起伏面は風化が進んでいる。
3	本市背後の山地部では、断層崖と河川浸食谷が海岸に向かって成長し、谷間を流れる河川は、さかんな浸食作用により、V字谷を形成している。
4	市内を流れる芦屋川の堆積作用は、現在市街地となっている河口に扇状地状三角州を形成し、海岸線を前進させた。

第3 気候

本市は、瀬戸内海の東端大阪湾に臨み、表六甲に位置するため、気候は瀬戸内式気候に属し、温暖で比較的雨量が少なく、わが国でも晴天の多いところである。

観測資料等によると、降雨量は、平野部で年間約 1,200 mm、六甲山頂部では 2,000 mmを超える。山地部では高度を増すに従って雨量が多くなっている。

風向きは、冬季は北東～東北東の風が、夏期は西の風が卓越する傾向がある。

第2節 社会的条件

第1 沿革

芦屋の地は、自然環境が穏やかで居住条件が優れていたために、縄文、弥生時代の遺跡が市内に散在するなど、早くから開けた。

中世・近世の芦屋は、京都と九州を結ぶ西国街道や海上交通における要衝の地となり、交通輸送業の発達を見た時期もあったが、地域の姿は全体としてつつましい農業地帯であった。

明治 38 年（1905）阪神電鉄本線の開通、大正 2 年（1913）現 JR 神戸線芦屋駅の設置に伴い、大阪・神戸の郊外としてその優れた立地と環境が着目されるにつれ、芦屋川扇状地を中心にした別荘地・住宅地化が始まった。

さらに、大正 9 年（1920）の阪急電鉄神戸線の開通は、住宅地の山手方面への広がりを促した。昭和 4 年（1929）から広壮邸宅地としての「六麓荘」開発が行われ、“高級住宅地・芦屋”のイメージを定着させた。これと共に、昭和 2 年（1927）には阪神国道が開通するなど、都市としての骨格づくりも進んだ。

その後、昭和 9 年（1934）の室戸台風、昭和 13 年（1938）の阪神大水害や昭和 20 年（1945）の空襲による被害を受けながらも、昭和 26 年（1951）の「芦屋国際文化住宅都市建設法」の公布によって、国際性と文化性あふれる住宅都市の形成という目標のもとに、文化の香り高い住宅都市づくりを進めてきた。

昭和 30 年代からは、芦有道路の開通と奥山の開発、下水道事業、土地区画整理事業、国道 43 号開通など都市基盤の整備が進められた。昭和 40 年代に入ってから着実な人口増加を続け、山麓部より南はほとんど住宅で埋め尽くされるようになった。昭和 54 年（1979）には海浜埋立てによる芦屋浜シーサイドタウンへの入居が始まり、また「芦屋の顔づくり構想」として着手した JR 芦屋駅北地区の市街地再開発事業も、平成 6 年（1994）にほぼ完成した。南芦屋浜地区は、平成 9 年（1997 年）の 4 月 8 日に市域への正式編入手続きが完了した。

近年、大規模画地の住宅がマンションに建て替えられるなど、緩やかにその姿を変え

つつあった街並みは、平成7年（1995）1月17日に発生した「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」（以下、「兵庫県南部地震」という。また、この地震がもたらした災害名を「阪神・淡路大震災」という。）により、甚大な被害を受け、多くの市民の生命が奪われた。

震災復旧は平成8年度にほぼ完了し、平成16年度末をもって、復興の終息を迎えた。

第2 人口等

1 人口

明治22年の精道村の村制施行以来、第二次世界大戦中を除き、ほぼ着実に増加していた本市の人口は、昭和63年の8万8千人余りをピークに、以降は漸減傾向にあった。

ところが、平成7年1月1日に86,862人（推計）であった人口は、阪神・淡路大震災の影響により、平成7年10月1日（国勢調査確定値）では75,032人と、わずか約10ヶ月の間に約14%、1万人以上も減少していた。その後、震災後の復旧・復興につれて平成15年1月1日の推計人口は88,399人と増加し、震災時の人口を上回っている。

平成7年10月1日における市民の年齢構成（国勢調査）では、65歳以上の高齢者が11,292人と、人口の約15%であったが、令和2年9月30日（住民基本台帳）では、28,011人と人口の約29.3%と高齢者の占める割合は増加している。

市内の外国人登録者数は、平成6年度末で1,600人となっている。最も多いのは韓国・朝鮮国籍であり、以下、中国、アメリカ、ベトナム国籍が多い。令和2年3月31日の外国人登録者は1,619人となっている。

2 世帯数

前記のとおり人口が漸減する中においても、世帯構成人員数の少数化に伴い、世帯数は増加を続けていた。平成7年1月1日には33,916世帯（推計）を数えた。

ところが、阪神・淡路大震災の影響により、平成7年10月には29,043世帯（国勢調査）、約14%の大きな減少を示していたが、令和2年3月31日は45,199世帯（住民基本台帳）となっている。

平均世帯人員数は、平成7年10月で2.58人、令和2年3月31日では2.11人となっている。

第3 建物

市内の建物は、固定資産概要調書の家屋に関する状況によると、平成7年1月1日時点（阪神・淡路大震災直前）で、棟数が27,449棟、床面積合計が約400万 m^2 となっている。このうち、木造住宅が11,988棟で約137万 m^2 、非木造住宅・アパートが10,260棟で約215万 m^2 となり、住宅の合計では棟数で約81%、床面積で88%と、住宅が全体の大部分を占めている。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災により、老朽化した建物を中心に多くの建物が被害を受けた。全棟調査を実施した結果、半数以上の建物が全壊又は半壊と判定された。

阪神・淡路大震災以降、非木造住宅・アパートの建設が進み、同調査によると令和2年1月1日現在で、木造建物が10,826棟で約139万m²、非木造建物が9,127棟で約398万m²である。

第4 危険物

本市域には、大規模な危険物取扱い施設等は存在せず、ガソリンスタンド等小規模な施設が散在するのみである。しかし、隣接市域にはコンビナート施設等があり、また海上を航行する危険物積載船舶等があるため、事故や災害が発生した場合はその影響が本市に及ぶことも考えられる。

第3節 地震災害の履歴

第1 地震災害の発生状況

1 地震の発生状況

災害史上、兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震を「兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震」に示す。また、直下地震を引き起こす潜在的な誘因として兵庫県内の活断層の分布と主な地震の発生状況を「兵庫県内の活断層の分布と主な地震発生状況」に示す。

この中で、本市域の被害が明確に記録されているのは、兵庫県南部地震のみである。この地震がもたらした阪神・淡路大震災の被害について「第2 阪神・淡路大震災における被害状況」に記す。

資料編参照

総則-5	兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震
総則-6	兵庫県内の活断層の分布と主な地震発生状況

2 津波の発生状況

兵庫県で観測された津波の主なものは、下記のとおりである。検潮記録が得られるのは、近年のものに限られるため、ここに掲載した津波の事例には、それ以前のものは含まれていない。

しかし、古文書等によれば、1854年の安政南海地震の津波により、大阪湾沿岸各地で大きな被害が発生したことなどが記されている。

資料編参照

総則-7	兵庫県での津波の状況
------	------------

第2 阪神・淡路大震災における被害状況

1 地震と被害の特徴

(1) 地震の特徴

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部（北緯34度36分、東経135度02分）、深さ16kmを震源とするM7.3の地震「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」が発生した。

この地震により、神戸と洲本で震度6を観測し、さらにその後の気象庁の現地調査により、本市のJR芦屋駅付近及び三条町の一部、山手町の一部を含む地域が震度7であることが発表された。

この地震は、内陸で発生した、いわゆる直下地震である。破壊した断層付近で非常に大きな揺れを生じ、本市を始め阪神地域から神戸市及び淡路島北部に甚大な被害をもたらした。

兵庫県南部地震の揺れは、様々な観測結果から史上最強規模の強振動であったと言われている。本市から10km余りの距離に位置する神戸海洋気象台（現・神戸地方気象台）に設置されていた電磁式強震計では、南北・東西ともに最大変位18cm、南北の最大加速度818galを記録している。

(2) 被害の特徴

兵庫県南部地震は、我が国における社会経済的な諸機能が集積する都市を直撃した初めての直下地震である。この震災では、死者6,432人、負傷者40,092人以上に及ぶなど、関東大震災以来の国内最悪の甚大な災害となっている。

本市においては平成14年12月26日時点で死者444人、負傷者は3,175人、市内の建物の半数以上となる8,784棟余り（住家は7,496棟）が全半壊と判定されるなど、まさに壊滅的な被害を受けている。

本市におけるこの震災の被害の特徴としては、次のようなことが挙げられる。

1	地震発生直後、一瞬のうちに老朽木造家屋を中心に多くの建物が倒壊した。鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の建物も一部倒壊するなど大きな被害が発生した。
2	早朝の発災であったため、就寝中の市民が倒壊した建物や家具等の下敷きとなるなど、多数の死傷者が発生した。
3	地震発生直後に同時多発火災が発生し、さらに3日目まで地震が原因と考えられる火災が引き続き発生した。
4	発災後の各種の応急活動を展開すべき市庁舎等の中枢機能が自ら被災した。
5	応急・復旧活動に必要な道路や交通機関等のインフラ施設が損壊した。
6	水道、下水道、通信、電気、ガス等のライフライン施設が損壊し、発災後の生活や応急活動の機能が著しく低下した。
7	芦屋浜の埋立地区を中心に広い範囲で地盤の液状化が発生した。
8	住宅の被害が全市的に甚大であったため、多くの市民が長期にわたり避難所で生活し、避難所解消後は応急仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされた。

2 被害の概要

本市における被害の概要は、次表「被害状況一覧」のとおりである。これらの内訳及びここに掲げていない被害等は、下記のとおりである。

資料編参照

総則-8

阪神・淡路大震災における被害状況について

〈被害状況一覧〉

区 分		被 害	備 考
人的被害	死 者	444 人	平成 15 年 3 月時点
	行方不明者	0 人	
	負 傷 者	3,175 人	
	避 難 者	20,960 人	ピーク時 (1/19)
建物被害	全 壊	4,722 棟	平成 15 年 3 月時点 うち住家被害
	半 壊	4,062 棟	全 壊 (焼) 3,924 棟
	一 部 損 壊	4,786 棟	半 壊 (焼) 3,572 棟 一部損壊 3,959 棟
	地 震 火 災	13 件	発災後 3 日間の発生件数
公共土木施設等被害	道 路	47,410 m	市道・国庫補助対象分
	橋 梁	12 箇所	
	河 川	2 箇所	平成 8 年度に復旧完了
	湾 岸 施 設	8 箇所	平成 8 年の台風時期までに復旧完了
	公 園	33 箇所	国庫補助対象分
ライフライン等被害	水 道	直後に全域で断水	2/27 に給水率 96%
	下水道管渠	破損 24 k m	平成 10 年 3 月完了
	下水処理場	直後に処理機能停止	1/31 から下水処理開始
	電 話	9,200 回線	3 月末までに倒壊家屋に起因するもの以外は復旧
	電 気	直後に全域で停電	1/20 に完全復旧完了
	ガ ス	直後に全域で供給停止	4/10 に復旧率 99.8%
	鉄 道 不 通	直後に広域的に不通	JR:4/1、阪急:6/12、阪神:6/26 に全線開通

第4節 風水害等の履歴

第1 風水害等の発生状況

1 風水害の発生状況

本市が被る風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む。）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。消防本部の水防記録等から、昭和9年以降に本市に被害を及ぼした主な風水害の発生状況を、下記に示す。

この中で、特に被害が甚大であった豪雨及び台風、並びに近年顕著な被害をもたらした災害の状況について「第2 風水害による被害状況」に記す。

資料編参照

総則-9

芦屋市における風水害

2 その他の災害の発生状況

既往災害の記録を見る限り、本市において雪害、大規模火災、危険物事故、海上災害、突発性重大事故等で、特筆すべき被害は受けていない。

第2 風水害による被害状況

1 梅雨前線豪雨による災害

(1) 昭和13年豪雨（阪神大水害）

昭和13年7月3日から5日にかけて梅雨前線の北上に伴い雨が降り続き、総雨量は神戸市で461.8mmにも達した。この豪雨により、六甲山地では土砂の流出や流木が甚だしく、芦屋川等表六甲の諸河川は土石流を伴ってはん濫を起こし、神戸市を中心に道路や鉄道などの交通も途絶するなど、未曾有の大水害をもたらした。

六甲山地はもともと基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから地質的、地形的に土砂災害が発生しやすい。当時六甲山地にほとんど砂防施設がないところに、山地開発も始まっていたことから被害が一層大きくなった。

芦屋川及びその支流高座川は、6月下旬以来の降雨によって増水していたが、7月5日の早朝には豪雨となり、上流兩岸山腹の崩壊によって土砂岩石等が流出し、岸際の家屋をも押し流した。新国道業平橋でせき止められた濁流は東西にはん濫し、次いで開森橋付近及び櫻橋（阪急電鉄北側）ではん濫した。さらに国道2号以南では宮川はん濫水と合流し、海岸防潮堤でせき止められた水が滞留したため、広い範囲で冠水、土砂堆積の被害を受けた。

この災害から2ヶ月後の昭和13年9月には建設省六甲砂防事務所が設置され、水害復興のための砂防工事が国の直轄施工となり、現在も六甲山系での砂防工事の多くが同事務所によって実施されている。

(2) 昭和 42 年 7 月豪雨

昭和 42 年 7 月 9 日には、台風第 7 号から変わった弱い熱帯低気圧により西日本一帯で梅雨前線の活動が活発になり、日雨量は本市で 318mm に達し、特に 20 時から 21 時までの 1 時間に 58.5 mm の雨量を観測した。河川のはん濫により広範囲で浸水したほか、山麓部では崖崩れが多発した。

この水害を昭和 13 年の水害と比べてみると、総雨量（神戸市の比較）は昭和 13 年の方が多かったが、日雨量や最大 1 時間雨量は昭和 42 年の方が多くなっているなど、集中豪雨の規模そのものに大差はなかったが、被害状況にはかなりの違いがみられた。

昭和 13 年の災害は、表六甲市街地での土砂災害が顕著であったが、昭和 42 年では市街地への流出土砂量は少なかった。これは砂防施設の整備や主要河川の改修が功を奏したためである。しかし、中小河川には暗渠が多いこともあって浸水被害がかなり発生したことから、昭和 45 年度には「都市小河川改修事業」が始まった。また、谷あいや急斜面の近くまで宅地化が進み、これらが土砂の直撃を受け人的被害が集中した。そのため人家に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地について、民有地であっても公費により崩壊防止工事ができるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されることになった。

2 台風による災害

(1) 室戸台風

昭和 9 年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、徳島市付近から淡路島を経て、尼崎市付近に上陸、京都市付近を経て日本海に抜けた。最低気圧は、神戸市で 954.6hPa を観測し、最大瞬間風速は神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s に達した。この台風では、阪神地域では高潮と暴風雨が中心で、潮位の偏差は神戸市で 2.17m、西宮市で 3.4m 上昇した。雨量は、神戸市では 81 mm と比較的少なかった。

本市域では、「高潮により海岸防壁が破壊され、浸水により宅地は泥沼化した。」という新聞記事による記録が残されている。

なお、昭和 36 年の第 2 室戸台風は、太平洋上で中心気圧 885hPa、最大風速 70m/s に発達し、室戸岬をかすめて淡路島を通過し、西宮市から尼崎市付近に上陸、敦賀湾に抜けるなど、室戸台風とほぼ同一のコースを進み、神戸・阪神・淡路地域では高潮による被害が顕著であった。そこでこのときの被害を教訓に、県の高潮対策事業が進められた。

(2) ジェーン台風

ジェーン台風は昭和 25 年 8 月 28 日に硫黄島付近で発生し、6 日後に室戸岬東方を通過、淡路島付近を経て神戸市～西宮市付近に上陸し、若狭湾へ抜けている。この台風は、風力や経路等が室戸台風と似ており、風害、高潮害、波浪害などもほぼ同程度であったといわれている。

気圧は神戸市で 964.3hPa を記録し、最大瞬間風速は神戸市で 48m/s に達した。雨量は西宮市で 64mm、神戸市で 97mm など比較的少なかった。神戸市以東の沿岸部では高潮や高波が顕著で、潮位の偏差は神戸市で 147 cm 上昇した。

本市域においても、高潮、高波により、家屋の流出、浸水等の被害が発生した。

3 近年の風水害

(1) 昭和 58 年台風第 10 号

本市では、最低気圧 991hPa、最大瞬間風速 24.5m/s であったが、9月25日から停滞していた秋雨前線による先行雨量が影響し、28日の台風来襲時には、日雨量 244 mm に達する雨台風となった。

(2) 平成元年秋雨前線豪雨

本市では、9月13日から断続的に降り続いた雨が14日朝から激しくなり、2日間の累積雨量は225 mm、14日午前7時から8時までの1時間に104 mmという記録的な集中豪雨により、浸水被害が国道43号以南から旧防潮堤までのほぼ全域に及ぶなど大きな被害となった。

この集中豪雨により、道路及び鉄道敷の冠水や土砂流出等で、交通機関が一時不通となった。

(3) 平成 21 年台風第 18 号

本市では、10月7日から8日にかけて、最低気圧 979hPa、最大瞬間風速 35.6m/s の台風来襲に伴い、2日間の累積雨量は66 mm、物的被害として倒木 572 件を含む各種施設への被害が多数発生した。

(4) 平成 23 年台風第 12 号

本市では、最低気圧 987hPa、最大瞬間風速 22.4m/s の台風来襲に伴い、累積雨量は249 mmに達する雨台風となり、被害状況としては、国道43号、アンダーパス冠水、芦有道路の全線通行止め等の被害が発生した。

(5) 平成 26 年台風第 11 号

本市では、8月9日から10日にかけて、最低気圧 981hPa、最大瞬間風速 28.9m/s の台風来襲に伴い、2日間の累積雨量は、311 mmに達し、パイプラインへの雨水侵入、アンダーパスの冠水、芦屋川高水敷の石積み崩落、芦有道路の一部崩落などの被害が発生した。

(6) 平成 29 年台風第 21 号

本市では、10月22日から23日にかけて、最低気圧 978hPa、最大瞬間風速 42.6m/s の台風来襲に伴い、3日間の累積雨量(21日～23日)は163 mm、転倒による人的被害が6件、物的被害として倒木14件、塀等の転倒が5件の被害が発生した。

(7) 平成 30 年 7 月豪雨

6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響で、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、全国各地で甚大な被害が発生した。本市では、7月4日から降り始め

た雨が5日未明より激しくなり、奥池地区にて5日の日算積算雨量が440mmを記録した。

その後も断続的に降り続き、8日未明までの積算雨量が741mm（消防本部は393mm）に達する記録的な豪雨となり、一部の道路で冠水し、交通に支障をきたした。

(8) 平成30年台風第21号

9月4日14時頃に非常に強い勢力で神戸市に上陸し、時速約55～65km/hの速さで近畿地方を縦断した。その際、大阪湾奥の方向に風が吹く経路を通過したため、吹き寄せ効果により大量の海水が集積したことで、湾奥に位置する西宮検潮所では、最高潮位 T.P.+324cmに達し、過去最高潮位を上回った。（潮位偏差は、272cm上昇した。）

本市でも、猛烈な降雨により消防本部で最大時間雨量42mmを記録するとともに、上記原因で高潮及び高波が生じ、越流及び越波により、南芦屋浜地区（涼風町及び南浜町）で約25ha、宮川付近（呉川町及び西蔵町）で約10haが浸水した。また、潮芦屋ビーチやベランダ護岸等では、漂流したコンテナ18個が打ち上げられ、護岸損壊及び防護柵が倒壊した。この台風により本市域では、床上浸水28件、床下浸水272件、道路冠水等の被害が発生した。

第5節 災害の危険性と被害の想定

第1 地震災害の危険性

1 既往の地震災害からみた危険性

兵庫県地域防災計画を基礎に、兵庫県及び本市における既往の地震災害等を検討することで、次の知見が得られる。

1	本市を含む兵庫県南部における、震度6以上の地震の発生間隔は、約80年（約500年間に6回、伏見地震、琵琶湖西岸地震、宝永地震、明石海峡地震、北但馬地震、兵庫県南部地震）と推定できる。なお、災害史上震度7以上の地震としては兵庫県南部地震のみである。
2	将来的に本市に大きな被害を及ぼす地震は、南海トラフ沿いの海洋性地震（南海トラフ地震）と兵庫県周辺の活断層浅部で発生する直下地震（有馬-高槻断層帯地震、六甲・淡路島断層帯地震）であると想定される。
3	南海トラフ地震は、歴史的に684年、887年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年と再来性（ 120 ± 30 年程度の間隔）の高いM8規模の巨大地震である。前回の「南海トラフ地震」から既に65年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回は比較的早まるのではという意見もある。本市周辺では震度はほぼ全域で5弱以上、特に南部地域では6弱に達する危険性もある。また、津波を伴うことも予想される。
4	兵庫県南部における活断層の活動度を見ると、周辺で最も活動的な活断層は中央構造線（A級：断層活動度）であり、さらに有馬-高槻断層帯、六甲・淡路島断層帯、山崎断層（いずれもB級）等も比較的大きな活動度である。直下地震は海洋性地震に比較し地震の規模は小さいが、都市の真下で発生すれば地震動による被害が甚大になる。
5	近辺では、有馬-高槻断層帯、六甲・淡路島断層帯、山崎断層等の活断層分布が知られているが、その詳細な活動歴は不明である。六甲・淡路島断層帯のうち、野島断層をはじめ少なくとも一部の断層は、兵庫県南部地震によりエネルギーが解放されたと考えられる。また、有馬-高槻断層帯（茨木市以東）は、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震で動いたことが確認されている。
6	太平洋を波源とする遠地津波は、緩やかな勾配の続く内湾の阪神間の海岸においては、被災の危険性は低い。また発生した場合でも、到達まで数時間から1日程度要するため、対策を講じることは可能である。

2 本市の地震災害に対する潜在的危険性

自治省消防庁の「防災アセスメントマニュアル」（昭和63年3月）に示す手法に基づき、土地条件図（国土地理院、昭和58年）からの分析、旧版地形図（大日本帝国陸軍測量部、昭和7年）及び土地利用現況図（都市計画基礎調査、昭和63年）の比較による土地利用の変遷からの分析、既往災害として兵庫県南部地震による被害実態の分析等により、基礎アセスメントを平成7年度に実施した。

ここから得られる地震による「地震動」「液状化」「がけ崩れ（土砂災害）」及び「津波災害」に対する本市の潜在的危険性を以下に整理し、地域的な分布を図に示す。

(1) 地震動

本市は、全体的には比較的地盤のよい地域であるが、その中で相対的に危険性の高い地域は次のように分析できる。

1	土地条件図から、「谷底平野・はん濫平野」「後背低地」「高い盛土地」が、やや脆弱な地盤であると考えられる。
2	沖積層が厚いほど揺れは大きくなることが知られている。直下地震では要因が複雑に絡み合い必ずしもこのことが当てはまるとは限らないが、海洋性地震の場合には概ね適用できる。市内では、沖積層の厚さが概ね 10m 程度以上と推定される地区は、相対的に危険性が大きいと考えられる。
3	土地利用の変遷から見ると、宅地開発以前に「水田・畑」「河川・ため池」「海」であったところでは、相対的に地震動が大きくなるが、改変工法により地震動の影響は大きく異なる。また、「林地」であったところも相対的に地震動が大きくなる場所もあると考えられる。
4	兵庫県南部地震では、上記の要因だけでは説明のできない範囲で強い地震動の影響が見られた。埋立地の地震動はむしろ低減されたという調査結果もある。

(2) 液状化

液状化は、粒径が揃った緩い砂質土が強い振動を受けた場合に発生しやすい。本市における液状化危険性は、次のような地域が比較的高いと分析できる。

1	土地条件図から、「緩扇状地」の特に扇頂部・扇端部、「自然堤防」「谷底平野・はん濫平野」「後背低地」「高い盛土地」「盛土地」（旧水面上）は、液状化危険性が比較的高い。
2	土地利用の変遷から見ると、「水田・畑」であったところで地下水位が高い場合、「河川・ため池」「海」であったところでは、液状化の危険性がある。ただし、改変工法によりその影響はかなり異なる。
3	兵庫県南部地震では、芦屋浜地区を中心に、国道 43 号付近でも噴砂等が確認されている。前記要因によれば、さらに国道 2 号沿いの地域まで液状化の危険性が抽出されるが、震度 6～7 程度の揺れを受けても、表層では液状化現象が見られていないことから、今後も国道 43 号以南の地域を中心に液状化に留意しておけばよいと考えられる。

(3) がけ崩れ（土砂災害）

山地、丘陵地の斜面には潜在的に崩壊危険性があると考えられるため、本市市街地北部から山地部はほとんどの地域がこれに該当する。この中で比較的危险性の高い地域は次のように分析される。

1	土地条件図から、「斜面（極急斜面）」、山麓部及び奥池地区の人工改変地（「平坦化地」「農業用平坦化地」「切土斜面」「盛土斜面」）の内、特に盛土部分は、崩壊危険性が比較的高い。
2	土砂災害の危険地域等に指定されているところについては、今後とも要注意である。
3	土地利用の変遷から見ると、林地、河川沿いの丘陵地、谷間のため池が宅地化されているところでは、潜在的な崩壊危険性を有している。
4	兵庫県南部地震では、阪急電鉄以北の地域に地すべり現象と宅地崩壊が発生しており、山間部は、現在も崩壊箇所の新規発生や拡大が見られている。これらの地域は今後とも要注意である。

(4) 津波災害

1	満潮時が重なった条件下、さらに低気圧の通過などの悪条件が重なれば津波高 3.7m が想定されているため、地盤高 3m 以下の低地では、津波による浸水の潜在的危険性がある。
2	過去の津波災害では、古文書の記録においても、本市沿岸の被害は軽微であった。
3	東日本大震災の教訓から、発生した災害の種類、規模、状況等によっては、個々人における臨機応変な判断及び行動が必要であることについて認識すべきである。
4	東日本大震災から、今後津波被害想定においては、二つのレベルの津波を想定する。 ①発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 ◇住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を示した総合的な津波対策を確立する。 ②発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 ◇人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化の視点から、湾岸保全施設を整備する。

(5) 地震災害に対する潜在的危険性

下図は、前項までの分析から、地震災害に対する潜在的危険性がある地域の分布を大まかに示したものである。ただし、津波災害に対する危険性のある地域は、浸水危険性のある地域を読み替えることとする。

なお、この分析は、防災アセスメントマニュアルに基づく一般的な基準に基づいて、広く潜在的危険性を抽出したものであり、人工地形の改変工法、個別のボーリングデータの内容等を踏まえたものではない。

<地震災害に対する潜在的危険性>



第2 地震と被害の想定

1 想定される地震と被害の特徴

地震調査推進本部の地震調査委員会における活断層及び海溝型地震の長期評価結果に基づき、兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海トラフ地震、有馬－高槻断層帯地震、六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震、中央構造線断層帯地震、上町断層帯地震の地震規模と発生確率は、以下のとおりである。

<想定される地震の規模と発生確率>

	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度若しくはそれ以上

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和4年1月1日時点）

	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
有馬－高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	ほぼ0%～ 0.04%	ほぼ0%～ 0.09%	ほぼ0%～ 0.4%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和4年1月1日時点）

	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
六甲・淡路島断層帯主部(六甲山地南縁－淡路島東岸区間)	7.9程度	ほぼ0%～1%	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～6%
主部（淡路島西岸区間）	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和4年1月1日時点）

	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
山崎断層帯				
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～ 0.01%	ほぼ0%～ 0.02%	0.003%～ 0.05%
主部（北西部）	7.7程度	0.1%～1%	0.2%～2%	0.5%～4%
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和4年1月1日時点）

	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
中央構造線断層帯 (紀淡海峡～鳴門海峡区間)	7.5程度	0.005%～1%	0.009%～2%	0.02%～4%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和3年1月1日時点）

	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
上町断層帯	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和4年1月1日時点）

※ほぼ 0%：発生確率が 0.001%未満

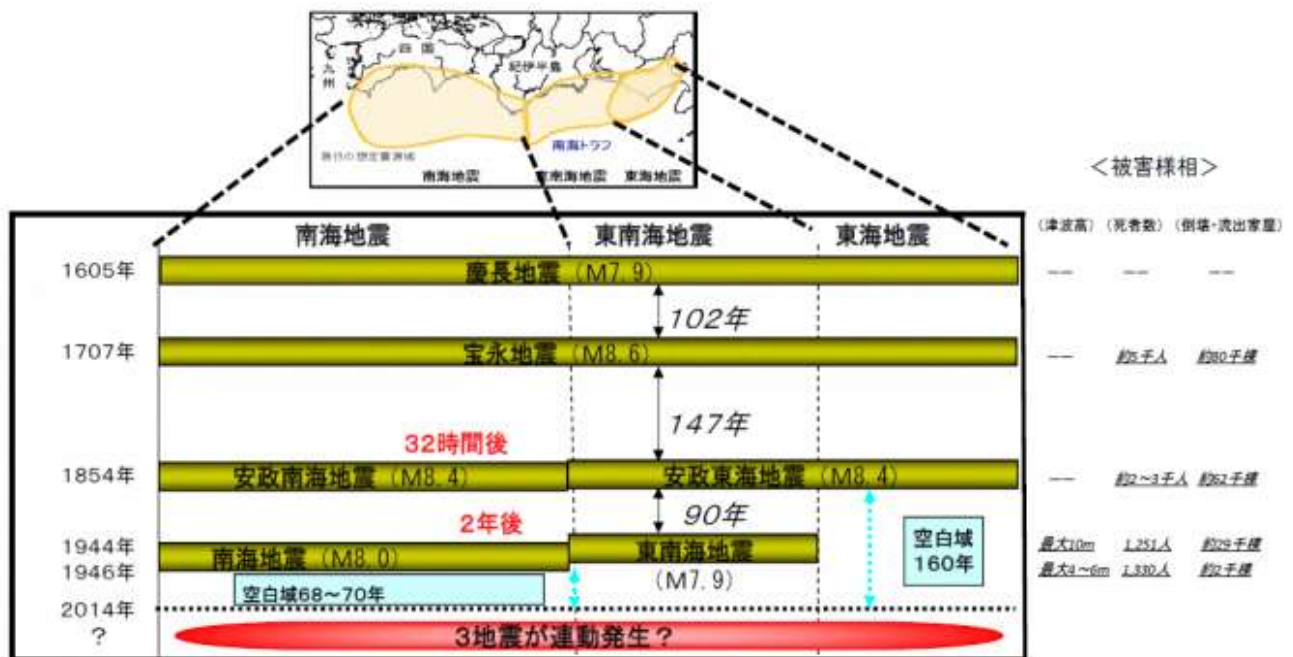
また、各地震の特徴を次に示す。なお、本市域において大きな影響が予想されるのは、南海トラフ地震、有馬-高槻断層帯地震、六甲・淡路島断層帯地震、上町断層帯地震の4つである。

(1) 南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下「プレート境界面」という）がずぶることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年以上経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海トラフ地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフ地震は、これまでのパターンから考えて、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く、地震による津波は、南あわじ市の沿岸では地震発生後44分で津波の第1波が到達し、その最高津波水位はT.P+8.1mが予想される。芦屋市でも地震発生後最短111分で1mを越す津波が到達し、最高津波水位はT.P+3.7mが予想される。陸域の沈降と河川・海岸等の構造物が地震動による沈下、水門・陸閘等は常時閉鎖の施設以外は開放状態とした場合は、標高の低い防潮堤線から国道43号の区域で浸水被害が出る可能性がある。芦屋市では震度6弱が想定されている。

（参考）南海トラフにおける過去の地震（内閣府平成24年度版防災白書 図1-2-6）



「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による想定震源断層域



(出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ：最終報告(平成 25 年 5 月 28 日公表)、南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像、p1)

建物の被害(冬 18 時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数(全壊)約 32,000 棟(半壊)約 109,000 棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数(全壊)約 1,000 棟(半壊)約 35,000 棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数(全壊)約 270 棟(半壊)約 640 棟
- ◆火災による焼失棟数約 2,200 棟
- ◆津波による建物倒壊棟数(全壊)約 3,000 棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬 5 時)(死者) 約 1,900 人(負傷者)約 24,400 人(重傷者)約 2,900 人
 - ◆がけ崩れによる死傷者数(冬 5 時)(死者)約 20 人(負傷者)約 30 人(重傷者)約 10 人
 - ◆火災による死傷者数(冬 18 時)約 260 人
 - ◆津波による死傷者数(夏 12 時)(死者) 約 28,000 人(負傷者)約 14,200 人(重傷者)約 4,800 人
 - ◆避難所生活者数(夏 12 時)約 169,000 人
 - ◆帰宅困難者数約 591,000 人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳

ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)約 696,000 人
 - ◆電力(停電件数)約 1,135,000 軒
 - ◆ガス(復旧対象となる供給停止戸数)約 6,600 戸
 - ◆通信(固定電話)(被災回線数)約 57,000 回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧困難地域を除く

(2) 六甲・淡路島断層帯地震

六甲・淡路島断層帯地震は、平成7年（1995年）に起きた兵庫県南部地震と最も類似した条件の下で起こる地震である。阪神間北部を中心に多数の家屋崩壊、火災の発生、海岸部を中心とした地盤の液状化現象、ライフラインや交通網の寸断など、都市型の大災害が発生するおそれがあり、軟弱地盤が分布している地域は特に注意が必要である。六甲山系は数多くの断層が走り、基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから地質的、地形的に土砂災害が発生しやすいうえ、山腹部まで住宅開発が進んでおり、危険性が高い。さらに断層を横切っている交通施設等も少なくなく、震源の位置と規模によっては、極めて大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度7が想定されている。

(3) 山崎断層帯地震

山崎断層帯地震は、震源地付近では震度7に達することもありうる内陸直下型地震であり、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへ大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度6弱が想定されている。

(4) 有馬－高槻断層帯地震

有馬－高槻断層帯は、北摂山地と大阪平野・六甲山地の境界部にほぼ東北東－西南西に延びる活断層帯であり、発生確率は低いものの、少なくとも東部では、ずれの量が右ずれ最大3m程度、マグニチュードが7.5程度（±0.5）の地震が発生する可能性がある。芦屋市では震度7が想定されている。

(5) 中央構造線断層帯地震

中央構造線断層帯は紀伊半島北部から四国を横切って九州北部にまで達する活断層であり、本市への影響が最も厳しいと考えられるのは、淡路南縁断層帯周辺を震源とする地震である。この場合、震源地付近では震度7に達することも考えられ、淡路島南部を中心に大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度6弱が想定されている。

(6) 上町断層帯地震

この地震の震度6強以上の強震動を受けるエリアは、人口や建物の集中した大阪市を含む大阪府中心部であり、大きな被害をもたらす可能性がある。芦屋市では震度6強が想定されている。

2 津波の規模の想定

兵庫県南部では、南海トラフ地震及び南米太平洋沿岸沖、カムチャッカ半島付近の地震による津波の影響を受ける可能性がある。

津波は、紀伊半島南端から紀伊水道を北上し、大阪湾に到達するまでには波高がかなり減少する。その状態は、震源が沿岸に近い地震と遠い地震でやや異なり、後者では減少の程度が小さい。

しかしながら、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓から、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定するものとし、国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、兵庫県が想定した最大クラスの地震・津波による「津波浸水想定区域図」では、最高津波水位が 3.7m、本市沿岸に 1m を越す津波高が到達するまでに要する時間が 111 分と想定された。また、市民への情報提供や啓発においては、発生した災害の種類、規模、状況等により、個々人における臨機応変な判断及び行動が必要であることを踏まえたものとする。

3 被害の想定

1	現在の本市域における被害想定については、国及び兵庫県の各種の被害想定調査結果を踏まえて対策を検討しているところであるが、定量的な被害の想定を行うことは極めて困難であるため、当面は阪神・淡路大震災における被害の実態と「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成 26 年 6 月兵庫県が公表）」を、計画策定に当たっての被害の想定に代えることとする。
2	数量的な前提条件については、「第 3 節 第 2 阪神・淡路大震災における被害状況」の数値、又はこれに人口、建築物、その後の防災対策等の推移を加味した数値を用いることとする。施設・設備等の耐震性の検討を行う場合においても、兵庫県南部地震（最大震度 7）を踏まえたものとする。
3	ただし、阪神・淡路大震災においては、地震災害における全ての被害の様相が現れたわけではなく、地震の種類、季節・時間等の条件が異なれば、別の被害が拡大することもある。このため、そうした条件により留意すべき事項を次に示す。

<震源の異なる地震による留意事項>

地震の種類	留 意 事 項
海洋性地震	・南海トラフ地震が該当する。 ・地震の規模が大きいため、広域にわたって長い周期の強い揺れが 1～2 分程度続くことが予想される。このため周辺地域からの応援も期待できない状況が考えられる。 ・本市の震度は直下地震ほど大きくならないと推定される。（震度 5 弱～6 弱） ・高層建築物の揺れの増幅による損傷、広範囲の液状化現象が危惧される。 ・津波による被害の発生が予測される。 ・被害想定は、「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成 26 年 6 月兵庫県が公表）」を参考とする。
直下地震	・有馬高槻構造線～六甲断層帯地震が最も要注意である。 ・阪神間を中心に強い縦及び横の揺れが生じ、局地的に甚大な被害が発生すると予測される。（震度 6 弱となる可能性がある。） ・兵庫県南部地震と同様に、埋立地等における液状化現象、六甲山系の土砂災害、山麓部の造成地被害等が危惧される。 ・中央構造線断層帯地震等震源が大阪湾を挟む直下地震においては、津波被害の発生の可能性もある。

<季節・時間帯が異なる場合の留意事項>

項 目	留 意 事 項
人 的 被 害	・日中の場合は、自宅以外での死傷者が増え、特に朝夕の通勤・通学ラッシュ時等には、通行中のブロック塀の倒壊や看板等の落下物による被害や、鉄道等交通施設で多くの死傷者が発生する可能性がある。このため、死傷者の搬送、身元確認等に支障を来すおそれがある。 ・また、通勤・通学・帰宅困難者の滞留も発生すると思われる。さらに、家族が分散した状態で安否確認、行方不明者の捜索にも支障を来すおそれがある。 ・夕方など火気の使用が多い時間帯、風の強い季節であれば、火災の多発及び延焼による死者が増加することが考えられる。 ・釣り人が海岸部にいる時間帯では、津波による被害が発生する可能性がある。
施 設 ・ 設 備 被 害	・ライフライン施設の被害そのものは変わらないが、日中の場合は電話需要は夜間・早朝の場合以上に高まり、電話の接続状況が悪化する可能性がある。 ・コンピュータや精密機器等の設備が稼働中に被災した場合は、システムの復旧には阪神・淡路大震災時以上に時間がかかるおそれがある。 ・危険物施設が稼働中に被災した場合は、火災への対応や、避難誘導活動が必要となる可能性がある。 ・日中の場合は、交通機関は死傷者への対応に追われ、復旧活動が遅れる可能性もある。道路は日常的に渋滞している中で、事故の多発により混乱するおそれがある。
土 砂 災 害	・梅雨期や秋の長雨期に発生した場合、地すべりや急傾斜地の崩壊等が発生しやすい。さらには二次的に、土石流が発生するおそれもある。
応急活動体制の確立	・勤務時間中の場合、初動対応の開始は早くなるが、職員や来庁者の死傷者への対応、職員の家族の安否確認等が必要となる。
消 火 ・ 救 助 活 動	・渇水期の場合、河川水が利用できず、消火活動に支障を来すおそれがある。 ・日中の場合、道路の混乱により、緊急車両の通行にも支障を来し、初期消火活動等に遅れが生じるおそれがある。 ・日中の場合、住宅地の人手が不足し、市民による倒壊家屋からの救出・救助活動が十分に行えないことが考えられる。 ・夕方から深夜にかけて発生した場合、停電により暗闇の中で救助活動を行わなければならない、救助効率が悪化するおそれがある。
救 急 ・ 医 療 活 動	・日中の場合、道路の混乱により、救急車の走行に支障を来すおそれがある。 ・医療機関が診療中の場合、医療事故が発生するおそれがある。
避難収容活動	・日中の場合、家族が離散した状態となり、避難先や安否の確認に支障が生じることが考えられる。 ・避難所となる学校の児童生徒の安全確保のため、避難所スペースが十分に確保されないおそれがある。 ・夏期の場合、暑さとの戦いとなり、このため、避難所の衛生対策、保健対策が早期に必要となることが考えられる。
衛生対策活動	・夏期の場合、遺体、食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯等の衛生対策を早期に行う必要がある。
物 資 等 の 調 達 活 動	・日中の場合、小売店の店頭の商品が直ちに品切れとなるおそれがある。 ・夏期の場合、食中毒発生の危険性が高く、食料品の取扱いが困難となることが考えられる。

市域内においても、地盤条件やまちの姿等が地域により異なることから、被害の発生の仕方とも異なる。そこで、地域毎に特筆すべき被害の特徴を次に示す。

<地域毎の特徴と発生が予測される被害の特徴>

地 域	地域の特徴	特筆すべき被害の特徴
奥池地区	・低密な住宅街が主である。 ・市街地とは、芦有道路のみにより結ばれる。	・接続道路が遮断されることにより、地区が孤立化するおそれがある。 ・山腹、宅地造成地の崩壊、土石流発生等の危険性がある。
阪急電鉄以北 (奥池地区を除く)	・宅地造成などによる住宅街が多い。	・宅地造成地の崩壊及びそれに伴う周辺地域の家屋への影響が危惧される。小さな地震でも地盤の緩んでいるところは要注意である。 ・山腹、宅地造成地の崩壊、土石流発生等の危険性がある。
阪急～JR	・住宅街が主であるが、JR 芦屋駅周辺は大規模な商業施設が立ち並ぶ。	・住宅街における火災出火延焼危険がある。 ・J R 芦屋駅周辺地域における落下物危険、火災発生等があればパニックが起こるおそれもある。
JR～国道43号	・住宅街が主であるが、国道や幹線道路沿いは商業施設が立ち並ぶ。	・住宅街における火災出火延焼危険性がある。
国道43号 ～防潮堤線	・住宅街	・沖積層がやや厚いことから、市内他地域よりも大きな揺れを生じやすい。 ・住宅街における火災出火延焼危険性がある。 ・液状化被害も若干生じ、ライフライン等に影響を与える可能性がある。 ・津波及び堤防被害などに伴い河川周辺を中心とした水害の可能性もある。
防潮堤線以南	・埋立造成。 ・芦屋浜地区には高層住宅棟が林立する。 ・南芦屋浜地区の埋立が完了し新市街地が形成された。	・高層建築物内、特に高層階での大きな揺れが生じるおそれがある。 ・家具転倒、エレベーター停止、ドア開閉不能等の被害により、避難に困難が生じる危険性がある。 ・液状化現象による建物・ライフラインの被害の可能性もある。

第4章 災害対策の基本方針

阪神・淡路大震災では、従来あれほどの大地震を想定しておらず、事前に十分な対策が講じられていなかったために、被害の拡大をくい止めることができなかった面もある。

そのため、阪神・淡路大震災の応急活動に携わった職員が検討会等を通じて活動上の問題点や、阪神・淡路大震災以降の大震災における事例を上げ、この教訓を今後の防災対策に生かすために、「第1節 基本方針」で今後の対策を進めていく上での基本方針を整理し、「第2節 過去の震災での教訓・課題」では教訓・課題を整理した。

第1節 基本方針

第1 防災計画の整備

芦屋市震災復興計画（平成7年7月）で掲げる基本理念の一つである「快適で安全なまちづくり」を行うために、次の目標をもって防災計画を整備する。

1 災害への対応

地震、津波、高潮、竜巻、台風、崖崩れ、地すべり、土石流、豪雨、水害、火災等の災害に対して多角的な観点から防災機能を強化したまちづくりを行うため、自然の地形を考慮しながら、防災計画の新たな検討を行う。

2 安全なライフラインの整備

災害時の被害を最小限に抑えることができるライフライン（水道、下水道、電気、ガス）、情報・通信システムの整備を図る。

3 防災緑地軸の形成

防災的機能を有する都市基幹公園や緑道が有機的に連続し、災害時に安全な避難行動が取れるよう、芦屋川及び宮川沿いの街路や広域避難場所間の街路をつないで、防災緑地軸を形成する。

4 防災生活圏の形成

小学校区を単位として、自主防災組織の充実した防災生活圏の形成を図るため、圏域で地域防災拠点、地区防災拠点を整備するとともに、生涯学習活動等のコミュニティ活動を支援することによって、市民相互の交流促進を図り、防災意識の高揚に努める。

5 災害発生時の救急・救護活動の充実

生活文化の向上を目的としつつ災害発生時の救急・救護活動にも寄与する情報・通信システムや、安心して暮らせる体制づくりとともに災害発生時にも役立つ医療・福祉運営システム等の整備を図る。

第2 災害に強いまちづくり

1 都市の防災構造の強化

1	震災時に同時多発する火災に対し、防災生活圏を単位として延焼を防止するとともに、市民が安全に防災拠点に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救護活動の阻害の防止のために、水と緑豊かな河川、幹線道路等の延焼遮断帯の形成を図る。
2	防災生活圏を形成するために、地域防災拠点や地区防災拠点を整備するとともに、防災中枢拠点、広域避難場所などの広域的なエリアを対象とする防災拠点の整備を図る。
3	震災時の人的被害が最小限になるよう建築物の耐震・不燃化を推進する。

2 災害防止施設の整備

兵庫県南部地震と同様な地震に伴う土砂災害、水害等の二次災害の発生を防止するとともに、国土強靱化事業等を総合的・計画的に推進する。

3 ライフライン関係施設の整備

耐震性を確保するとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、あらゆる災害に対して、被害を最小限にくい止めるライフラインの整備を図る。

4 交通関係施設の整備

1	道路交通のネットワークの向上を図り、国道2号、国道43号等の災害発生時における広域幹線道路を補完する山手幹線（平成22年全線開通）等の地域幹線道路を拡充する。
2	公共交通機関は、交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保を図る。
3	耐震性護岸、臨時ヘリポートの指定等により、海・空のアクセスを強化する。

5 危険物等の保安

危険物施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

第3 救援・救護

1 情報収集・連絡活動

1	地震発生後の時間の経過に応じて必要となる情報の内容、担当及び判断基準を明確にする。
2	災害応急対策及び復旧活動等を実施する上で、各段階で的確に必要な判断を行い得る情報収集・連絡体制を整備する。
3	既存の通信機器の効率的な活用を行うとともに、防災行政無線等の効果的な運用や、新たな情報伝達ツールの普及を行う。

2 災害応急活動体制

1	動員配備基準を明確にし、勤務時間外において大きな地震が発生した場合は、自動的に初動体制を確立する。
2	災害対策本部の設置基準及び組織の役割を明確にし、万全の体制をもって災害応急対策活動に当たる。
3	災害応急対策及び復旧活動等を円滑に実施するため、消防本部、消防団、市域の公共的団体、自主防災組織の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動を促進する。
4	近隣及び広域の市町との間における相互応援体制、防災関係民間機関との間における協力体制を整備する。
5	自衛隊、他の自治体、民間機関等に対する応援の要請等の手続等を明確にするとともに、応援の受入れ体制についても整備する。

3 消火・救助・救急及び医療活動

1	飲料水兼用耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用等により、断水時においても消防水利を確保する。
2	救助・救急、医療のための資機材を充実し、地域住民とともに活動する体制を整備する。また、不足する資機材の調達及び人的応援等に関して、他の自治体や民間業者等との協力体制を確立する。
3	災害時の医療活動を総合的に調整する医療コーディネーターの仕組みを確立し、医療コーディネーターが救急医療体制、応援の要請・受入れ等に関する判断を行う。
4	災害対応病院は、広域の相互応援体制を確立する。

4 緊急輸送活動

1	緊急輸送道路指定予定路線を定め、予め指定の手続、必要な道路交通規制や道路啓開の方法等を計画しておく。
2	市保有及び借上げによる車両、ヘリコプター等の活用により、効率的な緊急輸送を行う。

5 避難収容活動

1	地域住民の協力を得て、避難行動要支援者も確実に避難できる体制の整備を検討する。
2	避難所の指定箇所を拡充し、避難者が多数となる場合にも対応できるようにするとともに、地域住民の協力も得て迅速に避難所を開設できる仕組みづくりを行う。また、各

	避難所毎に、避難者の保護と自立支援を踏まえた管理運営マニュアルを作成する。
3	避難行動要支援者へのケア、避難生活の長期化に伴う環境保護の方針を定め、必要な設備や資機材等を拡充していく。
4	令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

1	市民自らも食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄を行う。市においてもこれを補完する備蓄を拡充するとともに、協定の締結等により災害発生後速やかに市内及び広域的に調達できる体制を確立する。
2	食料、生活必需品等の集積拠点を定め、管理、配送、被災者への配布体制を確立する。
3	3週間以内に水道施設の応急復旧を完了させることを目標とし、その間は飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水栓を活用して応急給水を行う。
4	生活用水を調達供給できる体制を確立する。

7 遺体対応、感染症対策等、保健衛生に関する活動

1	遺体安置所を確保するとともに、広域的な協力体制の整備のもと、火葬場の手配等迅速な遺体対応のシステムの確立を図る。
2	避難生活の長期化に対応し、健康診断・相談及びこころのケア等による被災者の心身双方の保健救護体制を確立する。
3	避難所等における食品衛生監視、一時大量に発生する生活ゴミの収集、仮設トイレの管理等の面で衛生対策を充実する。
4	大量に発生する災害廃棄物の処理、下水道被災時の仮設トイレ設置及びし尿の収集について、広域的な協力体制の整備のもと、処理システムの確立を図る。

8 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1	被災者が求める情報、物資等を迅速に供給する。
2	営業活動の再開を支援する。

9 施設、設備の応急復旧活動

1	施設・設備の耐震化を進めるとともに、応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための施設等の応急復旧を迅速に行う。
2	ライフライン関係機関は、災害に強い施設整備を進めるとともに、被災時に迅速に応急復旧を行うための体制を確立する。

10 被災者等への的確な情報伝達活動

1	災害発生後の時間の経過とともに変化する被災者の求める情報を迅速に収集、広報するシステムを確立する。
2	様々な広報媒体を活用し、被災者等が求める情報が的確に入手できる仕組みを確立する。
3	市民等からの問い合わせや相談内容を、速やかに援護施策等に反映させるとともに、

	広報と連動させることにより市民の不安を和らげるための仕組みを確立する。
--	-------------------------------------

1 1 二次災害の防止活動

1	平時から二次災害等危険箇所の防護対策を進めるとともに、発災時の調査体制等を確立する。
2	建築物等の応急危険度判定を実施するため、専門家への要請及びその受入れ体制を整備する。

1 2 自発的支援の受入れ

1	善意を生かし、かつ受入れ側の負担が軽減できるよう、発災時の義援金・救援物資の受入れ方針を予め定める。
2	日常のボランティアの交流促進と併せて災害時のボランティアの受入れ、情報提供の窓口となる拠点の整備及びボランティアコーディネーター等の育成を図り、効果的なボランティア活動が行えるよう連携・支援を行う。

1 3 応急教育対策

1	学校園の再開に向けて必要な手順を予め計画する。
2	発災時の状況に応じて、園児・児童生徒の安全確保を図るための方針を確立する。
3	各施設毎に防災計画を定め、実効性を高めるため必要な研修及び訓練を実施する。

1 4 その他応急活動、災害復旧・復興への備え

防災・復興に関する調査研究、訓練、各種データの整備保全、過去の災害対応の教訓の共有化等の実施により、災害に対する備えを充実する。

第4 市民の防災意識の向上

1 防災知識の普及

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承など防災知識の普及を図り、災害時に自発的な防災活動への参加など役割を果たせるよう努める。

2 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成を進め、災害発生時に地域においても避難行動要支援者対策、救助、初期消火、情報連絡、物資の配布等が適切に行われるよう、日頃の訓練等防災対策活動を支援する。

第2節 過去の震災での教訓・課題

第1 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

1 情報収集、伝達、調整

1	要員の不足と通信機能のマヒのため、発災直後の情報収集が十分にできなかった。また、他機関とはもとより、災害対策本部内や避難所等との間もスムーズな情報伝達が行えず、苦慮した。(阪神・淡路大震災)
2	今回の災害では、情報の収集方法→整理→判断→伝達→確認という一連の流れが十分に計画されていなかったことから、混乱が生じている。発災直後にすべきこと、その後の時間の経過とともに移っていく重点課題を整理し、それに合わせた計画を策定し、情報の収集及び伝達の手段、方法を整備する必要性を痛感した。(阪神・淡路大震災)
3	隣近所や地域による安否確認、相互助け合い、避難所生活の支えなど、地縁コミュニティが大きな力を発揮した。また、発災直後からメールが飛び交い、多様なネットワークで地縁を越えた助け合い等が展開された。(中越沖地震 ¹⁾)
4	市民、行政、企業等の連携と情報共有化が重要となる。(中越沖地震 ¹⁾)
5	大規模災害時は、早期に広範な被災状況を正確に把握することが、その後の体制を構築する上で重要である。(東日本大震災)
6	迅速な救出・救助活動などを行うため、被災現場の状況、情報等を早期に把握できる体制の構築が必要である。(東日本大震災)
7	災害対策本部会議での情報を始めとする様々な災害情報について、庁内の各職員や防災関係機関との情報共有、外部への情報発信に課題があった。(大阪府北部地震)

2 通信手段

1	一般加入電話が極めてつながりにくくなり、単車、自転車だけが有効な連絡手段となった。無線通信設備は、県衛星通信と消防無線があったが、無線が輻輳して役立たないこともあった。消防本部においても、機器等が転倒したため、多くの通信機器が一時機能停止した。(阪神・淡路大震災)
2	電話による市民等からの問い合わせや苦情が殺到したため、災害対策本部の電話が常に着信状態になり、発信に支障を来したほか、多くの職員が電話の応対にかかりきりになった。(阪神・淡路大震災)
3	今後は、どのような場合でも情報の伝達が可能となるように、無線通信システム、携帯電話、FAX等多様な通信手段の整備が求められる。(阪神・淡路大震災)
4	市域が狭いため、関係機関が比較的近くに所在しており、歩いてでも連絡がとれたことは幸いした。(阪神・淡路大震災)
5	市町村と県との連絡手段のうち、固定電話及び携帯電話は、輻輳により一時期つながりにくい状況となった。そのため、携帯電話のメールや県防災行政無線等の活用などが必要である。(中越地震 ²⁾)
6	大規模災害時に通信が途絶した自治体においては、衛星携帯電話や専用回線(無線)が有効である。(東日本大震災)
7	民間施設との夜間等の緊急連絡網等がないため、連絡体制が不十分であった。(大阪府北部地震)

¹ 新潟県中越沖地震復興に向けた諸課題：新潟県中越沖地震復興ビジョン策定専門家会議

² 中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会(第2回)資料：内閣府

8	全道域での大規模停電により、多くの通信手段が途絶し情報収集に大きな支障をきたした。（北海道胆振東部地震）
9	非常用電源の整備や通信手段の多重化（北海道胆振東部地震）

3 被害調査

1	従来の計画では、人的又は住家の被害調査の実施担当が明確でなく、判定基準、調査体制・方法等についても具体的な基準がなかったため、効率を悪くした。（阪神・淡路大震災）
2	公共施設等の被害調査においても、職員による調査体制が十分に組めないことと専門業者の不足等により、調査や被害額の算定に長時間を要した。（阪神・淡路大震災）
3	今後の課題としては、民間業者や他機関の協力を前提とした調査体制の整備や、判定基準等を明確にした各種調査の計画を、事前に策定しておくことが挙げられる。（阪神・淡路大震災）
4	被害調査を基に発行する罹災証明の重要性の認識不足があり、また様々な手続を並行して行う中で、台帳処理でミスが発生した。コンピュータによるデータの一元管理や、取扱いの方法等を予め整理しておく必要がある。（阪神・淡路大震災）
5	被害等の状況把握に向けた、行政、市民による体制づくりが必要である。（町内会、自主防災組織、消防団等）（中越地震 ³ ）
6	大規模な災害における罹災証明の受付や調査、発行などの体制構築に苦慮した。（大阪府北部地震）

第2 活動体制の確立

1 初動体制

1	勤務時間外に地震が発生したため、自主参集してきた少数の職員で対応をスタートせざるをえなかった。従来の計画では風水害対策が主体であり、職員が100%参集していることが前提となっていた。（阪神・淡路大震災）
2	災害発生時に初動体制をつくるうえで、初動要員及びその役割を明確にし、組織を指揮するものは、発災後速やかに登庁できるところに住居を確保していくことが教訓としてあげられる。（阪神・淡路大震災）
3	近隣に居住する上席者が早い段階で登庁し、的確に初動対策を実施し、組織を指揮したことで、最善の対策を開始することができた。（阪神・淡路大震災）
4	発災後数日ともなると、災害対策本部職員の疲労も色濃くなる。参集状況と業務内容等に基づき要員の交替を決めておくシステムも必要である。（中越地震 ³ ）

2 災害対策本部の設置

1	災害対策本部設置のための準備が不十分であった。具体的には、災害対策本部の設置場所、通信手段確保の方法、マスコミ情報の集約と発信の方法、災害対策本部の設置手続等が明確でなかった。（阪神・淡路大震災）
2	市庁舎も避難所となったため、災害対策本部の業務に支障が生じた。（阪神・淡路大震災）

³ 平成16年新潟県中越地震現地調査・支援報告書：静岡県防災局

3 組織体制

1	初動期は、参集した職員を、その時点で必要と思われる部署に配置して対応していったため、事前に計画されていた班体制・事務分掌どおりには運営されなかった上、災害時に本来必要な班体制及び応急対策活動が十分に計画されていなかったため、具体的に何をどのように活動すべきかわからず、効率的な活動ができない部署もあった。(阪神・淡路大震災)
2	災害対策本部の事務局の体制が整わず、災害対策本部会議の処理事項、専決体制が明確にされていなかったため、組織的活動ができなかった。(阪神・淡路大震災)
3	大部分の職員が災害現場等に出てしまったため、庁内に残った職員が少なく、動員、安否確認、出勤管理、支援要請、情報収集、連絡調整等が不十分となった。(阪神・淡路大震災)
4	課題としては、関係機関と災害対策本部との適切な役割分担、民間業者への委託及び支援要請等を含めて迅速な要員配置体制を整備することが挙げられる。(阪神・淡路大震災)
5	災害救助法が適用された場合の事務手続、救援方法等について、研究を進める必要がある。(阪神・淡路大震災)
6	応援依頼の優先順位や、緊急時に適切な応援を行うための体制に課題があった。(大阪府北部地震)
7	多くの避難所を同時に開設する場合や、長期に開設する場合などの対応を想定できていなかった。(大阪府北部地震)
8	国や府、インフラ事業者などの防災関係機関との情報共有、連絡について一部時間を要した事案があった。(大阪府北部地震)
9	派遣受入を含む危険度判定実施体制の構築に時間を要した。(大阪府北部地震)
10	指揮室への参集ルールが不明確、道災害対策本部各班の情報共有や連携不足(北海道胆振東部地震)

4 動員

1	登庁していない職員への連絡が取れず、動員できない面もあった。災害のレベルに応じた自主参集の基準の整備が必要である。職員への連絡手段としては、電話だけではなくテレビ、ラジオを通じて伝達することも検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	職員の参集の遅れた原因としては、職員自身が被災したこと、市内に居住する職員が少なかったこと、交通が遮断されたこと等があげられる。職員自身の生命、財産の安全確保も必要であり、子供や老人などの家族の世話をする必要もある。職員が揃わない中で活動できる体制を整備する必要がある。(阪神・淡路大震災)
3	災害時における公務員としての意識を高めるため、普段からの防災活動や、公共交通機関の不通時にも参集できる工夫(車の相乗り等)が大切であり、実践的な研修訓練の必要がある。(阪神・淡路大震災)
4	被災市町村において、受援計画が策定されておらず、地震発生後も必要な人数、業務内容等を十分に精査できないまま支援要請に踏み切ったことから、現地で人員の過不足等が発生(熊本地震)
5	業務継続計画における非常時優先業務と停止する通常業務のすみ分けや、対応職員数についての見通しが十分ではなかった。(大阪府北部地震)
6	災害時における人的な受援に関する計画の策定が準備中であつたため、円滑な対応がで

	きなかった。(大阪府北部地震)
7	災害時の長期にわたる勤務体制を想定した取決めがなかったため、職員の健康を考慮した管理に課題があった。(大阪府北部地震)
8	職員は大量の業務に従事し行政機能が低下、市町村庁舎の自家発電機が未配備(北海道胆振東部地震)

5 支援要請

1	組織的に広域の支援要請を行う仕組みがなかったため、個人的な要請となり、受入れ現場が混乱した。(阪神・淡路大震災)
2	応援受入れに関する計画もなく、庁舎をはじめ市内が大きな被害を受けた中で、応援に来ていただいた方に対する宿泊場所、執務場所、食事、駐車場、事故等への対応など、来援後の様々な手配に苦慮した。(阪神・淡路大震災)
3	大規模災害時において、リエゾン(災害対策現地情報連絡員)派遣などによる情報収集が自治体支援に有効である。(東日本大震災)
4	大規模災害時において、被災自治体への専門技術者などの派遣による的確かつ迅速な復旧への対応が有効である。(東日本大震災)
5	排水ポンプ車や照明車など様々な災害対策機械が行方不明者の捜索や自治体の支援に有効に機能した。(東日本大震災)
6	大規模災害時において、救援物資調達などの組織の垣根を超えた総合的な取組が有効である。(東日本大震災)
7	圏域を越えた支援体制の構築、国や地方の役割の明確化等による災害時における連携体制の確立が必要である。(東日本大震災)
8	災害時における多様な階層による地域間連携が必要である。(東日本大震災)

第3 消火・救助・救急及び医療活動

1 消火

1	地震発生直後に全市断水となり、消火栓が使用できなくなった。自然水(川、海水、井戸)の利用活用計画の整備をするとともに、学校のプールからの採水、耐震性防火水槽の設置等消防水利の確保を図る必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	消防車両に対して職員が不足した、分署のシャッターが停電で動かなくなり出動に手間取った、梯子車の有効運用ができなかった等の課題があった。(阪神・淡路大震災)
3	結果的に出火率は高かったが、延焼は少なかった。住家の敷地が比較的広いなど、火災延焼に強いまちの構造が重要である。(阪神・淡路大震災)
4	通信網の混乱により、情報の整理と部隊の掌握が十分にできず、指揮本部が有効に機能しなかった。災害時における消防の指揮本部では何をすべきか検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
5	通信機器の破損等により、一時多くの機器が通信不通となった。どのような事態になっても代替手段を確保できる計画の整備が必要である。(阪神・淡路大震災)
6	応援部隊等と無線の輻輳があった。出動部隊の状況が通信指令で把握できず、情報を伝えるだけになった。また記録がきちんととられていないなどの課題があった。(阪神・淡路大震災)

7	消防署と消防団の連絡が取れず、指示を出せなかった。また救助用資機材が各分団になかった。今後、各分団へ無線機、救助用資機材を配置する必要がある。(阪神・淡路大震災)
---	---

2 救助

1	活動人員の確保及び救助用資機材の不足が大きな問題となったが、消防・自衛隊・警察の到着を待っていたのでは遅いということも結果としてあった。市内建設事業者等の重機、救助資機材調達、自主防災組織などの地域の市民の協力を得ながら救助する体制づくりの整備が必要である。(阪神・淡路大震災)
2	救助要請が殺到し、情報が整理できなくなった。当初は消防・自衛隊・警察の活動を調整する体制がなく、活動が輻輳した。(阪神・淡路大震災)
3	ロープが不足するなど、救助に当たる職員の安全管理が不十分となった。個人装備の充実が必要である。(阪神・淡路大震災)
4	高齢者や障がい者ら「災害弱者」の安否確認に時間が掛かった。地域の助け合いを目指して災害時の避難行動要支援者名簿を作成していたが、全員の安否確認には6日間を要した。緊急時に機能させるためには、運用方法について平時から地域との情報共有等が必要である。(中越沖地震 ⁴)
5	救出救助現場と指揮室の情報共有が不足し現場部隊への指示や情報が一部錯綜(北海道胆振東部地震)

3 救急

1	負傷者を救助しても消防本部との連絡が満足にとれないため、受入れ先の病院を探すのに手間取った。救急車が独自に情報を入れ、受入れ先の病院を判断できるシステムを検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	市外への二次搬送のウエートが高くなり、大渋滞の中で救急車だけではなくヘリコプター等の利用の必要性を感じた。(阪神・淡路大震災)
3	中山間地域の孤立化が防災上大きな問題となった。(中越地震)

4 医療

1	医師会の三役が発災直後から災害対策本部に入り、救護所設置をはじめ、医療対策に必要なことを実質的に調整していった。この仕組みを災害時の医療コーディネーターとして位置づける必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	救護所用の医薬品の備蓄がなく、補充を受けるにも遠隔地に受け取りに行かなければならず、苦慮した。医薬品の備蓄、調達の方法を確立する必要がある。(阪神・淡路大震災)
3	救護所の適正配置、医師・看護師等の適切な配置を検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
4	市立芦屋病院が発災直後に救護班を編成する計画があったが、病院に多数の負傷者が押し寄せて人手不足となり、被災地内の病院では救護班の編成は現実的でない。(阪神・淡路大震災)
5	市立芦屋病院では、発災直後から玄関ロビーを救急診療場所として設営し、大量の負傷者等に対応した。(阪神・淡路大震災)

⁴ 自治体危機管理研究(創刊号 Vol.1): 日本自治体危機管理学会

6	災害対応病院においては、緊急時の医療関係者の確保、エネルギー、清浄水、薬品、食料品等の確保が必要である。(阪神・淡路大震災)
7	被災地外の病院に患者を搬送しようとする、病院間のネットワークがなく、ほとんどが医師個人のつながりで受入れ先を探さざるをえなかった。地域内及び広域の事務レベルのネットワークが必要である。(阪神・淡路大震災)
8	災害時においても安心できる救助体制や地域医療体制の確保が必要である。(東日本大震災)
9	医療対策部及び救護対策本部(医療関係者)のマニュアルは、地域の医療機関が機能しない大規模災害を想定したものであったため、救護所開設等の判断基準を明確にする必要がある。(大阪府北部地震)
10	救助救出現場と災対本部指揮室の情報共有が不足し、現場の部隊への指示や、救出者の情報が一部錯綜したため、消防、警察、自衛隊、海上保安庁などの関係機関と連携し、被災地の被害状況や保健医療ニーズ等の情報の整理・分析・提供を一元的に実施し、保健医療活動チームの派遣調整など、保健医療活動の総合調整を行うための体制を整備する必要がある。(北海道胆振東部地震)

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 緊急輸送手段

1	ヘリコプターの臨時離着陸場は事前に予定されていたが、ヘリコプター利用に関する具体的な計画がなく、有効に活用できなかった。(阪神・淡路大震災)
2	港湾は、大量物資・要員の緊急輸送基地として重要であるが、本市域には着岸施設がなかった。今後、耐震バースの確保をはじめ、背後市街地とのアクセス道路との信頼性の向上、初期段階における被害調査に基づく広域海上輸送基地の確定など、総合的な海上輸送計画の検討が必要である。(阪神・淡路大震災)
3	ヘリコプターが着陸するための適地の確保が必要である。救助・避難には、自衛隊、消防、警察、海上保安庁等のヘリコプターが活用され、被害情報の収集、救援・避難等が行われた。(中越地震 ²⁾)
4	救援物資の供給に向け、小回りの効くトラックの配置、積み下ろしのための人手確保、物流管理専門家の派遣・配置等が可能となる仕組みづくりが必要である。(中越地震 ²⁾)
5	多様な輸送モード(自動車、鉄道、航空、海上輸送)の連携強化が必要である。(東日本大震災)

2 交通確保・規制

1	阪神高速道路が被害を受け、幹線道路として残った国道2号や生活道路にまで大量の自動車が集中して大渋滞を引き起こした。そのため緊急車両の通行に大きな支障が発生し、救助・救援活動に影響を及ぼした。(阪神・淡路大震災)
2	道路啓開及びそのための被害調査の人員及び機材が不足した。緊急輸送道路予定路線が検討されておらず、道路啓開に当たっても、当初は効率的に実施できなかった。(阪神・淡路大震災)
3	国道2号においては、緊急車両以外の自動車も集中していたが、大部分は民間の救援活動の車両とみられる。今後、交通規制を徹底するあり方の検討が必要である。(阪神・淡路大震災)

4	応援部隊も含め車両数が多く、緊急車両の票章が度々変わったため、票章の確保にも苦慮した。(阪神・淡路大震災)
5	大規模災害時には、人命救助・物資輸送のためのルート確保等に向けた人材・機材の集結が必要である。(東日本大震災)
6	応急復旧に備えた資機材の確保や速やかな工事契約による迅速な応急復旧の実施が重要である。(東日本大震災)
7	大規模停電により信号機が滅灯し路線バスやトラック等の交通機関に影響(北海道胆振東部地震)

第5 避難收容活動

1 避難誘導

1	地震発生直後は大規模な火災が発生しなかったこともあり、組織的な避難誘導は行われなかった。(阪神・淡路大震災)
2	避難指示等の情報伝達が未成熟、避難行動要支援者名簿の活用が不十分(北海道胆振東部地震)

2 避難所の開設

1	ほとんど全ての公共施設が避難所になった。指定避難所の認識が市民には希薄であった。(阪神・淡路大震災)
2	自然発生的に避難所が開設され、その施設の職員が自動的に避難所の管理運営を始めた。避難所に職員を派遣する予定だった部署は他の救援活動に追われ、対応できなかった。(阪神・淡路大震災)
3	従来の計画を大幅に上回る数の避難所が開設され、災害対策本部から指示を出すなどの組織的な活動にはならなかった。事前の避難所開設の仕組みづくりが重要である。(阪神・淡路大震災)

3 避難所の管理・運営

1	各避難所の責任者、管理体制が明確ではなかった。また、避難所の管理・運営に関するマニュアルもなかったため、各避難所毎に対応を検討した。各避難所の性格をつかみ、その避難所に応じた対応が必要であるが、ある程度の指針は必要である。(阪神・淡路大震災)
2	手厚いケアをいつまでも続けることが避難者の自立を妨げる場合もある。ある程度落ち着いた段階からは、避難者による自立した管理運営にしていく必要がある。(阪神・淡路大震災)
3	一部のボランティアの不用意な行動や発言が避難所の混乱を招くようなこともあった。今後は災害ボランティアの教育・育成が課題として挙げられる。(阪神・淡路大震災)
4	避難所に管理事務及び生活に必要な物資の備蓄をしておくことも検討する必要がある。また、長期化する災害を想定すると、避難者の生活維持に必要な設備(厨房、プロパンガス、井戸、貯水槽、パーティション、マット等)の設置の検討も必要である。(阪神・淡路大震災)
5	インフルエンザが蔓延したこともあり衛生面にも十分配慮する必要がある。(阪神・淡路大震災)

6	発災直後は電話が不通になり、避難所に通信・連絡手段がなかったため、避難者も不自由し、避難所と災害対策本部との情報連絡も思うようにできなかった。情報がいないことは、余計に避難者の不安をあおった。（阪神・淡路大震災）
7	避難生活が1週間を過ぎる頃には、被害者が普段の生活に近い生活水準を要求するようになり、居住空間の割り振りや、プライバシーが保てないなどの問題が生じた。（中越地震 ³⁾ ）
8	避難所の運営を円滑に進めるためには、あらかじめ関係者等で協議し、避難所の運営マニュアルを作成しておくことが極めて重要である。（中越地震 ³⁾ ）
9	避難所運営は行政職員（県・他市町村含め）が対応したが、引継ぎが不十分、町内会役員との役割分担が不明確などの批判が地域からあげられた。最終責任を市として、地元町内会やコミュニティが運営する体制への見直し等を図る必要がある。（中越沖地震 ⁴⁾ ）
10	夏場の被災となり、避難所は高温で厳しい環境であり、暑さ対策（クーラーや扇風機、氷柱等の設置）も大きな課題となった。また、デイサービスセンターなどを福祉避難所に指定した。（中越沖地震 ⁴⁾ ）
11	救援物資をめぐり、長期にわたった避難生活の中で避難所間の格差や、自宅生活者に情報が届かないといった格差も問題となった。（中越沖地震 ⁴⁾ ）
12	災害時における避難所のニーズの把握、共有化などによるきめ細かな被災者支援体制の構築が必要である。（東日本大震災）
13	車やテント、自宅軒先等、指定避難所以外に避難した被災者の実態把握が困難であり、支援が不足（熊本地震）
14	避難所運営に当たり、地域住民との共通認識が不十分であったため、協力や理解が十分に得られていなかった。（大阪府北部地震）
15	住民参加型の実践的な訓練の実施や研修等による避難所運営者の育成や車中泊による関連疾患対策や車中泊への対応を含めた避難所運営体制の構築、段ボールベッド等の活用と早期の設営やトイレ環境の向上が必要である。（北海道胆振東部地震）

4 応急仮設住宅

1	応急仮設住宅の建設用地確保が市の役割となったが、事前の設置予定場所では全く収容できなかった。市街地内には適地が少ない。オープンスペースは様々な用途と競合するため、事前の利用計画が必要である。（阪神・淡路大震災）
2	必要な戸数の把握もなかなかできなかった。住宅の形状が業者によって異なるため、配置計画のやり直しが度々必要になったこともあり、各用地の設置戸数もなかなか確定しなかった。（阪神・淡路大震災）
3	地震による地割れや浸水想定区域の存在などから、応急仮設住宅の建設用地の確保に苦慮（熊本地震）
4	発災直後、みなし仮設住宅の手続きが煩雑で、提供までに時間を要した。（熊本地震）

5 避難行動要支援者への配慮

1	障がい者、高齢者、乳幼児に対する施設のあり方、生活のあり方の検討が必要である。市職員だけでは十分な対応はできず、今後は地域の中で避難行動要支援者の世話をする仕組みも必要である。（阪神・淡路大震災）
2	車いす、簡易トイレ等の障がい者用器材や、手話通訳者、要約筆記者が不足した。また、高齢者や乳幼児のための食事・生活用品が不足した。これらの確保策を整備する必要がある。

	ある。(阪神・淡路大震災)
3	市職員が他の活動に追われる中、ハートフル福祉公社が地震直後に高齢者の安否確認を行い、福祉サービスもすぐに再開した。市内外の老人福祉施設への緊急ショートステイが高齢者の健康対策上有効であった。(阪神・淡路大震災)
4	十分な対応が困難な段階では、広域の協力体制のもとで、障がい者等の避難行動要支援者を応急的に被災地外へ避難させることも考えられる。(阪神・淡路大震災)
5	外国語による電話相談等による情報の提供は、当初できなかった。
6	避難行動要支援者に関し、介護力の不足やプライバシーの保持、周囲との関係等の問題が発生した。(中越地震 ²⁾)
7	避難生活下にある避難行動要支援者に対する介護提供体制の一層の充実が必要である。(中越地震 ²⁾)
8	避難行動要支援者に対する、被災及び避難の状況等に応じた安否確認に苦慮した。(実施基準や手法等)(大阪府北部地震)
9	避難指示等の情報伝達が未成熟、避難行動要支援者名簿の活用が不十分(北海道胆振東部地震)

第6 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

1 食料・生活必需品

1	物資調達に関わる市保有車両や機材の不足、食料・生活物資等の備蓄の不足、物資の受入れや仕分けの要員不足に苦慮した。物資の積み降ろし等は、機材もなく、大変な作業量となった。(阪神・淡路大震災)
2	食料・生活必需品の必要量の把握ができず、計画的な要請ができなかった。必要な内容を問い合わせしてくれる支援はありがたかった。(阪神・淡路大震災)
3	地震直後には大きな供給能力を持つ給食業者が市内になく、交通事情の悪い中では市外から避難所への直送ができず、市の職員が配食を行わなければならなかった。(阪神・淡路大震災)
4	ライフラインが停止し、衛生状態の悪い中であり、弁当等の食品衛生への配慮が必要であった。冷却装置を持つ給食業者との事前の協定等が必要である。(阪神・淡路大震災)
5	救援物資に関して、災害用備蓄品がない、使用期限切れや現場状況を把握していなかったりしたケースもあった。また、殺到する救援物資のさばきも課題であった。平時から備蓄品確認や、支援センター等設置し、仕分け・配送を民間委託する方法の検討も必要である。(中越沖地震 ⁴⁾)
6	大規模災害時に備えた燃料供給体制の構築が必要である。(東日本大震災)
7	発災後初期の防災拠点等での物資の受入れに際し、防災拠点を含む所管施設の被害確認や、想定外の搬入等に係る人員の確保などに苦慮した。(大阪府北部地震)
8	避難所への物資の配送に際し、初期においては避難所に対する物資の供給と避難者のニーズに相違が生じる場面があった。(大阪府北部地震)
9	停電により物流がストップし、物資が不足している中で備蓄が不十分、物資要請や調達に係る情報錯綜(北海道胆振東部地震)

2 給水

1	給水タンク車がなく、車載用タンク 1 基では全市的な給水要請に応えられなかった。高架水槽に揚水できるポンプ付給水車の整備が必要である。(阪神・淡路大震災)
2	緊急飲料水の備蓄（ペットボトル等）、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、給水補給地の確保策の整備が必要である。(阪神・淡路大震災)
3	雑用水の需要量が大きいため、井戸やプールの活用策についても整備が必要である。(阪神・淡路大震災)
4	避難所には給水タンクを早期に設置する必要がある。また、給水を受けるときのポリタンクの備蓄が必要である。(阪神・淡路大震災)
5	応急給水時の避難所における市民への給水手順や役割分担について、給水部と取決めができていなかった。(大阪府北部地震)
6	応急給水を実施する避難所等での市民との協力、協働体制や避難所業務に当たる方面隊との連携が十分ではなかった。(大阪府北部地震)

第7 遺体対応、感染症対策等、保健衛生に関する活動

1 遺体対応

1	市内の火葬場が被災により使用不能となり、周辺市町も被災したため、遠方の自治体に依頼しなければならなくなった。広域的な火葬場の確保を検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	早い段階で柩、ドライアイスが確保でき、寒い時期であったため、遺体を保つことができたが、季節によってはより迅速な処理が求められる。(阪神・淡路大震災)
3	遺体の火葬のために遠方に搬送する必要性が生じたが、車両の確保に苦慮した。また、遺族や広域の他機関との連絡調整、交通渋滞、自衛隊車両への添乗、身元不明者への付添など、対応に人手、時間を要した。(阪神・淡路大震災)
4	遺体安置所に寺社を指定していたが、全て被災したため、また、想定をはるかに上回る死者が発生したため、急遽選定しなければならなくなった。ほとんど全ての公共施設は避難場所となり、まとまった規模の遺体安置場所を確保できなかったため、度々小規模な施設の追加指定が必要となり、現場の対応が混乱した。(阪神・淡路大震災)

2 感染症対策・食品衛生

1	県芦屋健康福祉事務所の指導により対策を行ったが、今後とも県芦屋健康福祉事務所との連携、役割分担の検討が必要である。(阪神・淡路大震災)
2	避難所での弁当給食や炊出し等の衛生管理は、十分ではなく、寒い時期であったのが幸いしたが、今後食品衛生監視のあり方は十分検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)

3 ゴミ処理

1	一時大量に発生する生活ゴミをどのように収集、貯留、処理するかを計画しておく必要がある。震災直後は、ゴミの分別が十分にされず、生活ゴミにガラスの破片等が相当に混入するなど、処分量が通常の約 2.5 倍に増えたが、1 週間後には分別収集が行われた。(阪神・淡路大震災)
2	電話がマヒし、極めて悪い道路交通条件のため、現地にゴミ収集に出ると全く連絡も取

	れず、効率が悪くなった。移動通信手段の確保が必要である。(阪神・淡路大震災)
3	災害廃棄物処理は、解体費用の補助の方針変更により一時混乱したが、自主解体を認めたことで解体はかなりはかどった。また、造成中の埋立地を災害廃棄物の仮置き場に使ってきたことも役立った。(阪神・淡路大震災)
4	災害直後のごみの収集や市が受入可能なごみの種類について、市民に対する周知が十分でなかった。(大阪北部地震)

4 仮設トイレ・し尿処理

1	水洗化 100%により市内にくみ取り業者がほとんどなく、災害時には応援を要請する必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	仮設トイレの備蓄がなかった。トイレトーパーや公園等に設置する場合は照明器具の設置も必要となる。今後速やかな調達体制を確立する必要がある。(阪神・淡路大震災)
3	仮設トイレの設置とバキュームカーの手配はセットで行う必要がある。くみ取り可能な場所に仮設トイレを設置することや、設置場所の報告が重要となる。(阪神・淡路大震災)
4	下水処理場が被災した中で、回収したし尿を処理する方法について整備する必要がある。(阪神・淡路大震災)

5 保健

1	避難生活の長期化に伴い、避難所の環境では健康を害する避難者は少なくなかった。今後避難所における保健体制の整備が必要である。(阪神・淡路大震災)
2	被災者に対する精神的なケアの必要性が大きくクローズアップされたが、今後の大きな検討課題である。(阪神・淡路大震災)
3	ライフラインが被災した中で、仮設浴場を設置したことは、市民に大変好評であったが、夏期であれば、より迅速な設置が求められる。(阪神・淡路大震災)
4	「生活不活発病」の対策として、保健師による聞き取り調査が綿密に行われた。また、いわゆる「エコノミークラス症候群」を予防するため、医師による検査も精力的に実施した。(能登半島地震)

第8 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1	被災した市民が本当に必要としている情報、今後の生活がどうなるのかということを広報する必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	物価の高騰などは今回見られなかったが、被災者の不安軽減のためには、物資の安定供給による支援が重要である。(阪神・淡路大震災)
3	一部避難所へのホームレスの流入が見受けられた。また市内では盗難による被害も発生した。これらに対する対策も必要である。(阪神・淡路大震災)
4	盗難に備えて、自治会や警察と連携した防犯対策も必要である。(中越地震 ³⁾)

第9 施設、設備の応急復旧活動

1	救助活動や応急給水活動など人命に関わる対策に多くの人手をとられ、被害調査などの復旧に向けての取り組みが後手に回ってしまった。調査体制の確立や要員の確保のための
---	---

	計画を整備する必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	復旧用の資機材置き場や駐車場の確保が必要である。応援の受入れ方法、役割分担、経費の負担等を事前に定め、相互応援協定を締結しておく必要がある。(阪神・淡路大震災)
3	ライフラインについては、復旧状況の詳細な情報を市民に知らせること、被災時の補完システム、広域及び業者との協力体制の整備が重要である。(阪神・淡路大震災)
4	救急搬送された負傷者のうち約 4 割が、家具の転倒や落下物が原因であるので、家具の転倒防止など家庭内対策の更なる啓発に努める必要がある。(中越地震 ³⁾)
5	昭和 56 年以前の旧建築基準法により建てられた木造住宅の耐震化の必要性を周知し、耐震化を推進する必要がある。(中越地震 ³⁾)
6	生活の確保には道路は不可欠であり、耐震化を図るとともに、航空輸送手段を確保しておくことが大切である。(中越地震 ³⁾)

第 10 被災者等への的確な情報伝達活動

1 広報活動

1	災害時には、市民は水や食料と同様に情報を強く求めているため、きめ細かな情報提供が必要である。発災後 1 週間目から毎日広報紙を発行し、ある程度は市民の要望に応えることができたと思われる。(阪神・淡路大震災)
2	マスコミでは、実際に市民が必要としていたきめ細かな地域の、ライフラインの復旧、交通、住宅、また復興に関わる情報が、当初は極めて少なかった。マスコミを広報手段の一つとして活用すべきであった。(阪神・淡路大震災)
3	市内部でも広報記事が各部班からなかなかスムーズに出てこなかったが、予告記事も含めて情報のタイムリーな提供を心がける必要がある。素早く対応できる体制や広報担当者の権限の範囲等について検討が必要である。(阪神・淡路大震災)
4	災害時の広報紙の印刷、配布体制の確立、広報車の活用計画の整備の必要がある。きめ細かな地域の時事情報を伝えるミニ FM の活用も検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
5	地震直後のある程度想定できる事態の広報については、あらかじめ広報紙の原案を作っておき、発災後必要なデータを記入して印刷できるようにしておくことも検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
6	情報の周知徹底のためには、市内だけではなく被災地外に避難した市民にも行き渡るように配慮する必要がある。(阪神・淡路大震災)
7	報道関係機関からの問い合わせ等が集中し、情報収集、情報共有に遅れが生じるなど、円滑な報道対応が行えなかった。(大阪府北部地震)
8	災害広報車両による広報実施に際し、従事者不足から市内全域をカバーできなかった。(大阪府北部地震)
9	市ホームページにアクセスが集中したため、更新及び閲覧ができない時間帯があった。(大阪府北部地震)
10	市ホームページによる情報提供において、情報掲載箇所など、構成をわかりやすく見直す必要がある。(大阪府北部地震)
11	市ホームページに災害に関する情報について、公開するまで時間を要した。(大阪府北部地震)
12	罹災証明と被災建築物の応急危険度判定の違いについて、市民に対する周知が十分で

	なかった。(大阪府北部地震)
13	応急給水に関する広報が十分ではなかった。(大阪府北部地震)
14	死亡者の氏名公表のあり方、SNS上での流言飛語の拡散、外国人への情報提供（北海道胆振東部地震）

2 市民からの問い合わせ

1	市民からの苦情、問い合わせの電話に多くの職員がかかりきりとなった。重要な連絡と同じ回線に入り、災害対策本部の連絡調整機能に支障をきたした。(阪神・淡路大震災)
2	問い合わせに応じるための事前の資料（公共施設の地図、担当表など）が整備されておらず、各々の問い合わせへの対応、内容確認に手間がかかった。(阪神・淡路大震災)
3	苦情への対応や確認された事項は、市民に広報することにより、以降の問い合わせを減少させることができると思われる。(阪神・淡路大震災)
4	電話受付や相談窓口でマスコミの報道した内容が分からず、対応に苦慮することがあった。市内部での情報の共有を徹底することが重要である。(阪神・淡路大震災)

第11 二次災害の防止活動

1	土砂崩れ、降雨等への対策としては、ブルーシートの確保と配布がまず必要となった。ブルーシートの確保策を検討する必要がある。また、危険地区等に対する迅速な避難指示等の実施体制の確立も重要である。(阪神・淡路大震災)
2	建築物等の安全確保としては、建築物応急危険度判定調査の計画がなかったが、県により実施された。事前の協議ができず、また、後に行った被災度判定の調査結果とリンクしないため、現場の混乱を招いた。今後は危険度判定調査の実施計画の確立を行う必要がある。(阪神・淡路大震災)
3	避難者数を最小限にとどめるためにも、被災住宅の応急危険度判定の迅速な実施が必要である。(中越地震 ³⁾)
4	宅地の防災対策についても建築物と同様に行われたが、今後危険箇所のチェック（パトロール等）、避難誘導体制を確立する必要がある。(阪神・淡路大震災)
5	市内には大規模な危険物施設はなく、小規模なものについても今回は顕著な被害は見られなかった。(阪神・淡路大震災)
6	公共施設の再開に当たっての明確な判断基準や取決め等を整備する必要がある。(大阪府北部地震)

第12 自発的支援の受入れ

1	発災後3日目にボランティアによる「芦屋市ボランティア委員会」が設立され、市庁舎内に拠点を提供したことで、スムーズな連絡体制を築くことができた。(阪神・淡路大震災)
2	短期的な応援では補助的な仕事しかお願いできなかった。しかし、マニュアル化されていれば、支援の申し出に対してすぐに取りかかってもらえる仕事もあっただろう。(阪神・淡路大震災)
3	行政の組織的な応援、民間業者、ボランティア等それぞれの役割分担を明確にして、対応していく必要がある。(阪神・淡路大震災)
4	災害ボランティアの受入れは、今回初めての経験であったが、受入れの窓口をどうするか、

	どのような仕事を分担するか等のマニュアル作成の検討も必要である。(阪神・淡路大震災)
5	個人からの混載された物資の支援は、仕分けする余裕がなく、対応に苦慮した。今後は物資に関しては組織的な支援に限る等の対策が必要である。(阪神・淡路大震災)
6	阪神・淡路大震災から12年を経て、ボランティアの組織化が一段と進み、被災者への強力な支えとなっていることが認識された。(能登半島地震)
7	専門的な技術を必要とするボランティアのニーズが多く、対応に時間を要した。(大阪府北部地震)
8	被災市町村とボランティア関係者との情報共有が不十分のため役割分担が曖昧(北海道胆振東部地震)

第13 応急教育対策

1	他部への応援に回り、教育委員会としての活動が十分にできなかった。非常時でも教育行政がとれる体制を整備する必要がある。(阪神・淡路大震災)
2	避難所、遺体安置所等が設けられた中で、学校の再開に向けての活動を行う必要があった。今後、教職員と施設の地域防災上の位置づけを検討する必要がある。(阪神・淡路大震災)
3	今回の災害は児童生徒が自宅にいるときに発生したが、在校時に発生した場合の体制を整備する必要がある。(阪神・淡路大震災)
4	FAXが不通となり、各校への連絡に時間を要した。(大阪府北部地震)
5	被害状況についての報告書を各校から収集しているが、状況の詳細を把握するために、再度、確認が必要になった。(大阪府北部地震)
6	所管施設(出先)との情報共有や情報伝達手段が十分ではなかった。(大阪府北部地震)

第14 復旧・復興

1	「新しい公共」など、多様な主体が主導する被災地域の復興の促進が必要である。(東日本大震災)
2	「減災」の考え方に基づく多重防御による「津波防災まちづくり」の推進が必要である。(東日本大震災)
3	地盤沈下などの災害リスクを考慮した土地利用計画が必要である。(東日本大震災)
4	住宅・建築物や上下水道の耐震化や耐震性向上に関する研究開発を推進する。(東日本大震災)
5	様々な災害への応急対応や広域的対応等、平時からの実践的な防災訓練、防災教育が必要である。(東日本大震災)
6	地域の特性を踏まえた再生可能エネルギー(太陽光、バイオマス)の普及促進、関連技術の開発等の更なる加速が必要である。(東日本大震災)
7	被災観光施設等の早期復旧及び震災や原発事故に伴う観光自粛、風評による影響を払拭するための取組が必要である。(東日本大震災)
8	被災地域の雇用の維持・確保や地域産業の復旧・復興のための支援策が必要である。(東日本大震災)
9	復興に当たっての自然環境への配慮や、地域文化の復興、地域コミュニティの再生、被

	災者の孤立に対する支援が必要である。(東日本大震災)
10	津波など大規模災害時に膨大な量の災害廃棄物が発生することを想定し、効率的な処理の仕組みをつくる必要がある。(東日本大震災)

2 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり.....	56
第2章 災害復旧活動への備えの充実.....	104
第3章 市民の防災活動の促進.....	159
第4章 自然災害及び地震防災に関する研究等の推進.....	166
第5章 業務継続計画(BCP)の策定及び推進.....	170

<対策項目一覧（組織別）>

No	担当部	章	節	項	対策区分	対策	頁	担当部署
1	統括部	2	1	1	情報収集・連絡対策	情報の収集・連絡体制の整備	104	防災安全課 秘書・広報課 国際文化推進課（国際交流係） 政策推進課 DX 行革推進課 総務課（文書統計係） 法務コンプライアンス課 人事課 契約検査課 財政課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局
		2	1	2		情報の分析整理	104	
		2	1	3		通信手段の確保	105	
		2	2	1	災害応急活動体制の整備	職員の体制	108	
		2	2	2		他市町及び防災関係機関との連携体制	109	
		2	2	3		防災中枢機能等の確保、充実	110	
		2	2	4		コミュニティ施設の充実	111	
		2	2	5		防災倉庫の整備	111	
		2	4	2	緊急輸送対策	緊急輸送活動	120	
		2	5	1	被災者等への的確な情報伝達活動	被災者への的確な情報伝達活動	123	
		2	5	2		市民等からの問い合わせに対する対応	123	
		2	7	1	通勤・通学・帰宅困難者への対応	通勤・通学・帰宅困難者の想定	137	
		2	7	2		通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	137	
		2	11	3	社会秩序の維持、物価の安定等に関する対策	量販店等との協力体制	145	
		2	16	1	防災訓練及び防災要員の教育	防災訓練	153	
		2	16	2		市職員等の防災要員に対する教育	154	

No	担当部	章	節	項	対策区分	対策	頁	担当部署
1	統括部	2	17	1	防災基盤・施設等の緊急整備	地震防災緊急事業の推進	156	防災安全課 秘書・広報課 国際文化推進課（国際交流係） 政策推進課 DX 行革推進課 総務課（文書統計係） 法務コンプライアンス課 人事課 契約検査課 財政課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局
		2	17	2		防災対策事業の推進	156	
		3	1	－	防災知識普及計画		160	
		3	2	1	自主防災組織等整備	市民による自主防災組織	163	
		3	2	2		企業等の自衛防災組織	165	
		4	1	－	防災に関する調査研究		167	
		4	2	－	地震観測体制の整備		169	
		4	3	－	風水害等観測体制の整備計画		170	
2	支援対策部	2	6	2	避難収容対策	避難所等の指定	126	市民参画・協働推進課 市民課 地域経済振興課 保険課 環境課 収集事業課 環境施設課
		2	8	1	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動対策	食料、生活必需品等の調達・供給	136	
		2	9	1	自発的支援の受入れ対策	行政とボランティアの連携体制の整備	142	
		2	10	1	遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する対策	遺体対応	143	
		2	10	2		感染症対策活動	143	
		2	10	3		清掃・し尿処理	143	
		2	10	5		井戸水等の確保	144	
		2	10	6		入浴、洗濯対策	144	
		2	11	2	社会秩序の維持、物価の安定等に関する対策	商業施設の早期開設支援	145	
		2	11	3		量販店等との協力体制	145	

No	担当部	章	節	項	対策区分	対策	頁	担当部署
3	避難対策部	2	3	2	消防及び医療対策	医療活動関係対策	116	監査指導課 地域福祉課 生活援護課 障がい福祉課 高齢介護課 こども政策課 ほいく課 こども家庭・保健センター こども園・保育所
		2	6	4	避難収容対策	要配慮者対策	128	
		2	10	4	遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する対策	保健衛生対策	144	
4	避難所管理部	2	6	2	避難収容対策	避難所等の指定	126	管理課 教職員課 学校教育課・学校支援課・保健安全・特別支援教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 幼稚園・小学校・中学校に勤務する者（教育委員会災害対策部担当者を除く） 人権・男女共生課 国際文化推進課（文化推進係） 上宮川文化センター 隣保館・児童センター 社会教育推進課 スポーツ推進課 青少年育成課 市民センター・公民館 図書館 会計課
		2	10	5	遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する対策	井戸水等の確保	144	
		2	14	1	教育対策	教育施設の整備	148	
		2	14	2		防災体制の強化充実	149	
		2	14	3		幼児・児童生徒の心のケア対策	150	
		2	14	4		学校園・家庭・地域の連携強化	151	
		2	14	5		文化財の保護	151	
5	建設部	1	1	1	都市の防災構造の強化対策	河川、街路、山麓、海際等の防災緑地軸の整備	56	総務課（総務係） 課税課 債権管理課 都市政策課 道路・公園課 建築住宅課 まちづくり課 建築課 都市整備課 基盤整備課
						防災生活圏・防災拠点の設定・整備	57	
						公園・緑地等の防災空間の整備・拡充	58	
						市街地の面的整備及び良好な住環境の整備	60	
						道路・橋梁の整備	61	
		1	1	2	建築物等の安全性確保	構造物・施設等の耐震性確保	63	
						公共建築物の耐震不燃化	63	
						一般建築物の耐震不燃化	64	

No	担当部	章	節	項	対策区分	対策	頁	担当部署
5	建設部	1	1	2	建築物等の 安全性確保	不特定多数が利用 する建築物の安全 性確保	65	総務課（総務係） 課税課 債権管理課 都市政策課 道路・公園課 建築住宅課 まちづくり課 建築課 都市整備課 基盤整備課
						危険住宅の安全対 策	65	
						その他の対策	65	
		1	2	1	災害防止施設の 整備	河川、砂防及び治 山の防災対策	66	
		1	2	2		急傾斜地崩壊対策 計画	68	
		1	2	3		海岸の防災計画	69	
		1	2	4		宅地災害予防計画	71	
		1	2	6		災害危険区域に関 する防災対策	72	
		1	2	7		液状化対策	73	
		1	4	1	交通関係施設の 整備	道路の防災対策	89	
		1	4	2		海・空アクセスの 防災対策	90	
		2	4	1	緊急輸送対策	交通の確保活動	120	
		2	4	2		緊急輸送活動	120	
		2	6	1	避難収容対策	避難誘導対策	124	
		2	6	3		応急住宅対策	128	
		2	8	1	食料・飲料水及 び生活必需品等 の調達、供給活 動対策	食料、生活必需品 等の調達・供給対 策	138	
		2	10	5	遺体対応、感染 症対策、保健衛 生等に関する対 策	井戸水等の確保	144	
		2	13	1	二次災害の防止 対策	水害・土砂災害対 策	147	
		2	13	2		建築物・構造物の 倒壊対策	147	
		2	13	3		高潮・波浪等の対 策	147	

No	担当部	章	節	項	対策区分	対策	頁	担当部署
6	上下 水道部	1	3	1	ライフライン関係施設の整備	水道施設の防災対策	74	水道管理課 水道業務課 水道工務課 下水道課 下水処理場
		1	3	2		下水道施設の防災対策	77	
		2	8	2	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動対策	応急給水対策	140	
7	消防部	1	6	1	危険物等に関する保安対策	危険物保安対策	99	総務課 警防課 指令課 救急課 予防課 消防署
		1	6	2		高圧ガス・液化石油ガス・毒劇物等保安対策	100	
		1	6	3		放射性物質保安対策	101	
		2	1	1	情報収集・連絡対策	情報の収集・連絡体制の整備	104	
		2	1	2		情報の分析整理	104	
		2	1	3		通信手段の確保	105	
		2	3	1	消防及び医療対策	消防予防計画	113	
		2	3	2		医療活動関係	116	
		2	11	1	社会秩序の維持、物価の安定等に関する対策	社会秩序の維持対策	145	
		2	13	3	二次災害の防止対策	高潮・波浪等の対策	147	
		2	13	4		爆発物及び有害物質による二次災害対策	147	
		3	2	1	自主防災組織等整備	市民による自主防災組織	163	
		3	2	2		企業等の自衛防災組織	165	
		4	3	-	風水害等観測体制の整備		170	

No	担当部	章	節	項	対策区分	対策	頁	担当部署
8	各災害 対策部 各機関	1	3	3	ライフライン 関係施設の整備	電力施設の防災対策	79	関西電力株式会社及び関西 電力送配電株式会社
		1	3	4		ガス施設の防災対策	85	大阪ガス株式会社
		1	3	5		電気通信施設の防災対策	86	西日本電信電話株式会社
		1	4	3	交通関係施設の 整備	鉄道施設の防災対策	90	西日本旅客鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社
		1	4	4		芦有施設の防災対策	92	芦有ドライブウェイ株式会 社
		1	5	2	大規模事故等 災害対策	活動・連絡体制の 整備	93	
						情報収集・伝達体 制の整備	94	
						災害応急活動体制 の整備	94	
		1	7	1	放射性物質事故 災害対策	活動・連絡体制の 整備	102	
						保安全管理体制の徹 底	102	
						情報の収集・伝達 体制の整備	102	
						災害応急体制の整 備	103	
		2	12	-	施設、設備の応急復旧対策		146	
		2	15	1	災害復旧・復興 への備え	各種データの整備 保全	152	
		2	15	2		復興対策の研究	152	

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災構造の強化

第1 都市の防災構造の強化対策

【都市政策部、各部、各機関】

避難路、広域避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、住環境整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

市は、「都市計画マスタープラン」に位置づけられた「都市防災の方針」や、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設等）の立地の適正化を図る立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）に位置づけられた防災対策・安全確保対策を定める防災指針にも十分配慮しつつ、市地域防災計画と整合を図ることとする。

1 都市の防災構造強化の基本方針

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災緑地軸の整備、防災生活圏の形成等を柱とした「安全なまちへの環境整備」を推進していく。

また、防災まちづくりの視点から、災害に強い土地利用及び不燃化を誘導するための検討を行っていく。

2 防災緑地軸の整備

大震災時に同時多発する火災に対し、防災生活圏を単位として延焼を防止するとともに、市民が安全に防災拠点に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救護活動の阻害防止のために、「芦屋市緑の基本計画」等との連携のもとで、水と緑豊かな河川、幹線道路等の延焼遮断帯の形成を図る。

(1) 河川緑地軸の整備

1	芦屋川左岸線、宮川線の街路樹の緑化を拡充する。
2	宮川を緑地軸として整備するとともに、その緑地軸をさらに南芦屋浜地区の海際緑地軸まで延伸を図るため、人道橋（名称「あゆみ橋」自転車歩行者専用道路橋長 291.7m、幅員 5.0m）を整備した。
3	河川に貯水機能と親水空間を創出し、防火用水、生活雑用水として活用を図る。

(2) 街路緑地軸の整備

1	稲荷山線～山麓線、芦屋中央線、松浜線～川東線、川西線及び山手幹線の街路樹及び灌木緑化を拡充する。
---	--

2	国、県、関係市等とともに、国道2号、国道43号の緑化を推進する。
---	----------------------------------

<国道43号広域防災帯整備計画>

事業区間	国道43号兵庫県内約20キロ
構成	国道43号とこれに隣接する環境防災緑地、公園及び不燃化建築物等
幅員	標準幅員は概ね75m（全幅）
事業内容	環境防災緑地・公園整備等、不燃化建築物の建設支援、まちづくりに対する支援

(3) 山麓緑地軸の整備

地滑り、土石流を抑制するため、山麓部の緑地を保全・育成する。

<六甲山系グリーンベルト整備事業>

山腹斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と風致景観を創出することを目的に、市街地に隣接する山腹斜面にグリーンベルトとして一連の植樹帯が形成された。
--

(4) 海際緑地軸の整備

県企業庁が整備した南芦屋浜地区において、海や緑に親しめる海際緑地軸及び大阪湾ベイエリアの臨海緑地軸の形成を図った。

<南芦屋浜地区・陽光緑地等の整備>

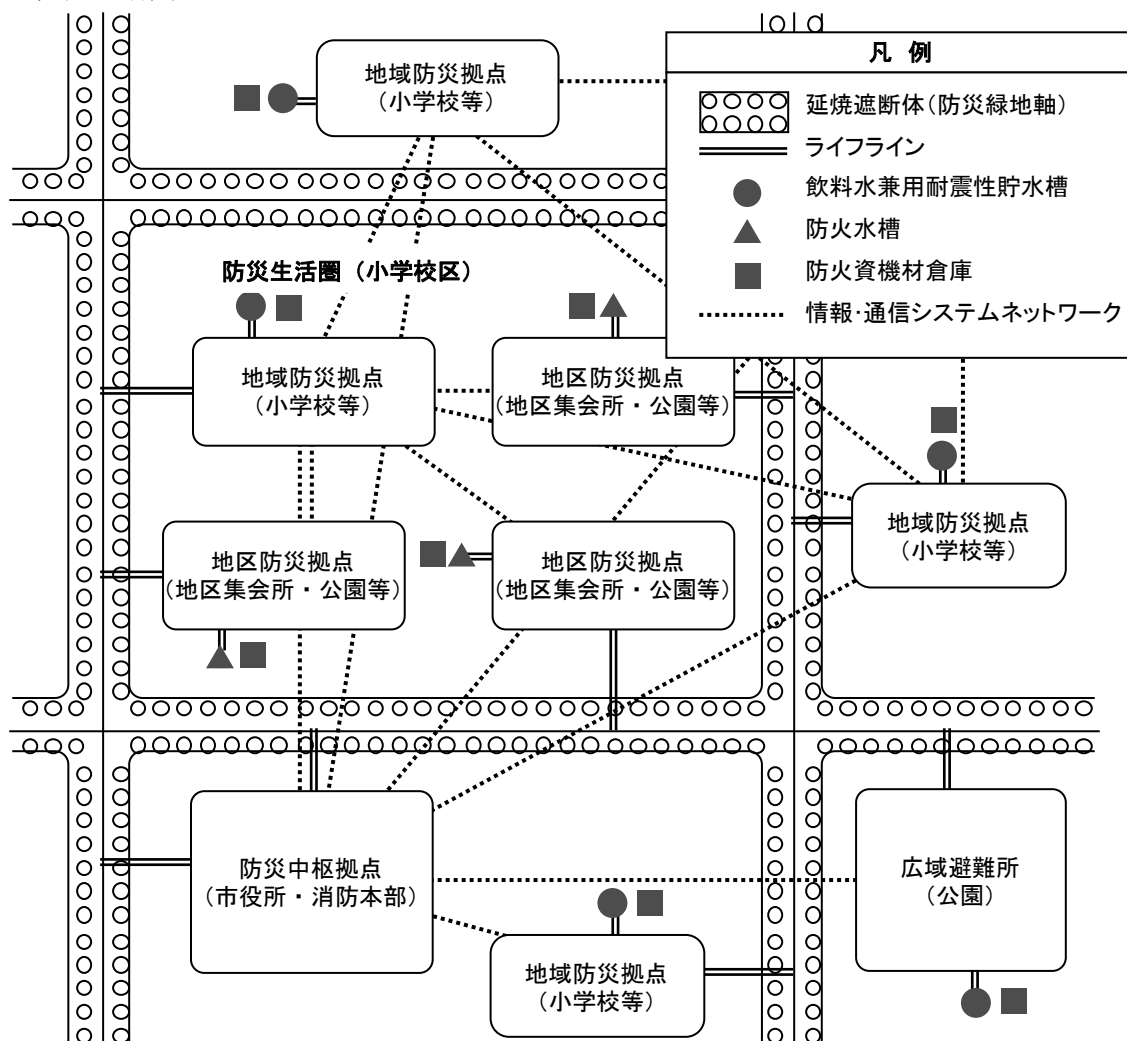
陽光緑地（都市計画緑地、約4.2ha）南緑地（都市計画緑地、約2.8ha）東西水路（水辺空間、約3.2ha）
--

3 防災生活圏の形成

防災生活圏の設定	日常的なコミュニティの単位である小学校区を防災生活圏として設定する。
防災拠点の設定	防災拠点を次の方針により具体的な設定、整備を進めていく。

防災拠点	設定場所	設置設備等
防災中核拠点	市役所及び消防本部	防災情報・通信設備、 県フェニックス防災システム
地域防災拠点	各小学校、山手中学校	飲料水兼用耐震性貯水槽 防災用資機材・備蓄物資倉庫 防災情報・通信設備 自家発電設備
地区防災拠点	地区集会所、公園等	防災用資機材倉庫 防災情報・通信設備
広域避難場所	芦屋霊園一帯 ミラタツパーク芦屋（総合公園）	飲料水兼用耐震性貯水槽（ミラタツパーク芦屋（総合公園）） 防災用資機材備蓄倉庫 防災情報・通信設備

<防災生活圏のイメージ>



4 防災空間の整備・拡充

震災時において、避難者の安全確保と火災の延焼防止を図るため、市街地の中に公園等のオープンスペースを確保することは、震災に強いまちづくりの基本的な課題である。また、これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点、応急仮設住宅の建設用地等として利用することができ、極めて重要かつ多様な役割を果たす。

このため、次の計画により、防災空間の整備・拡充を図る。

(1) 公園・緑地の整備・拡充

「芦屋市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地等の整備を進める。

ア 中心市街地における都市公園の拡充

本市の中では、人口密度が高く、アメニティ空間の必要性が高い中心市街地ゾーンにおいて、公園面積が不足しており、芦屋中央地区及び芦屋西部地区における土地区画整理事業に併せて都市公園の整備を図った。

<都市公園整備事業（完了）>

公園	面積	公園	面積
大桝公園	約 0.25ha	茶屋公園	約 0.1ha
前田公園	約 0.20ha	清水公園	約 0.11ha
津知公園	約 0.35ha		

イ 防災公園としての整備

公園の整備に際しては、樹木による防災効果の充分な活用を図る。

土地区画整理事業に併せて、芦屋中央地区の大桝公園及び茶屋公園並びに芦屋西部地区の津知公園、前田公園、清水公園、津知北公園及び川西北公園に、耐震性防火水槽を整備するとともに防災用資機材倉庫等の整備を図った。

<既設公園施設改修事業（完了）>

老朽化した既設公園を計画的に更新整備する。
（整備内容） ・耐震性防火水槽及び防災用資機材倉庫の設置
・芦屋市都市緑化推進基本計画による植栽等

(2) 緑地核の整備

山際緑地核の整備	自然に親しむ環境の拡充を図るため、山麓周辺において公園・緑地空間の整備を図る。その中で、霊園及びその周辺を山際緑地核と位置づけるとともに、広域避難場所の機能を持たせる。 平成7年度に、耐震性防火水槽、井戸水を利用した池の設置等防災に配慮した山手緑地整備事業（約0.27ha）が完了している。
海際緑地核の整備	市民の余暇時間における多様な行動ニーズに応えるとともに、水と緑豊かな環境を創出するため、南芦屋浜地区においてミラトップパーク芦屋（総合公園）及び海に親しむ海際緑地を整備する。 ミラトップパーク芦屋（総合公園）には、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を図るとともに、広域避難場所としての機能を持たせた。

<南芦屋浜地区 公園・緑地の整備>

公園・緑地	面積	公園・緑地	面積
陽光緑地	約 4.2ha	潮芦屋緑地	約 4.1ha
親水中央公園	約 2ha	親水緑地	約 0.45ha
親水西公園	約 0.76ha	南浜公園	約 0.25ha
ミラトップパーク芦屋（総合公園）	約 10ha	陽光公園	約 0.27ha
涼風西公園	約 0.25ha	海洋緑道	約 0.21ha
南緑地	約 2.8ha	涼風東公園	約 0.25ha

5 市街地の面的整備及び良好な住環境の整備

狭小道路等が多く、また公園等の生活基盤も未整備な地区については、面的整備事業により、公園や歩行者路のネットワーク化、道路緑化、水空間の創出など、アメニティ豊かな環境の整備を図る。

また、住宅形態に応じた住宅復興支援を行うとともに、狭小宅地の建替については、建物共同化・協調化を誘導するなど、災害に強い、良好な住環境を形成する。

(1) 土地区画整理事業

特に被災が集中した地域においては、土地区画整理事業により街区の再整備を行い、避難路の確保、消防活動の困難な区域の解消を図るとともに、電線類の地中化等を検討し、都市の基盤の整備及び防災空間の確保を図った。

<震災復興土地区画整理事業（完了）>

地区	面積	地区	面積
芦屋中央地区	約 13.4ha	芦屋西部第二地区	約 10.7ha
芦屋西部第一地区	約 10.3ha		

(2) 市街地再開発事業

建物被災が比較的大きく、交通の集中する地区については、街路、ターミナル等防災空間の確保と住宅や商店等の供給を図るため、市街地再開発事業により災害に強いまちづくりを進める。

<市街地再開発事業>

JR 芦屋駅南地区

(3) 住環境整備事業

被災が集中した住宅地区においては、防災空間の確保と住宅の供給を図り、総合的な住環境の整備を行った。

<住環境整備事業（完了）>

若宮地区（約 2.4ha） 若宮町住宅 92 戸完成

(4) 住宅市街地整備総合支援事業

耐火建築物を中心とした安全で快適な街区の形成を図った。

<住宅市街地整備総合支援事業（完了）>

芦屋中央地区（約 30.2ha） 芦屋西部地区（約 22.2ha） 従前居住者用住宅 99 戸完成

(5) 優良建築物等整備事業等

阪神・淡路大震災で被害を受けた建築物の再建に当たっては、優良建築物等整備事業の公的補助や（財）阪神・淡路大震災復興基金の小規模共同建替等補助制度を活用し、建築物の共同化、協調化、耐震強化、不燃化を図った。

事業	期間	地区数	戸数	状況
優良建築物等整備事業	平成7年度～19年度	28地区	2,010戸	完了
小規模共同建替等事業	平成10年度～11年度	1地区	4戸	完了

(6) 特定優良賃貸住宅制度

被災者を対象に優先公募を行うことができる特定優良賃貸住宅制度の公的助成を活用し、耐震強化、不燃化を推進した。

<特定優良賃貸住宅制度（完了）>

平成7～10年度	146戸建設
----------	--------

6 道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、震災時の避難・救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、防災効果の高い道路の整備、橋梁の耐震性の向上等を図る。

(1) 都市間道路交通網の整備

ア 山手幹線の整備（平成22年10月24日全線開通 2,369m）

延焼遮断帯として、また災害発生時における避難路、救助活動及び救助物資等の緊急輸送のため、国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路として山手幹線を整備した。

イ 隣接都市との接続道路の整備

南芦屋浜地区を含む臨海部での東西方向の避難救助物資等の輸送のため、平成16年度に神戸市と接続した道路を整備した。

避難、救助物資等の輸送のため、鳴尾御影線の整備を西宮市へ働きかけ、平成11年度に完了した。

<県道東灘芦屋線事業（南芦屋浜～深江浜連絡橋）（完了）>

事業区間	神戸市東灘区深江浜町～芦屋市南芦屋浜地区
道路規格	第4種第2級
全長	1,300m
竣工	平成16年12月

(2) 生活循環軸のネットワーク化

地域間のコミュニティ交流の活性化を図るとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路の確保と延焼遮断帯の形成を図るために、格子状の道路網（生活循環軸）を形成するように段階的に整備路線を定める。また、主要な都市計画道路について電線類の地中化等、無電柱化を促進する。

ア 格子状の生活循環軸の整備

街路事業及び面的整備事業により、生活循環軸の基幹道路となる松浜線、川東線、稲荷山線、川西線の整備を図り、整備済み生活循環軸と併せて格子状の道路網の形成を図る。

路線	区 間	延 長
川 西 線	駅前広場西線～山手幹線	改 良 済：約 0.2 km
	浜手幹線～阪神国道線	改 良 済：約 0.6 km
	阪神国道線～駅前広場西線	改 良 済：約 0.2 km
	山手幹線～山手線	計画路線：約 0.2 km
川 東 線	阪神電鉄線～阪神国道線	改 良 済：約 0.3 km
	浜手幹線～阪神電鉄線	改 良 済：約 0.2 km
	阪神国道線～山手線	計画路線：約 0.7 km
松 浜 線	浜手幹線～約 0.2km	改 良 済：約 0.2 km
	防潮堤線～約 0.5km	計画路線：約 0.5 km
稲 荷 山 線	防潮堤線～JR 線	改 良 済：約 1.1 km
	阪急電鉄線～山手線	改 良 済：約 0.1 km
	JR 線～阪急電鉄線	計画路線：約 0.6 km

イ 芦屋浜線並びに打出浜線の整備

南芦屋浜地区と市街地の南北方向の避難、救援物資等の輸送のため、芦屋浜線は、平成9年度並びに打出浜線は、平成8年度に整備は完了した。

	芦屋浜線・潮風大橋	打出浜線・浜風大橋
架 橋 位 置	芦屋市陽光町～潮見町	芦屋市陽光町～浜風町
道 路 規 格	第4種第2級	第4種第2級
橋 長	196m	190m
幅 員	16m	22m

第2 建築物等の安全性確保

【都市政策部、各部、各機関】

地震による建造物被害は、倒壊や損壊により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害とともに、家具等の転倒、非構造材の破損落下による被害、ブロック塀等の倒壊被害など広範囲に影響を及ぼす。また、建築物の倒壊は人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となる。特に、防災拠点となる建築物については、応急対策活動を実施する上で重要

度が高いため、バックアップ対策を含めた高い耐震性を有することが求められる。

1 構造物・施設等の耐震性確保

地震に強いまちづくりの推進に当たっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保する必要があり、各構造物・施設等の設計を行う場合は、国等により定められている各施設等の耐震基準等を遵守する。

既存の建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の平成25年11月25日改正に基づき、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なものや、県又は市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物等（特定建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果の公表が義務付けられており、必要に応じ、耐震改修を行うよう努める。

特に、人々が多く集まる学校教育施設、社会教育施設、官公庁施設等の公共建築物については、耐震性確保が急務となる。

教育施設の実施計画は、「第2章 第14節 第1 教育施設の整備」による。

また、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、安全性の確保に努める。

2 公共建築物の耐震不燃化

<震災復旧事業（耐震性強化を併せて行うもの）>

市役所庁舎（北館）	（平成8年8月31日復旧工事完了）
-----------	-------------------

（参考）震災復旧事業ではないが、耐震性強化実施済みの主要な公共施設を以下に記す。

市役所庁舎（南館） （平成2年10月31日新築（耐震仕様））

消防本部庁舎 （平成21年3月26日新築（耐震仕様））

市役所庁舎（東館） （平成27年10月13日新築（耐震仕様））

市役所分庁舎 （平成30年12月28日新築（耐震仕様））

消防署高浜分署 （平成30年3月29日移転（耐震仕様））

（1）公営住宅の建設・建替等

震災によって被災した市営住宅の再建設、修繕、建替を行うとともに、新たに災害復興公営住宅を建設することで、耐震不燃化を推進した。

事業	団地	戸数	完成年度
市営住宅再建設事業	大東町14番団地	42戸	平成8年度
	翠ヶ丘町北団地	20戸	〃
市営住宅建替事業	大東町14番団地	44戸	〃
災害公営住宅建設事業	宮塚町北団地	20戸	〃
	大東町14番団地	4戸	〃
	大東町西2団地	20戸	〃

災害公営住宅建設事業	大東町東団地	30 戸	〃
	楠町団地	42 戸	〃
	大東町西団地	31 戸	〃
	南芦屋浜団地	400 戸	平成 9 年度

3 一般建築物の耐震不燃化

震災時における建築物の安全を確保するため、建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに、特殊建築物、大規模建築物等に対する防火、耐震、避難に係る規定に基づく規制の遵守の指導と、防火地域等の指定を検討する。

(1) 防火・準防火地域の指定

幹線道路の延焼遮断帯機能を充実するため、国道 2 号沿道等において、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域に指定するなど、不燃化促進の整備を進める。

(2) 特殊建築物等の指導の強化

商業ビル、不特定多数の者が利用する一定規模以上の特殊建築物については、防災上、避難上の安全確保に努める。

1	施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
2	出火防止措置
3	水、食料等の備蓄
4	消防用設備の点検、整備
5	非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(3) 個別建替・修繕支援

1	住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
---	---

融資制度	概要	現況
災害復興住宅資金融資 (住宅金融支援機構)	住宅の建設・購入・補修資金の融資制度をあ っせんする。	終了
災害復興宅地資金融資 (住宅金融支援機構)	宅地の擁壁設置工事等の資金の融資制度をあ っせんする。	終了
ひょうご県民住宅復興ローン 制度 (兵庫県)	住宅金融支援機構の住宅資金融資で不足する 場合にあっせんする。	継続
被災者生活再建支援制度 (国)	長期避難、全壊・半壊及び宅地の被害による 住宅の解体、住宅の建設・購入・補修・賃借 (公営住宅以外) にかかる費用の一部支援	平成 11 年～

(4) 集合住宅の建替・修繕支援

1	被災した集合住宅の建替・修繕を行う場合に、県の長期低利融資制度や阪神・淡路大震災復興基金からの利子補給制度を活用するとともに、建替においては優良建築物等整備事業制度等による助成を活用し、良好な住宅への建替・修繕を誘導する。
2	再開発コーディネーター等の専門家を派遣して、集合住宅の建替・修繕を支援する。

4 不特定多数が利用する建築物の安全性確保

不特定多数の者が使用する商業ビル及び駅等の施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、耐震性、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。建築物の所有者又は管理者は、強風による落下物の防止対策を図る。

5 危険住宅の安全対策

市民が暮らす住宅の安全を確保するため、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者については、国・県と共同して市が助成を行い、危険住宅の除却及び移転を促す。

6 その他の対策

ブロック塀等の倒壊防止対策	ブロック塀、石塀の倒壊は、人的被害とともに、道路の封鎖等により救援活動にも支障を来す可能性がある。このため、生け垣への誘導及びブロック塀等の耐震性の向上のための知識の普及に努める。また、自動販売機についても、固定措置などについて知識の普及を図る。
窓ガラス、看板等の落下防止対策	公共施設の窓ガラス、外装材等については、落下の危険性の防止に配慮する。
家具等転倒防止対策	公共施設の書庫や事務機器等については、落下・転倒を防止する措置をとる。また、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具等の転倒防止に関する知識の普及を図り、高齢者等を対象にした家具等に転倒防止器具を取り付けることが困難な方及び世帯に工事費の一部を補助する対策推進事業を実施する。
コンピュータ等への安全対策	市は、コンピュータのソフト及びデータについては、常にバックアップを準備し、重要性に応じて分散保管、非常電源対策など、システムの早期回復に備える。 機器等についても、ベルトで固定するなど、転倒・落下防止の措置をとる。
非常用電源の確保対策	病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2節 災害防止施設の整備

災害に強いまちづくりを進めるため、国土強靱化事業等を総合的・計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

第1 河川、砂防及び治山防災計画

【国土交通省六甲砂防事務所、県西宮土木事務所、県尼崎港管理事務所、県六甲治山事務所、都市政策部】

1 河川の現況

河川法による二級河川に指定されているものは、芦屋川、宮川、堀切川の3河川である。

芦屋川、宮川は東六甲山系から南流し、堀切川は阪急電鉄付近の西宮市内から南流し、ともに大阪湾に入っている。

芦屋川	昭和13年の阪神大水害以後、国土交通省六甲砂防事務所からの委託により改修を行い、本川のJR北より阪急電鉄までの改修が昭和42年までに行われた。さらに昭和45年度までに芦屋川、高座川の合流点より上流500mで河川改修が行われた。 阪神・淡路大震災により業平町付近で被災したが、総延長482mの河川災害復旧工事が完了した。 平成6年度から河川環境整備計画に基づき、親水性向上のための階段工や渡石工の整備、生態系に配慮し、災害時の生活用水としての利用もできる水溜プールが整備された。
宮川	昭和13年の阪神大水害以後、国土交通省六甲砂防事務所委託により改修を実施し、昭和36年度から県工事として一部昭和42年に宮川上流朝日ヶ丘町の流路工が完了した。 昭和50年3月に芦屋浜地区の埋立が竣工し、同区間(711m)は、100年確率の降雨強度(150mm/hr)で含砂率12%に対しても十分安全が確保できるよう、低水敷19m、両側に高水敷6.8mをとった32.6mの河川幅員で整備された。 阪神・淡路大震災により楠町、親王塚町で被災したが、総延長158.3mの河川災害復旧工事が完了した。 平成30年台風第21号で発生した高潮により護岸越水し、呉川町、西蔵町の一部で浸水被害が発生した。それに伴い、宮川は県による緊急対策箇所に位置付けられ高潮対策の推進が行われた結果、令和2年6月に約560mの嵩上げ工事が完了した。
堀切川	新河川法により二級河川となったが、兩岸パラペット構造であって、高潮時の自然排水が不能のためポンプ場を設置し、中小河川改良事業で河積拡幅工事を実施した。(昭和45～61年度)

河川流域状況調及び河川工事内訳表(既設)については下記のとおりである。

2 砂防及び治山の現況

本市は六甲山の南東端のゆるやかな傾斜地を背に山岳部が多く、その南部に市街地がある。

山地の地質はほとんど花崗岩で形成され、風化が進み崩れやすくなっている。阪神・淡路大震災による二次災害防止のための緊急対策が国土交通省六甲砂防事務所により実施されている。しかし、さらなる山腹の崩壊、崩壊箇所の拡大が懸念されるので、パトロール等の強化が必要である。

砂 防 施 設	「河川流域状況調」に国土交通省六甲砂防事務所による既設工事総括表を示す。 阪神・淡路大震災により山、山麓部の河川も被害を受けたため、震災以降、土砂災害を未然に防ぐための堰堤の新設工事等が国土交通省六甲砂防事務所によって施工されている。
治 山 事 業	市内における治山事業は主として、山地災害を未然に防止するため、ダム工・土留工・植栽工等が、近畿中国森林管理局、県六甲治山事務所によって施工されている。 阪神・淡路大震災以降の工事の概要を「阪神・淡路大震災以降の兵庫県六甲治山事務所施行事業」に示す。

資料編参照

予防-1	河川流域状況調
予防-3	兵庫県六甲治山事務所施行事業

3 土石流危険渓流

土石流発生の危険性のある渓流は、芦屋川・宮川水系を中心に 27 箇所ある。その内訳は、下記のとおりである。

資料編参照

予防-2	国土交通省六甲砂防事務所により施工された堰堤等
予防-4	土石流危険渓流

4 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区	山腹崩壊による災害が発生するおそれがある地区は、市内に 8 箇所ある。「山腹崩壊危険地区」にその一覧を示す。
崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれのある地区は、市内に 18 箇所ある。「崩壊土砂流出危険地区」にその一覧を示す。

資料編参照

予防-5	山腹崩壊危険地区
予防-6	崩壊土砂流出危険地区

5 事業計画

宮 川	阪神・淡路大震災により、河口付近の護岸は前方へ押し出され、2.0～4.0m 近く河川幅員が減少した。流下能力が減少したことから、低水護岸の天端高さを低くすることで河川断面を確保し、流下能力のある河川とする、総延長 752m の河川災害復旧工事が行われた。 平成 30 年台風第 21 号で発生した高潮により護岸越水し、呉川町、西蔵町の一部で浸水被害が発生した。それに伴い、宮川は県による緊急対策箇所に位置付けられ高潮対策の推進が行われた結果、令和 2 年 6 月に約 560m の嵩上げ工事が完了した。 また、令和 2 年 6 月に策定された兵庫県高潮対策 10 箇年計画で、令和 10 年度までに宮川の下流（臨港線以南）においても護岸の嵩上げ工事が予定されている。
砂 防 対 策 の 推 進	砂防工事の推進、土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立、住宅の移転の促進、情報の収集、防災意識の普及等の総合土石流対策を、国土交通省六甲砂防事務所を中心に県及び神戸市を含む 4 市で研究を進める。
治山事業に対する 今 後 の 方 針	砂防整備計画と並行して、これと同時に必要な山腹工事及び溪間工事を進めていく計画である。
長 期 事 業 計 画	事業の構想としては、「第 1 節第 1-2 防災緑地軸の整備」で記述した「六甲山系グリーンベルト整備事業」及び「阪神疎水構想」がある。

第 2 急傾斜地崩壊対策計画

【県西宮土木事務所、都市政策部】

土地需要の増大に伴い、これまで利用されなかった自然条件的に不利な地形の箇所も、新たな利用対象となり宅地造成が行われ、災害に対する危険度がさらに増大している。自然災害の中でもがけ崩れによる災害は発生場所、時間の予測が困難であり、しかも崩壊のスピードが大きいことから死亡率が著しく高い。

急傾斜地崩壊による被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるために次の対策を進める。

1 急傾斜地の現況

(1) 土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地について基礎調査を行い、その結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

土 砂 災 害 警 戒 区 域 (イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、以下のような危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ①市地域防災計画へ土砂災害警戒区域の警戒避難体制（情報の収集・伝達、避難など）に関する事項の記載 ②要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法の整備
------------------------------	--

	③危険箇所や避難場所等、警戒避難に必要な情報を記載したハザードマップ等の印刷物の配布による周知の徹底
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、以下のような特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ①住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発を行う場合の県知事による許可制 ②居室を有する建物に対する土砂災害に対し安全かどうか確認するため建築確認申請 ③居住者等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物に対する移転等の勧告 ④勧告による移転等に伴う融資や補助による支援

資料編参照

予防-7	土砂災害特別警戒区域（レッド区域）、土砂災害警戒区域（イエロー区域）
------	------------------------------------

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所

急傾斜地の崩壊による災害防止のため、災害発生のおそれのある区域を定め、必要な規制を行うため、昭和44年7月1日に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定されている。この規制区域は、県知事が関係市町村長の意見を聞き区域の指定を決定する。

2 予防対策

危険箇所のパトロール等	平素から土砂災害警戒区域等を巡視し、地域住民に対するがけ崩れの危険について周知徹底と防災知識の普及を図る。
土砂災害警戒区域の避難計画	災害対策本部長の指令に基づき、市民に直近の避難所に避難するよう、勧告する。 奥池集会所、朝日ヶ丘集会所が土砂災害警戒区域に含まれたため、奥池地区については「シスメックスGCC」、朝日ヶ丘集会所については岩園小学校を土砂災害に対応する避難所とする。

第3 海岸防災計画

【県尼崎港管理事務所、都市政策部】

1 海岸施設の現況

昭和44年11月から着工した芦屋浜埋立造成事業において芦屋川左岸から江尻川雨水幹線右岸に至る海岸の埋め立てが実施され、昭和50年3月に竣工した。

傍示川雨水幹線から芦屋川に至る海岸線及び江尻川雨水幹線左岸から堀切川右岸に至る海岸線については、昭和25年9月のジェーン台風後防潮堤が築造され、その後第2室戸台風等に伴う補強嵩上等が行われ現在に至っている。

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により、芦屋浜地区の大部分の護岸は沈下、傾斜し、最大約1.00m程度沈下した。

南芦屋浜地区の埋立工事は兵庫県企業庁により昭和 46 年度から着手し、平成 9 年 1 月に埋立竣工した。(平成 9 年 4 月 8 日に市域への正式編入手続が完了した。)

平成 30 年台風第 21 号で発生した高潮により、ビーチ護岸及び南護岸で越波し、浸水被害が発生した。令和元年 11 月より、兵庫県がビーチ護岸、南護岸、東護岸(南)の護岸改修工事に着手し、令和 3 年 8 月末に完成した。令和 4 年 4 月からは北護岸、西護岸、東護岸(北)の工事に着手し、令和 5 年 3 月末～9 月末にかけてそれぞれ完成した。なお、マリーナ護岸は令和 3 年度から工事に着手し、兵庫県土木部護岸は令和 5 年 9 月末に完成したが、兵庫県企業庁護岸については引き続き工事がおこなわれている。また、芦屋浜地区は兵庫県高潮対策 10 箇年計画に位置付けられており、南芦屋浜地区の対策工事に引き続いての工事着手が予定されている。

沿岸名	番号 ※1	海岸・河川名	地区名	市町名	延長 ※2、※3	不足高 ※2、※4	事業着手時期		
							緊急 対策	前期 令和1～5年	後期 令和6～10年
大阪湾	13	尼崎西宮芦屋港	芦屋浜	芦屋市	2.5km	0.6m		○	
	④	宮川(下流)		芦屋市	1.0km	0.3m		○	

※1 今回の検討は概略検討であり、施設整備に向けて実施する詳細検討より、延長や不足高に変更の可能性ある／※2 河川の延長は兩岸の延べ延長／※3 不足高は区間中の最大値

(参照：兵庫県高潮対策 10 箇年計画パンフレット)

2 事業計画

1	震災後、波浪推算により芦屋浜地区の必要天端高を検討した結果、傍示川雨水幹線から芦屋川に至る護岸については現況どおりの TP. +7.03～TP. +7.44m で復旧した。芦屋川から江尻川雨水幹線に至る護岸については、地形の形状から波浪の影響は少なく、TP+5.80～TP+6.80m で復旧した。江尻川雨水幹線左岸から堀切川右岸に至る護岸については現況どおりの TP. +6.10m で復旧した。
2	平成 6 年度から進めていた芦屋浜地区の親水性護岸への整備工事は、平成 14 年 3 月に完成。大東町地先の護岸については、平成 20 年 3 月に完成した。
3	平成 27 年度末に江尻川、堀切川の両河口の護岸嵩上げを行った。

< 湾岸施設の復旧工事 >

施設名	破損内容	復旧内容
埋立地東地区護岸沿東道路	陥没、亀裂	平成 7 年に完成済み。
埋立地東地区護岸沿南道路	陥没、亀裂	
埋立地西地区護岸沿角道路	崩壊、陥没	
埋立地西地区護岸沿西道路	崩壊、陥没	
堀切川河口樋門	樋門変形	平成 8 年に完成済み。
宮川河口左岸堤防	崩壊、陥没	
宮川河口右岸堤防	崩壊、陥没	
傍示川河口側堤防	亀裂	

第4 宅地災害予防計画

【県阪神北県民局、都市政策部】

本市の住宅地は北部山麓丘陵も宅地造成され、拡張発展しており、阪神・淡路大震災で多くの宅地の石積・擁壁等が崩壊し、被害を受けた。

この計画は、宅地造成工事及び危険な既成宅地のがけ崩れ又は、土砂の流出を未然に防止するために必要な規制その他の措置に関する計画である。

1 宅地造成工事に対する防災指導対策

(1) 宅地造成工事規制区域の指定

本市においては、宅地造成等規制法に基づき阪急電鉄神戸線以北の全域が宅地造成工事規制区域に指定されており、この区域内における宅地造成工事には、県知事の許可及び工事完了検査が義務づけられている。区域の指定状況は下表のとおりである。

<宅地造成工事規制区域>

指定年月日	指定区域面積	指定区域の比率
昭和 37 年 6 月 6 日建設省告示第 1292 号	1,208ha (阪急神戸線以北)	65.1%

(2) その他の規制・指導

都市計画法に基づき、市街化区域内で面積 500 平方メートル以上の土地において、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を伴う開発行為をする場合は、県知事の開発許可を受けなければならない。なお、市街化調整区域内は原則として宅地開発等は抑制されている。

2 既成危険宅地に対する保全対策

(1) 宅地造成パトロールの実施

宅地造成工事において最も危険な梅雨期及び台風期に対処して、県・警察及び本市との合同で宅地防災パトロールを実施する。

(2) 宅地保全措置

宅地防災パトロールの際、災害が発生するおそれがあるものについては、阪神北県民局が関係者に対し口頭で防災措置を指示するとともに、次の措置を行う。

1	宅地所有者等関係者を招集し、聴聞した上、宅地造成等規正法第 16 条第 2 項に基づく勧告をする。なお、必要に応じ同法第 16 条に基づき改善を命ずる。
2	現地調査の際、口頭指示した防災措置を直ちに実施するよう文書で指示する。

(3) 宅地防災の促進

<芦屋市既成宅地防災工事資金融資あっせん制度> (平成 8 年～)

概要	宅地造成等規制法に基づく勧告を受けた者で当該勧告を受けた日から 2 年以内に住宅金融支援機構の災害復興宅地資金融資又は宅地防災工事資金融資を受けてする擁壁若しくは排水施設の設置又は改造、地盤の沈下を防止する工事の費用に対し、工事費から住宅金融支援機構の融資額を控除した額で 500 万円以内をあっせ
----	---

	んする。
償還期間	15 年以内
融資比率	年 3%

3 危険宅地の現状

平成 7 年の阪神・淡路大震災後のパトロールでは、47 箇所の勧告宅地が発生した。

第5 地すべり防止計画

【県西宮土木事務所、都市政策部】

地すべりは、斜面崩壊（がけ崩れ）よりも一般に大規模・継続的で、比較的緩勾配でも発生する。地下水が作用して、上層土が円弧状のすべり面を境として比較的ゆっくりと滑動するが、広い範囲で動くため影響が大きい。

この計画は、地すべりによる被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるために次の対策を定める。

1 地すべり危険箇所の現況

阪神・淡路大震災により、阪急電鉄以北の地域で地すべり現象が発生しているが、「地すべり等防止法」に基づく地すべり危険箇所は指定されていない。

2 予防対策

地すべりの発生に備え、巡視を行う体制を整備する。

第6 災害危険区域防災計画

【県西宮土木事務所、県尼崎港管理事務所、県六甲治山事務所、都市政策部】

1 実施責任

県知事を実施責任者とする。

2 方針

高潮、波浪、出水、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、市民に対して警戒を促すとともに、次の事業を実施して災害の防止に努める。

1	災害危険区域の指定
2	建築物の建築の禁止又は制限
3	災害危険住宅の除去又は移転

3 事業計画の概要

災害危険区域の指定	建築基準法第 39 条に基づく兵庫県災害危険区域に関する条例による災害危険区域は、本市域では現在指定されていない。
建築物の建築の禁止又は構造制限	住宅、寄宿舍、下宿、老人福祉施設及び有料老人ホーム等の用に供する建築物の建築は、原則として禁止し、その他居室を有する建築物の建築は、原則として鉄筋コンクリート造その他堅固な構造方法等によるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止を図る。

危険住宅の除去 又は移転	危険区域に存する災害危険住宅の除去及び移転を行う者に市が助成する場合は、国及び県から必要な助成が行われる。
-----------------	---

第7 液状化対策計画

【都市政策部、各部、各機関】

飽和状態にある粒径がそろった緩い砂質土が地震等によって揺すられた場合、砂粒子間に存在する間隙水の水圧が次第に上昇し、ついには砂粒子のかみ合わせがはずされてしまう。従って、砂粒子は水の中に浮いた状態となる。このように、荷重が繰り返し作用して砂質土が液状態になる現象を液状化現象と呼んでいる。

液状化現象により、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

1	地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
2	地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
3	浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
4	土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
5	地盤又は地盤構造物系の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

1 兵庫県南部地震による液状化の状況

兵庫県南部地震では、芦屋浜地区を中心に、国道43号付近でも噴砂等が確認されているなど、広い範囲で液状化が発生した。芦屋浜地区では下水処理場、高層住宅区域の一部を除いたほぼ全域で液状化による噴砂が発生しており、特に浜風町や潮見町の低層住宅区域において噴砂量が多く、噴砂の見られていない区域においても、地表面の亀裂や沈下が見られた。

芦屋浜地区においては、一部の埋立層の液状化による沈下、これに伴う亀裂の発生と一部地域における噴砂現象、海浜又は宮川流域護岸付近の側方流動などが起こっており、このような地盤変状によって、建物は沈下、傾斜等の被害を被った。

これに対しては、県企業庁、都市住宅部及び県住宅供給公社が「兵庫県南部地震による芦屋浜地区地盤の液状化に関する調査業務」報告書を平成7年9月に作成し、建物等の復旧対策に当たっての基礎資料として、市民に配布している。

なお、芦屋浜地区は、県企業庁により昭和49年度に埋立竣工した人工埋立地であり、県住宅供給公社は、昭和58年11月に「芦屋浜シーサイドタウンの地盤について―独立住宅を建設される方へ」と題する説明書を作成し、埋立地での独立住宅の基礎構造ガイドラインを示して、より堅牢・安全な建物を建築されるよう建築主に要望した経緯がある。

2 予防対策

平成7年度に実施の基礎的な防災アセスメント調査の中で本市の液状化危険性を分析しているが、主に国道43号以南の地域に液状化の潜在的危険性があるほか、山麓部等においても池を埋め立てた場所等においては、液状化の可能性があると考えられる。

今後、液状化による施設等の被害を最小限にするために、県、研究者等の調査研究及び指導に基づき、今後の液状化対策に取り組む。

第3節 ライフライン関係施設の整備

ライフライン関係機関は、次の方針で整備を行う。

1	上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
2	ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
3	関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。
4	自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、事業所等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第1 水道施設防災計画

【上下水道部】

1 水道施設の現況

水道施設の現況図は、下記のとおりである。

資料編参照

予防-8

上水道施設の現況

(1) 貯水施設

1	奥山貯水池（346,740 m ³ ）及び奥池（77,276 m ³ ）があつて、導水管が芦有道路、県道及び元関西電力導水路を経て、奥山浄水場と結ばれている。
2	導水路には、池の谷、芦屋本谷、イシガマ谷、石仏谷及び八幡谷等の溪谷があり、それぞれ水管橋を架設しているほか、導水管水路及び水路橋により芦屋川沿いに導水しているが、六甲山系特有の地質のため、崩壊による、岩石、土砂の流入等の危険性がある。

(2) 取水施設

1	芦屋川の取水口は、阪神・淡路大震災により山の岩石が崩落し全壊し、震災直後から2年間、上流に取水口を新設し取水した。
2	元の取水口は落石防護工事を行い、平成8年12月に原形に復旧した。

(3) 導・送水施設

各取水口から貯水池まで、貯水池から浄水場まで、浄水場から各配水池までの口径100mm～500mm。導・送水管総延長数は10,274mである。（令和6年4月1日時点）

(4) 浄水施設

1	奥山及び奥池に、浄水施設があり取水状況に応じて、取水口、沈殿池、ろ過池、浄水池等、それぞれ規模を異にしている。
2	芦屋川取水口付近は、芦屋川の谷が深く、導水管及び導水管橋がこれに沿って布設されている。

(5) 配水施設

1	自己水源系統の奥山水系には、最高区、高区、第1中区の各配水池及び岩園調整池があり、六麓荘水系には六麓荘高区配水池（600 m ³ ）及び落合橋調整池がある。
2	阪神水道受水系統には、第1中区、第2中区、低区配水池がある。
3	奥池地区の系統には、第1工区（椿谷）、第2工区（ごろごろ）、第3工区（奥池南）、第4工区（ユートピア芦屋）配水池がある。

(6) 配水管施設

1	芦屋川、宮川、江尻川等、各河川、溪谷には、それぞれ水管橋及び伏越がある。
---	--------------------------------------

(7) ポンプ場

朝日ヶ丘ポンプ場、最高区ポンプ設備、奥池浄水場送水ポンプ設備及び第2工区中継ポンプ場の揚水施設がある。

2 予防対策

1	奥山貯水池に流入する芦屋川本谷、椿谷については、状況に応じ、取水口の開閉を行う。
2	芦屋川については、豪雨の際は必ず河川の汚濁を伴うため、事前に取水口の閉鎖を行う。
3	気象状況に応じ、あらかじめ定めた危険箇所の点検パトロールを実施し、状況によっては、定められた連絡経路によって、それぞれ連絡し、警戒体制をとる。
4	事故の状況によって、人身に危害を及ぼすおそれのあるときは、付近住民、通行者に警告し、危険地域への立入禁止及び避難誘導の措置をとる。
5	災害発生に備え、臨時給水車の出動及び隣接市の応援体制を整えておく。
6	兵庫県水道災害相互応援に関する協定の締結（H10.3.16）（兵庫県企業庁）
7	緊急時における応急給水・応急復旧工事の応援協定の締結（H11.12.28）（芦屋市水道工事業協同組合）
8	岩園及び宮川非常時用連絡管の使用及び維持管理に関する協定の締結（H15.1.22）（阪神水道企業団）
9	神戸市東灘区森北町と芦屋市三条南町の緊急時連絡管の設置及び運用に関する協定の締結（H17.2.2）（神戸市）
10	災害時における仮管資材の応援要請に関する協定の締結（H19.4.2）（株式会社光明製作所）
11	芦屋市翠ヶ丘町と西宮市大谷町の間に設置する緊急時連絡管の設置及び運用に関する協定の締結（H19.6.5）（西宮市）
12	水道施設の災害に伴う応援協定の締結（H20.4.1）（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）
13	渇水時の節水対策に伴う応援協定の締結（H20.4.1）（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）
14	要支援世帯の早期把握の協力に関する協定の締結（H24.10.1）（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）
15	神戸市東灘区深江本町と芦屋市平田北町の緊急時連絡管の設置及び運用に関する協定の締結（H28.7.13）（神戸市）
16	災害等の発生時における水道施設復旧に関する応援協定の締結（H29.9.20）（大成機工株式会社）

3 耐震化指針

阪神・淡路大震災では、取水口から末端の給水装置まで市域の全ての水道施設に甚大な被害を被ったため、「芦屋市水道復興計画検討委員会」を設置して、「水道耐震化指針」を策定した。

耐震化の計画目標	阪神・淡路大震災では応急復旧に6週間を要したが、この教訓を踏まえ今後対応策を検討し、応急復旧は3週間以内に終わることを目標とする。
計画の期間	阪神淡路大震災以降、平成8年3月に策定した芦屋市水道耐震化指針をもとに平成18年度から令和11年度において「水道施設整備計画」により約88kmの老朽管について、優先度・重要度評価により効果的かつ効率的更新を図り、管路の耐震化を進めている。

(1) 耐震化対策の基本方針

災害に強い水道施設づくり	地震が発生しても、十分な耐震性及び機能を有する施設づくりを行う。
早期復旧ができる施設づくり	被災後、早期に復旧ができる施設を整備する。
地震時の体制づくり	被災後の給水の確保と、被害施設の早期復旧ができる体制を確立する。

(2) 基幹施設（貯水池、取水口、浄水場、配水池）

短期的対策	被災施設の調査を行い、施設の補修等により耐震性の向上を図る。
中長期的対策	施設更新等に併せて耐震性の高い施設にするとともに、バックアップ機能の強化を図る。

(3) 管路

短期的対策	震災で大きな被害が生じた地区等では耐震性継手管に布設替えする。
中長期的対策	優先順位を定めて耐震管路に整備していくとともに、埋立地へは複数供給系統とする。

(4) 緊急貯留システム・給水拠点

施設の復旧回復までの間必要な応急給水のための緊急時の給水拠点、運搬給水拠点、応急給水栓を整備する。具体的な内容は、「第2章 第8節 第2 応急給水」に示す。

(5) 水管橋（短期的対策）

伸縮可とう管等で耐震化と管体強度の向上を図る。

(6) 管路の付属施設等

管路の付属施設、仕切弁、空気弁、消火栓の弁体強化、配管方法を検討する。

(7) 給水装置の構造

給水装置の耐震性強化について検討し、改善を行う。

(8) 監視、制御システムの整備

緊急時の監視、制御を行うためのシステムを構築する。

(9) 広域的バックアップ

隣接の水道事業体と、相互応援のできる連絡管によるバックアップ機能の整備が既に完了しているが、更なるバックアップ機能の強化を図る。

(10) 地震時の体制の確立

1	マニュアルの作成
2	相互応援体制の確立
3	資機材の備蓄
4	通信・情報連絡体制の整備

(11) 広報活動の整備

通信、情報手段を確保し、広報紙、報道機関、(株)ジェイコムウエストを活用する。

4 事業計画

災害に強い水道施設整備のため、次の事業を実施する。

水道施設整備事業	旧市街地の送・配水施設の整備	限られた経営資源の中で、効率的かつ効果的な整備ができるよう市民病院等の緊急公共施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化・更新整備を図る。
	奥池浄水場の整備	奥池浄水場の浄水施設を増強する。(H12. 3. 31 完成)
配水管整備事業		優先度、重要度を評価した老朽管更新計画に沿って整備を進める。
六麓荘において配水池を新設		(H17. 3. 28 完成)

第2 下水道施設防災計画

【上下水道部】

1 下水道施設の現況

管路施設	本市の下水道は、昭和 10 年に着手して以来、平成 19 年には既成市街地全域で下水道整備（污水）が完了し、新しく開発が進む南芦屋浜地区の一部を残すだけとなった。現在、本市の下水道普及率（人口比）は、100%に達している。 雨水幹線の整備については、昭和 54 年から着手し、昭和 57 年度までに津知川雨水幹線、傍示川雨水幹線、江尻川雨水幹線を、また昭和 62 年までに、宮川第 1 排水区の幹線改修を施工した。以降、排水区において、優先度の高い箇所から順次、管路整備を行っている。
下水処理場・ポンプ場	下水処理場は、市内に 2 ケ所あり、ポンプ場は、場内ポンプ場を含め 3 ケ所に配置されている。「内水排除施設一覧表」については、下記のとおりである。

	芦屋下水処理場は、昭和 49 年に供用を開始し、芦屋処理区の計画区域面積 1,001ha を対象として、標準活性汚泥法による水処理を行っている。 南芦屋浜下水処理場は、平成 13 年から供用を開始し、南芦屋浜処理区の計画区域面積 125ha を対象として、高度処理による水処理を行っている。
--	---

資料編参照

予防-9

内水排除施設一覧表

2 予防対策

下水道施設の応急復旧に関して、事前に次の対策を検討し、マニュアルを作成した。

1	勤務時間外に災害が発生した場合の初動要員及びその職員が行うべき緊急措置を計画する。
2	災害復旧資機材を最小限整備するとともに、他市等への応援要請を計画する。
3	内水排除施設等（ポンプ場）の操作方法を習熟する。
4	公益社団法人日本下水道管路管理業協会と公共下水道管路施設が被災した際の復旧支援協力に関して、「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結している。

3 事業計画

年次計画により雨水管路整備及び合流管改築を進めていく。また雨水流出抑制施設の設置についても公共施設を中心に、民間の協力も得ながら実施可能な範囲において進めていく。

(1) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、管きょの接合方法、基礎工法の現状から、地震時においては地盤の軟弱な地域、地質の急変箇所において被害が予想される。このため、幹線管きょについては、変位を吸収する措置などにより耐震性の向上を図るとともに、枝線管きょについては、震災時に補修の容易な構造とし、点検などによる危険箇所の早期発見と修理に重点をおいて対処する。

昭和 10 年より下水道事業に着手しているため、一部の管きょが耐用年数を経過しているため、今後は耐用年数を迎える管きょの改築、更新を計画的に進めていく。

浸水対策としての雨水幹線の整備は、5 年確率としてはほぼ完了した。今後は、10 年確率として優先順位の高い箇所から順次、管路整備を行っていく。

(2) 下水処理場・ポンプ場の整備

下水処理場・ポンプ場は、臨海部に位置しているため、液状化や不同沈下による影響を受けやすく、特に根幹施設に損傷を受けた場合は、復旧の長期化が予想される。このため、液状化の影響を受けやすい構造物や機器は更新や改修時に併せて地盤改良やフレキシブルな配管継手等の措置を講じている。

非常用発電機、ポンプ用ディーゼル機関は、長期間の運転に備え整備し、燃料・冷却水の確保に万全を期す必要があり、平常時から体制を整える。

断水に備え、常に冷却水は、満水になるように定水位弁により所要水量を確保する。また、二次処理水の再利用により冷却用水を確保する。

下水処理場・ポンプ場の機能確保のため、応急復旧に必要な予備品、資機材の整備と補充に努める。

(3) 南芦屋浜地区の下水道整備

平成8年度から、南芦屋浜地区において、新都市づくりに対応した災害に強い下水道の整備を行っている。

第3 電力施設防災計画

【関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社】

1 趣旨

電力施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

2 内容

関西電力及び関西電力送配電は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。

(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力及び関西電力送配電は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア 震災対策

(ア) 地震動への対応

a 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

b 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

c 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重は、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

d 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(イ) 津波への対応

a 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

b 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

c 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

d 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

イ 水害対策

変電設備	浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建築物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。 また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。
送電設備	鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。 やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。 地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

エ 塩害対策

変電設備	耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。
送電設備	耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。
配電設備	耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

オ 雪害対策

変電設備	機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。
送電設備	鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

カ 雷害対策

変電設備	耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。
送電設備	架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

キ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

ク 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

(2) 防災業務施設及び設備等の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

ア 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- (ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
- (イ) 潮位、波高等の観測施設及び設備
- (ウ) 地震動観測設備

イ 通信連絡施設及び設備

- (ア) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小

限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

a 無線伝送設備

- ① マイクロ波無線等の固定無線回線
- ② 移動無線設備
- ③ 衛星通信設備

b 有線伝送設備

- ① 通信ケーブル
- ② 電力線搬送設備
- ③ 通信線搬送設備、光搬送回線

c 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

d I Pネットワーク回線

e 通信用電源設備

(イ) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。

また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(ウ) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

(エ) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(オ) 水防・消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防並びに消防に関する施設及び設備の整備を図る。

a 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- ④ 排水用ポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

b 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- ④ 各種消火器具及び消火剤
- ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(カ) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

(3) 電気事故の防止

関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1	電気工作物の巡視、点検、調査等 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
2	広報活動 ① 電気事故防止 PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。 イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。 ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。 エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。 オ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。 カ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。 キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確保すること。 ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。 ケ その他事故防止のため留意すべき事項

	② PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNSを利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 ③ 停電関係 自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。
--	--

(4) 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

復旧用資機材の確保	平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
復旧用資機材の輸送	平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
復旧用資機材の整備点検	平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。
復旧用資機材の広域運営	平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄	平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
復旧用資機材等の仮置場の確保	災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市災害対策本部の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(5) 防災訓練、防災教育の実施

防災教育	関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講習会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。
防災訓練	関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。 また、国及び地方公共団体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(6) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第4 ガス施設防災計画

【大阪ガス株式会社】

地震、風水害等に対してガス施設の被害を防止するために、耐震性の向上を図るとともに、防災システムの強化、防災体制の整備に努める。

1 ガス施設の耐震性向上

製造設備、ホルダー等	製造設備、ホルダーの建設に当たっては、ガス事業法、消防法、建築基準法の規制に従って、設計を行っている。さらに動的解析手法を用いて耐震性の検討を実施し、各種法規、基準における地震度に対しても耐震性を有していることを確認している。また、これらの耐震機能を維持するため、点検基準を作りこれに従って、点検整備を実施している。さらに万一の災害時の対策として、ガスホルダーには、緊急遮断弁の設置、防消火設備、保安電力設備の設置などを行っている。
ガス導管	ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づいて設計、施工している。高圧導管は主として溶接鋼管を使用し、また中圧導管については、溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用している。（施工時の作業管理及び検査に十分な注意を払っている。）低圧導管については、新設及び入替時に、ポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用している。震災時に強さが証明されたポリエチレン管をはじめ耐震性に優れたガス管の接続材料などの導入をさらに進める。

2 防災システムの強化

ガス管の「地震被害予測システム」の運用	地震計から無線で届いた揺れのデータや事前に入力しておいた地盤情報などからガス管の被害状況を予測するシステムを独自に開発し導入している。
地震計の設置	地震発生時に震度などの情報を迅速に把握し、緊急措置の判断資料とするため大阪ガスの供給区域内に地震計を設置し、その情報を本社に集めてコンピュータで処理している。
保安用通信設備	本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。無線通信網をより強固なものにするために、通信システムを多重化する。また、ポータブル衛星通信設備を配備している。さらに万全を期するためバックアップ設備の設置を完了し、どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールしている。
災害応急復旧用無線電話	当社は指定公共機関に指定されており、本社を含めて各府県の事業所に設置しており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保されている。
導管網ブロック化	大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のおそれがある地域についてはガスの供給を一時的に停止

	し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて分割したスーパーブロック（中圧A導管）と、さらに、局所的対応を容易にするために細分化したミドルブロック（中圧B導管）、リトルブロック（低圧導管）がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央指令室及び別拠点にある中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。
緊急時のガス供給停止システムを強化	緊急時に遠隔操作でガスの供給をストップできるシステムと設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に各家庭の都市ガス供給を停止するシステムを設置している。
マイコンメーターの設置	大規模地震発生時に、メーターで自動的にガスを遮断して、お客様設備の安全を確保するマイコンメーターの設置は、家庭用、業務用を含め、ほぼ100%設置している。
復旧作業を効率化する技術向上	管内テレビカメラをはじめ、ガス管の損傷箇所をより早く正確に見つける技術、ガス管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発をすすめている。また、供給を停止している地域のガス管の復旧進捗状況をホームページに公開（復旧見える化システム）する。
病院などへの代替エネルギー供給	病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、より早く計画的に供給できるよう体制を整える。

3 防災体制の整備

要員の確保	被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握し定期的に見直している。
教育訓練	災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年1回全社規模での訓練を実施している。

第5 電気通信施設防災計画

【西日本電信電話株式会社】

災害対策基本法により、会社がとるべき地震防災に関する措置について、電気通信設備等に対する防災計画として基本となる事項を定める。

1 通信施設の耐震化

(1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計している。診断及び補強も実施する。また、建物は、耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

(2) 通信施設

機 械 設 備	建物に設備している交換伝送設備等は、振動により倒壊、損傷を防止するため、梁、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施している。
電 力 設 備	電力設備は、受電設備、整流設備、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じている。さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震化を実施している。また、以下の強化を実施している。 ①停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置 ②電力用各種装置の災害対策の整備充実
通 信 設 備	① とう道（共同溝を含む）網の拡充 ② 通信ケーブルの地中化を推進 ③ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実 ④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進 ⑤ 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化 ⑥ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

2 災害対策用機器及び資材等の配備

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

1	可搬無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）
---	--------------------------------------

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

1	応急復旧ケーブル
2	非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局、ポータブル衛星局通信システム
3	移動電源車、可搬型発動発電機
4	排水ポンプ

(3) 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資材の備蓄に努める。

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第3節 ライフライン関係施設の整備

演 習 内 容	①災害対策情報伝達演習 ②災害対策演習 ③大規模地震を想定した復旧対策演習
演 習 方 法	①広域規模における復旧シミュレーション ②事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習 ③防災機関における防災総合訓練への参加

第4節 交通関係施設の整備

主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

第1 道路防災計画

【都市政策部】

1 道路の現況

市内道路は国道、県道並びに市道に分けられ、国道及び県道は既に100%、市道はその99%が舗装され、全体としては99%の舗装率となっている。未舗装市道の舗装化も漸時進められている現況であるが、最近舗装される道路は、交通量の増加に対応するとともに道路施設の効用をできるだけ発揮させ、交通の安全性の向上と円滑化の推進に努め、また下水道事業と連携して道路排水の改良と道路の利用幅員の拡張に努めた事業を進めている。

令和6年4月1日時点

区分 種別	道路実延長 (m)	舗装済延長 (m)	未舗装延長 (m)	舗装率 (%)
総 数	226,285	226,177	108	99.9
国 道	4,508	4,508	0	100
県 道	9,028	9,028	0	100
市 道	212,749	212,641	108	99.9

※市道は、独立専用自歩道を含む

2 予防対策

道路について特に留意しなければならない点は、災害時に道路が、

- ・避難及び救助作業のために関係者が安全に通行し、また十分に活動できること。
- ・救助車両が支障なく安全に通行できること。
- ・冠水、溢水の場合、路面の流水を早急に排水できること等が必要である。

これらの要求を満たすためには、道路の交通量の多少にかかわらず、

- ・道路舗装の普及
- ・下水道事業に伴う水路の改良
- ・芦屋市無電柱化推進計画に基づく、無電柱化工事の推進

その他について更に推進しなければならない。

以上は、道路その他付随施設についての予防対策である。更に進んで防災を目的とする街区の改良、新設等に係るものについては、「第1節 第1 都市の防災構造の強化対策」を参照のこと。

3 整備計画

道路の復旧・復興	阪神・淡路大震災により、全面的に大きな被害を受けた道路、橋梁等の災害復旧工事は、平成9年度で概ね完了した。なお、災害時の交通の円滑と安全を図り、道路機能を確保する観点から、土地区画整理事業及び街路事業等により災害に強い道路整備を推進する。
歩行者優先道路等の整備	第10次兵庫県交通安全計画に基づき、子供、高齢者、障がい者に優しく、安全で快適な歩行者道や歩車共存道路等、歩行者優先道路の整備を進め、市内のネットワーク化を図るとともに、緑豊かな道路として道路環境の向上に努める。

第2 海・空アクセス対策計画

【都市政策部】

阪神・淡路大震災においては、陸上交通が機能しなかったことにより、応急対策活動に大きな障害となった。この教訓から、災害時の海・空へのアクセスを整備する。

1 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

空経由での被災者の搬送や救援物資供給を行うために、山麓地区及び南芦屋浜地区において、ヘリコプター臨時離着陸場の確保・維持管理するよう努める。

現在指定している臨時離着陸場は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-A1-16

ヘリコプター臨時離着陸場

2 着岸施設の確保

南芦屋浜地区において、海へのアクセスが可能となる着岸施設を整備した（平成8年完了）。

<南芦屋浜地区・フリーゾーンの整備>

県企業庁が整備した。

南芦屋浜地区のフリーゾーン東側護岸を災害時の司令船、救援船の着岸護岸並びに救援物資の下し場とする。なお、護岸は平成8年度に耐震強化護岸として整備された。

第3 鉄道施設防災計画【西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社】

鉄道施設の災害防止については、諸設備の実態を把握し、異常時においても機能を保持できるように関係箇所と調整のうえ、整備を行う。

1 JR 西日本

(1) JR 西日本芦屋駅の現況（令和5年4月1日時点）

乗降人員 1日平均 約47,300人

列車本数 平日1日 570本（臨時除く）

(2) 高架構造物の整備推進

施設の耐震性向上のため、高架構造物について次のとおり整備を推進する。

1	耐震設計の計算方法として従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。
2	主要構造物の設計基準は、原則として関東大震災程度の地震まで耐え得るよう考慮してある。
3	阪神・淡路大震災により被災し復旧した高架橋は、震災直後に運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る鉄道復旧構造物の設計に関する特別仕様」に従い取りまとめられており、同地震程度の地震まで耐え得るよう考慮してある。

(3) 事業計画

駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化する。

(4) 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を行っているほか、橋梁上又は高架部分等に設置の風速計により、風速を監視している。

(5) 水害対策

雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びに文字放送により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行っている。

2 阪急電鉄

(1) 整備の推進

施設の耐震性向上のため、高架構造物について次のとおり整備を推進する。

1	阪神・淡路大震災により被災し復旧した高架橋は、震災直後に運輸省（当時）に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る鉄道復旧構造物の設計に関する特別仕様」に従い復旧が行われている。
2	新設構造物については、「鉄道構造物等設計標準・同解説 耐震設計（運輸省鉄道局監修、鉄道総合技術研究所編）によって設計を行う。

(2) 事業計画

駅舎・橋梁・法面等を計画的に改良強化する。

(3) 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を行っているほか、橋梁上又は高架部分等に設置の風速計により、風速を監視している。

(4) 水害対策

沿線に設置した雨量計、河川水位計により状況を監視する。この他にインターネットかテレビ等で降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行っている。

3 阪神電気鉄道

(1) 高架構造物

施設の耐震性向上のため、高架構造物について次のとおり整備を推進する。

1	新設構造物については、鉄道構造物等設計標準・同解説 耐震設計によって設計を行っている。
2	阪神・淡路大震災により被災し復旧した高架橋は、震災直後に運輸省（当時）に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る鉄道復旧構造物の設計に関する特別仕様」に従い復旧が行われている。

(2) 事業計画

駅舎・橋梁・高架橋等を計画的に改良強化する。

(3) 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防を行っているほか、橋梁上または高架部分等に設置の風速計により、風速を監視している。

(4) 水害対策

雨量計、河川水位計、気象庁本庁から発せられる気象情報により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行っている。

第4 芦有施設防災計画

【芦有ドライブウェイ株式会社】

(1) 自動車道施設対策

1	阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、法面及び石積等擁壁構造物並びに排水路等の災害予防に努め、防災処置を講じる。
2	阪神・淡路大震災により被災した自動車道施設は、震災直後に運輸・建設省の指導で設置した「芦有道路災害復旧工事検討委員会」で取りまとめられ承認を受け、平成8年度に概ね復旧した。 復旧施設は同規模程度の地震まで耐え得る構造となっている。
3	施設の耐震性向上のため、道路施設、構造物、橋梁、法面、函渠等について、点検結果に基づき計画的に改良強化し整備する。
4	急傾斜地の保全については、毎年、定期点検を行い、沿線樹木の倒木予防、危険な箇所には土留め工、落石防止工、排水路工の点検整備を実施し、風水害及び二次災害の予防に努める。

第5節 大規模事故等災害対策

第1 基本方針

1 災害の範囲

1	航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「航空災害」という。）
2	鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「鉄道災害」という。）
3	道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「道路災害等」という。）
4	意図的に大規模事故災害が引き起こされ、多数の死傷者等が発生した場合
5	以下の場合を指し、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「海上災害」という。） ①本市沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者が発生した場合、又は発生のおそれがある場合 ②重油等の大量流出等により、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市に被害が及んだ場合、又は及ぶおそれがある場合
6	火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故等「多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響」が予想される突発事案 【毒物・劇物（対象物）】 ①毒物及び劇物取締法別表第一、第二に掲げる物 （例）水銀、ヒ素、硫酸 等 ②毒物及び劇物指定令第1条、第2条に規定する毒物、劇物 （例）フッ化水素含有製剤 等 ③毒物及び劇物取締法施行令第38条第1項に規定する物 （例）無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（一部除外規定あり） 等

第2 災害予防対策

1 活動・連携体制の整備

市は、災害発生において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援が可能なように平時から連携の強化に努めるものとする。

1	災害発生時には、県、西宮海上保安署及びその他関係機関に対して、必要な情報連絡が行えるよう情報連絡体制を整備する。
2	近隣の沿岸市、市町及び協定市町とは、保有する資機材、保管担当部局等の情報を積極的に交換する。
3	平時から西宮海上保安署及び県等との連絡を密にし、必要な資料の交換などに努め、非常時において有効に活用できるよう体制の整備に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

1	大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県、市、航空運送事業者、鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。
2	市は、機動的な情報収集を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。
3	市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。
4	市は、県、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
5	平素から緊急時の情報収集及び連絡体制を整備しておくこととし、以下の資料を備える。 ①関係機関の名称、所在地、電話、FAX 番号等の一覧表 ②関係機関同士の連絡経路
6	県フェニックス防災システム及びデジタルカメラと携帯電話を利用した電送装置の使用方法に習熟し、県及び災害対策本部へ災害情報、災害現場写真を伝達する体制を整備。
7	防災行政無線等を利用した情報収集、連絡の整備。

(2) 通信手段の確保

市及び関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意することとする。

1	非常通信体制の整備
2	災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
3	通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
4	通信機器等の平時利用
5	平時からの県フェニックス防災システムの活用

(3) 情報の分析整理

兵庫県の防災専門家養成講座等の各種セミナー、講演会への参加を通じて次の専門的な知識を習得し、情報の分析、整理に努める。

1	兵庫県周辺における海上交通の現状と危険性に関すること。
2	重油等が流出した場合における、市沿岸への漂着可能性に関すること。
3	重油等が漂着した場合における、回収、運搬、処理の方法に関すること。
4	補償請求に関すること。
5	環境への影響に関すること。

3 災害応急活動体制の整備

(1) 職員の体制

1	市は、災害発生時における職員の体制についてあらかじめ決めておく。
2	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及

	び道路管理者等は、平時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図ることとする。
--	--

(2) 防災関係機関相互の連携体制

1	防災関係機関は、平時より連携の強化に努めることとする。
2	消防本部は、消防の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努めることとする。

(3) 搜索、救急・救助、医療及び消火活動への備え

大規模事故災害活動に備え、搜索、救急・救助、医療、消火活動用装備及び資機材の整備に努める。

ア 搜索活動関係（主に航空災害）

市等は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めることとする。

イ 救急・救助関係

1	市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めることとする。
2	消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画を定めることとする。

ウ 医療活動関係

1	市は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努めることとする。
2	集団救助、救急事案の発生に備え、受入れ可能な医療機関の把握に努めるとともに、平時から医療救護体制の整備に努めることとする。
3	道路管理者及び市は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関で相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めることとする。 ①鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部及び市 ②消防本部と医療機関 ③医療機関相互
4	医療機関、消防本部は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、防護マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災行政無線等、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討することとする。

エ 消火活動関係

1	消防本部等は、平時より機関相互の連携の強化を図ることとする。
---	--------------------------------

2	市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに消防本部との連携の強化に努めることとする。
3	道路管理者、消防本部等は、平時より機関相互の連携強化を図ることとする。
4	海水、河川水を消防水利として利用するための施設の整備に努めることとする。

(4) 緊急輸送活動等への備え

ア 不法廃棄等事案の場合

1	放射性物質が発見された場所の管理者（以下、管理者という。）は、国、県、市その他関係機関と緊密に連携し、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとする。
2	管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとする。この際、国、県、市、その他の関係機関は、必要な協力を行うものとする。

イ 緊急輸送活動への備え

1	市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の活用を踏まえた整備に努めることとする。
2	市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。

ウ 危険物等の流出時における防除活動関係

市、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めることとする。

エ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

1	市は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておくこととする。
2	市及び放送事業者等は大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図ることとする。

オ 復旧への備え

1	道路管理者は、施設、整備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することとする。
2	道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努めることとする。

カ 再発防止対策の推進

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施することとする。

(5) 雑踏事故の予防

ア 雑踏の特殊性

市は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些

細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

イ 行事等の主催者の留意事項

1	行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。 ①会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、芦屋警察署との連絡体制 ②消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防本部と連携した救急・救護体制 ③事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保など医療機関等との協力体制 ④事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
2	行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防本部、芦屋警察署、医療機関等と連絡調整を行うこととする。
3	行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防本部、芦屋警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。
4	行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、芦屋市医師会等の協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けることとする。
5	行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

ウ 消防本部

1	事故発生時の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者に要請することとする。また、行事等が市等の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮することとする。
2	医療機関等との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。
3	行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めることとする。

エ 医療機関等

芦屋市医師会等	行事等の主催者から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めることとする。
医療機関	芦屋市医師会等から、事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、消防本部等と連絡をとり、これに協力するよう努めることとする。

オ 芦屋市

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めることとする。

1	行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に芦屋警察署及び消防本部並びに医療機関等と連絡調整を行うこと。
---	---

2	事故が発生した場合には、迅速に芦屋警察署及び消防本部並びに医療機関等及び県（災害対策センター）にその旨通報すること。
---	--

(6) 重油等の大量流出物の防除活動

予 防 活 動	重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努める。 ①油防除資機材の保有、管理 ②化学消火薬剤等消火機材の整備 ③近隣市町の資機材の保有状況の把握 ④市町間の応援体制の整備
環 境 保 全 対 策	重油等の大量流出事故等に備えて、平時の環境状況の把握に努めるとともに、環境調査体制及び関係職員の意識啓発を図る。

(7) 防災訓練

市で行う防災総合訓練において、水難及び海上災害を想定した訓練を盛り込むとともに、「大阪湾・播磨灘排出油防除協議会」が主催する訓練等に参加し、関係機関との連携強化を図る。

第6節 危険物等保安計画

石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の爆発、火災あるいはこれら災害に伴う有毒ガスの発生は、地域住民に大きな被害を与えるおそれがある。そのため、これら危険物等の貯蔵・取扱い、運搬については災害の防止のために規制、指導及び予防査察を強化して安全対策の推進を図る。

第1 危険物保安対策

【消防本部】

消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、告示及び運用指針等によるほか総務省消防庁、県危機管理部消防保安課及び県下各消防本部等と連絡を十分に行い、市内における危険物施設関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者（以下「危険物施設関係者等」という。）及び危険物取扱作業従事者さらに芦屋防火安全協会と緊密な連携をとり災害予防の体制を整え、規制業務の円滑な推進を図る。

1 立入検査等の実施

各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを検査するとともに不備欠陥事項については早期改善を図る。

また危険物を運搬するローリー車及び貨物自動車の事故防止の取り締まりについては、警察との連携を十分にする。

<危険物施設の現況>

(令和6年4月1日時点)

総計	屋内貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所
34	4	1	10	1	16	2

2 防災教育・指導

(1) 危険物施設関係者等

関係法令及び規制業務執行上の心得と実技について、予防の具体的な方法を指導するとともに、各種災害を想定して視聴覚による効果的な教育を行い、人員、資機材等の有効活用による訓練指導を行う。また、危険物災害が発生したときは、その概要と予防措置に関し、さらに危険物関係法令の改廃のあったときはその要点と具体策等に関し研修を行う。

危険物保安監督者	消防法第13条及び芦屋市危険物の規制に関する規則第15条に基づき選任し、届出をさせるとともに、貯蔵・取扱関係者に対する指導の徹底を図る。
----------	--

(2) 危険物取扱作業従事者

危険物施設関係者等に準じて行う。

3 予防規程

危険物施設の規模と実態に応じ、火災及びその他の災害の発生の予防のため、消防法に基づく予防規程を作成させ、自衛組織、保安教育、施設の点検及び取扱作業等の自主保安体制の徹底を図る。

4 危険物施設等の規制

危険物施設（貯蔵・取扱所）として許可された施設は、消防法に基づき次の規制を行う。

(1) 規制の方針

危険物施設の位置、構造、設備が常に技術上の基準に適合するよう、その維持、管理及び貯蔵、取扱基準の遵守について指導を行う。

(2) 規制区分

1	設置及び変更に対する審査及び許可
2	完成検査前検査
3	完成検査
4	仮貯蔵、仮取扱及び仮使用の承認

(3) 危険物施設の定期点検の実施

危険物施設関係者等は、定期点検を行いその点検記録簿を作成し、保存しておくこと。

第2 高圧ガス・液化石油ガス・毒劇物等保安対策

【消防本部】

1 立入検査の実施

立入検査を行い、電気設備、火気使用設備等の位置、構造、設備及び火気使用について芦屋市火災予防条例に基づいた取扱管理を指導する。

2 消防計画の指導

消防法第8条の規定に基づき消防計画を立てなければならない関係施設については、次の事項を指導する。

1	貯蔵・取扱をする高圧ガス、液化石油ガス、毒劇物等の届出
2	火災発生時の物質の所在
3	消防隊への情報の提供

第3 放射性物質保安対策

【消防本部】

1 立入検査の実施

火災予防の立入検査に際しては、一般火災予防立入検査要領によるほか、次のことについて指導する。

1	放射性物資の管理及び予防措置
2	関係施設の防火設備、火気管理状況

2 消防計画の指導

消防法第8条の規定に基づき、消防計画を立てなければならない関係施設に対しては次の事項について指導する。

1	貯蔵・取扱をする放射性物質の届出
2	火災発生時の放射性物質の所在、危険度の通報
3	消防隊への情報の提供

第7節 放射性物質事故災害対策

第1 災害予防対策

1 活動・連携体制の整備

市は、災害発生において協力を要請する予定の機関に対し、あらかじめ相互応援が可能なように平時から連携強化に努めるものとする。

1	災害発生時には、県、文部科学省等の省庁及びその他関係機関に対して、必要な情報連絡が行えるよう情報連絡体制を整備する。
2	近隣市町及び協定市町とは、保有する資機材、保管担当部局等の情報を積極的に交換する。
3	市は、放射線被ばくを受けた者、又は被ばくを受けたおそれのある者の収容機関を把握する。

2 保安全管理体制の徹底

1	放射性物質取扱事業所は、市民の安全を確保するため関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努めるものとする。
2	事業者は、放射性物質事故災害の予防に係る計画、資機材等の整備及び点検、従業員に対する防災教育の実施、事故発生時における通報、応急措置及び避難対策を実施するための防災組織の整備を図る。
3	事業者は、施設等において放射線の異常漏洩等が発生した場合は、直ちに消防機関等に状況を報告するものとする。

3 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

1	平素から緊急時の情報収集及び連絡体制を整備しておくこととし、以下の資料を備えるものとする。 ①関係機関の名称、所在地、電話、FAX 番号等の一覧表 ②関係機関同士の連絡経路
2	県フェニックス防災システム及びデジタルカメラと携帯電話を利用した電送装置等の使用方法に習熟し、県及び災害対策本部への災害情報、災害現場写真を伝達する体制を整備するものとする。
3	防災行政無線等を利用した情報収集、連絡の整備を行うものとする。

(2) 情報の分析整理

県等が実施する各種セミナー、講演会への参加を通じて次の専門的な知識を習得し、情報の分析、整理に努める。

1	放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること
2	対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
3	原子力施設等の概要に関すること
4	対象原子力災害等とその特性に関すること

5	放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
6	モニタリング実施方法及び機器に関すること
7	防災対策上の諸設備に関すること
8	緊急時に講じる対策の内容に関すること
9	放射性緊急被ばく医療（応急所を含む）に関すること
10	過去の事故及び対処事例に関すること
11	その他緊急時対応に関すること（除染の基礎技術等）

(3) 市民に対する防災意識の普及・啓発

市は、市民に対して行う知識の普及及び啓発のため、県及び防災関係機関並びに原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者の協力を得て研修会等を実施し知識の普及・啓発を図る。

4 災害応急体制の整備

(1) 救援・救護体制の整備、消防活動体制の整備

消防本部は、事業所外運搬災害等及び不法廃棄等事案に備え、次に掲げる消防活動体制の整備に努めるものとする。

1	防災資機材（放射線計測資機材・放射線防護資機材を含む。）の整備
2	職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染含む〕、放射線による影響等に関する研修・訓練を含む。）
3	事業所等の把握

<防護資機材等の保有状況>

防護服 (着)	呼吸保護具（個）			測定機器（器、個）		
陽圧型化学防護衣	空気呼吸器	酸素呼吸器(循環式)	防毒マスク	放射線測定器 (空間線量計)	放射線測定器 (表面汚染用)	個人線量計
9	50	5	35	3	3	16

※ 放射線測定器（表面汚染用、空間線量計）と個人線量計のうち 18 個は国有財産及び国有物品

(2) 防災訓練

市は、放射性物質事故災害を想定した訓練を適宜行う。

第2章 災害復旧活動への備えの充実

災害が発生した場合に迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施するための備えを、事前に十分に行うことにより、被害を最小限にとどめる。

第1節 情報収集・連絡活動

情報の収集・連絡・分析体制を整備するとともに、多様な通信手段を確保する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

【都市政策部、消防本部、各部】

災害により市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

特に土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域等にある福祉施設については、戸別受信機又は緊急告知ラジオ等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努める。

1 各部の情報収集・連絡体制の整備

1	各部は、「風水害対策編 第1部 第1章 第4節 災害情報の収集・連絡計画」に定める情報収集・連絡を迅速確実に実施するために、事前に各職員の役割、手順及び使用する通信手段等を明確に定め、活動マニュアルを作成する。その際、夜間、休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。
2	マニュアルは、常に見直しを行い、実効性を高めるよう努める。

2 多様な情報収集体制の整備

防災安全課及びDX行革推進課は、防災行政無線及びインターネット等の通信手段を整備し、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

資料編参照

応急-C1-5

避難所一覧表

第2 情報の分析整理

【都市政策部、消防本部、各部】

1 人材の育成・活用

1	各部は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、日頃から体制づくりに努める。
2	職員は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等関連情報の収集、蓄積に努める。

2 情報分析支援システムの整備

1	防災安全課は、総合的な防災情報を網羅したマップを事前に作成することにより、災害時の情報分析活動の資料とするほか、災害対策を支援する地理情報システムの構築についても検討する。
2	防災安全課及び消防本部は、災害関連の情報収集・処理・伝達機能の中核となる。

第3 通信手段の確保

【都市政策部、消防本部、各部】

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、通信路の多ルート化等による防災対策の推進並びに災害時の通信情報システムの研究開発の推進等を図る。

1 兵庫衛星通信ネットワークの活用

1	平成5年度に通信衛星を利用した防災行政無線ネットワークとして、県本庁、地方機関、県内市町、各消防本部等を接続した「兵庫衛星通信ネットワーク」の運用を開始した。このネットワークは、衛星回線を通じて、電話・FAX・データ通信・映像伝送等が可能であり、防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。
2	本市においては、防災安全課及び消防本部に端末局を設置している。

2 県フェニックス防災システムの活用

平成8年度より県は、県本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、各警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等を接続した、県フェニックス防災システムの運用を実施し、随時、システム等を更新し、より迅速・的確な応急対策を図っている。

本市においては、防災安全課及び消防本部に県フェニックス防災システム設置している。

主 機 能	①即時被害予測システムの導入 ②ヘリコプターテレビ画像の導入 ③固定監視カメラ画像の導入 ④災害情報提供システム ⑤テレビ会議システム
概 要	①情報収集システム ②危機管理システム ③災害情報システム ④地理情報システム ⑤映像・文字情報システム ⑥広報システム ⑦ネットワークシステム ⑧バックアップセンター ⑨災害対応支援システム

3 気象庁防災情報提供システムの活用

平成18年より、気象警報・注意報及び気象情報・地震情報などをインターネットを利用して閲覧できる他、メールによる警報・注意報等が送信されるシステムが構築され、市、消防本部、消防署、消防団に提供された。

4 あしや防災ネット

あらかじめ登録されたメールアドレス（携帯電話、パソコン）に気象警報や地震情報、緊

急情報をメールで配信する。

5 SNS (Facebook、X (旧 Twitter))

Facebook 及び X (旧 Twitter) の即時性のある情報伝達機能を活用し、防災情報に特化した情報発信及び情報共有ツールとして利用するとともに、災害時や災害が発生するおそれがある場合に、ユーザーから情報提供を受けて意思決定等の判断に活用する。

6 防災行政無線システムの整備

概 要	防災行政無線システムは、市役所に設置された親局操作卓より、60MHz 帯の電波を送出し、市内の各所に設置された屋外拡声子局、避難所等に設置された戸別受信機及び緊急告知ラジオ等に情報を伝達する。
特 徴	①市役所に設置された親局操作卓のほか、消防本部に設置された遠隔制御装置により、遠隔操作が可能であり、夜間等の緊急な情報があった場合でも消防本部からの放送が可能 ②親局操作卓から情報を伝達するとき、複数ある屋外拡声子局、戸別受信機の内、指定した子局のみに情報を伝達することが可能 ③地震等、緊急性の高い放送をする場合、ボタン操作で全屋外拡声子局、戸別受信機に対して、放送することが可能 ④放送された情報を聞き逃した場合には、電話による自動応答（050-5527-2580）で放送内容の確認が可能 ⑤緊急告知ラジオ、J：COM の専用端末（防災情報サービス）からも聞くことが可能。

7 水面監視カメラシステムの整備

市内の河川・護岸付近に水面監視カメラを 4 箇所設置し、台風や高潮等で上昇した水面の状態を確認する。撮影されたカメラ映像は、インターネットを介し、市災害対策本部で確認して現場の状況把握に活用する。

8 多様な通信手段の整備

前項までのほか、次の通信手段等について検討、整備することにより、多重化を図る。

無線通信施設	①消防無線全国波を 2 波増波するとともに消防団用の移動無線機を設置し、また、平成 10 年度は山間部の無線障害を解消し、消防活動及び情報収集の円滑化を図るため、奥池分遣所開所に伴い無線前進基地を設置し無線通信機能を充実強化している。 ②消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から設計、整備し、平成 26 年 4 月 1 日からデジタル無線の運用を開始している。
非常電源装置等	施設管理者は、通信施設の停電対策として非常電源装置等の整備、その他耐震対策を講じるとともに、日頃の適切な維持管理に努める。また、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。さらに、

	非常電話に指定されている電話機は、災害時に発信機能が維持できるように、番号を外部に公表しないよう留意する。
--	---

9 職員に対する通信施設の使用方法的習熟等

災害発生後直ちに通信機能を有効に活用できるよう、平常時から通信施設の使用方法的等について担当職員に習熟させるため、次の体制等を整備する。

1	防災安全課は、各施設の管理者を明確にし、管理者は初動体制等に留意して担当者を複数名定める。
2	各管理者及び担当者は、日常の点検、試験及び通信訓練等を通じて習熟する。
3	防災安全課及び各管理者は、各通信系統の通信方法、通話試験方法、点検の実施方法等をマニュアル化する。

第2節 災害応急活動体制

災害発生後、迅速かつ的確に災害応急活動を実施するための体制及びこれを支える防災拠点の整備を図る。

第1 職員の体制

【都市政策部、各部】

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、首長不在時の明確な代行順位及び勤務時間外に災害が発生した場合の職員の非常参集・初動体制の整備を図る。

1 各職員

1	職員は、地震の震度と配備体制の関係、自己に課せられた参集基準及び任務を十分習熟しておく。
2	職員は、地震による被害のために参集が妨げられないよう、自宅建物の耐震性向上、家具等の固定、家族との連絡方法の確立等、必要な対策を講じておかなければならない。
3	職員は、必要な携行品を事前に準備しておかなければならない。
4	職員は、公共交通機関の途絶時にも可能な限り迅速に参集できるよう、単車、自転車、徒歩等により参集するための経路を日頃から検討し、訓練時等に確認しておかなければならない。
5	職員は、夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網を使った参集体制の周知徹底を図る。
6	職員は、応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知を図らなければならない。
7	防災安全課職員は、県フェニックス防災システムの使用方法を習熟しておく。

2 緊急本部員

「風水害対策編 第1部 第1章 第2節 第4-4（1）緊急本部員」に示す緊急本部員は、必要な判断及び指揮を行うために、日頃から本計画の全般を習熟するよう努める。

3 初動要員

1	「風水害対策編 第1部 第1章 第1節 第1 初動体制」に示す初動要員は、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておく。
2	各部は、初動体制時の活動内容についてマニュアルを作成する。訓練時にはこれを用いて活動し、常に必要な見直しを実施する。
3	職員は転居等により初動要員となることが可能又は不可能となった場合はその都度、各部担当課長を通じ、防災安全課へ届け出る。
4	市は、市域における防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。

4 各部

1	各部は、災害発生直後に必要な活動を事前に検討し、初動体制で活動を開始するためのマニュアルを作成する。これを各部で常に掲示する等、職員に周知を図るとともに、防災安全課に報告する。また、訓練時にはこれを用いて活動し、常に必要な見直しを実施する。
2	各部は、勤務時間外における、部内の連絡網を整備する。

5 多様な人材の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第2 他市町及び防災関係機関との連携体制

【都市政策部、各部】

大規模な災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が極めて重要であるため、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。

1 防災関係機関との連携

各部は、市防災会議、その他の連絡会議、訓練等を通じて、日頃から防災関係機関と良好な関係づくりに留意するとともに、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に努める。

2 広域的な応援体制

1	これまでに締結している相互応援協定に基づく訓練の実施等により、協定の実効性をさらに高めていく。
2	近隣市町間のみならず、広域的な市町村間との相互応援体制の確立、また県単位での相互応援及び受援体制の整備の要請を進めていく。
3	指定公共機関、防災関係民間団体等と、日常の業務、連絡会議、訓練等を通じて、日頃から良好な関係づくりに留意する。また、順次、災害時の協力協定等を締結していく。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
4	応援を受ける場合に備えて、受援が必要となる業務、受援体制、物資に係る事項、その他必要な宿泊場所、執務場所、駐車場等の確保等について定めた芦屋市災害時受援計画に沿った体制整備に努める。また、必要な事務手続等をスムーズに行えるよう、事前に要請・受入れ・調整の窓口を定め、必要な活動マニュアルを作成、見直しを行う。
5	訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

- ・他自治体との相互応援体制の充実
- ・他自治体病院との広域相互応援体制の整備

3 自衛隊との連携

1	防災安全課は、日頃から自衛隊との間で情報交換等を行い、スムーズな連絡体制を確立する。
2	自衛隊の派遣要請を想定した訓練を実施する。

第3 防災中枢機能等の確保、充実

【総務部、各部】

市の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、本庁舎が使用できなくなった場合の暫定的な代替候補施設及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

1 防災中枢拠点の拡充

1	市の防災中枢拠点として東館を整備した。
2	市役所及び消防本部へのライフラインは、大規模災害に対して対応力のあるシステムを構築する。
3	市役所等に発電機や水・食料等の常備等の対策を講じる。
4	庁舎の被災やそれに伴う通信手段や重要な行政データの喪失に備え、データのバックアップ対策を検討する。

2 地域防災拠点の整備

1	小学校区を基本とした各防災生活圏において、圏内の中心となる地域防災拠点を小学校等に整備する。
2	地域防災拠点は、災害発生直後一定期間の生活環境の確保のため備蓄倉庫、消防水利、情報通信システム、地下水を利用した給水施設、雨水等の貯水施設、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電施設、厨房設備等の整備を図る。 平成8年度から平成30年度までに市内の小学校等の施設に飲料水兼用耐震性貯水槽を11箇所設置した（令和6年4月1日時点）。 平成25年度までに市内全ての小学校に防災倉庫を設置した。
3	地域防災拠点周辺の不燃化促進と安全性の向上を図る。

資料編参照

応急-B2-3

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所一覧表

3 地区防災拠点の整備

1	災害の一時的な避難場所としての機能に加え、市民による防災活動を支援するため、各防災生活圏内の地区集会所、公園等に防火水槽を整備する。
2	初期消火用資機材、救助用資機材、救護用資機材等を備えた防災倉庫を整備する。

資料編参照

応急-B2-2

地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表

4 救急医療機関等の整備

救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なよう努める。

第4 コミュニティ施設の充実

【都市政策部、各部】

災害発生時の助け合い、協力の基盤となる地域住民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進していくために、平常時から生涯学習やボランティア活動等を通じたコミュニティ活動を支援し、コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。

地区集会所の整備	地区集会所は地区防災拠点を兼ねるものとし、厨房設備、情報通信機能を整備する必要がある。
教育施設の整備	地域防災拠点である小学校等及びその他の教育施設についても避難所等として地域の防災活動の拠点となるため、防災機能の拡充を図るとともに、「地域に開かれた学校」にするために、学校施設を市民が利用しやすいように、引き続き計画的に整備する。

第5 防災倉庫の整備

【都市政策部、各部】

市が保有する災害対策に必要な資材、機材並びにこれらを保管する施設を充実整備し、また災害発生時に適切に資機材を使用できるよう、必要な点検を行う。

1 保管施設等の現況

倉庫	箇所数	担当
防災倉庫（10 m ² ）	32 箇所	防災安全課（応急-B2-2）
防災倉庫（50 m ² ）	10 箇所	防災安全課（応急-B2-2）
消防活動資機材庫	8 箇所	消防署所・消防団
水防倉庫	1 箇所	消防署
その他		関係課の施設において分散保管

資料編参照

応急-B2-2 地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表

2 予防対策

(1) 資機材の点検

次表の区分により各主管課において物資等の点検を実施する。

資機材区分	主管課	実施方法	保管場所
災害対策本部・職員用飲食物	防災安全課	現在数、直ちに使用し得るかの適	消防・防災倉庫(10 m ²)
食料、飲料水及び生活必需品等物資			災害対応物資倉庫
消防活動用資機材及び防災倉庫	消防署	正検査、保管状況	防災倉庫

水防用資機材	消 防 団	その他の点検	消防署施設 消防団施設 水防倉庫
--------	-------	--------	------------------------

(2) 資機材の確保

防災計画に基づく資機材基準備蓄数量を常時基準以上に確保するよう努める。なお、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

燃料については、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

建設機械については、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

(3) 保管施設の整備及び拡充

現有施設の維持整備を図るとともに、地域防災拠点及び地区防災拠点の整備に併せて、保管施設の拡充整理を図り、災害時において、保管物を効率的に、安全に使用できるよう適正な保管配置を計画する。

第3節 消防及び医療活動

消火、救助、救急及び医療活動を迅速かつ的確に実施するための事前の整備について定める。

第1 消防予防計画

【消防本部】

消防体制を整備強化し、防火知識の普及・啓発、その他予防意識の向上を図り、大火災等の災害の未然防止と被害の軽減を図るための計画を定める。

1 消防力の増強対策

大火災あるいは同時多発火災の発生に備え、消防本部及び消防団の整備強化を図り、災害による被害の軽減を図るため次の計画を推進する。

また、高度救急救命体制を確立するため、救急救命士の養成を継続する。なお、消防車両の整備・更新は、年次計画に基づき実施する。

(1) 消防機動力の増強

近年の都市化、高齢化等、社会情勢の変化に伴い、市域で発生する災害環境も大きく変化する傾向にあり、災害の様態も複雑多様化しようとしている。引続き年次計画をたて、消防施設の増強とともに、各種消防用資機材の整備増強を図り、消防力を充実強化する。

消防車両の整備状況は次のとおり。

<消防車両の整備状況>

(令和6年4月1日時点)

種 別	常 備	非 常 備	計
消 防 ポ ン プ 車	7	4	11
梯 子 車	1	0	1
活 動 支 援 車	1	0	1
資 機 材 搬 送 車	1	0	1
救 助 工 作 車	1	0	1
救 急 車	5	0	5
指 揮 広 報 車	1	1	2
そ の 他 (連 絡 車)	2	0	2
計	19	5	24

(2) 救急体制と救急救命士の増強

令和6年4月1日現在の救急救命士の人数は再任用者も含め、53人となっている。今後も高度救急救命体制を確立するため、継続して救急救命士の養成を行う。また、更なる知識と技術の向上を目指して病院実習や研修等を推進し、より高度な救急救命処置が可能な認定救急救命士の養成を行い、救急体制の充実強化を図る。

(3) 消防団への加入促進

地域防災力の中核を担う消防団の強化を図るため、事業者や大学等との連携・協力を図りながら、それらの従業員や大学生に対して消防団の活動の情報提供や、消防訓練等への参加を促すなど消防団の活動への理解を深める取組を進める。

事業者については、会社の経営者への説明を行い、理解を得るとともに、従業員が消防団員に加入できるように、就業規則等に消防団の活動への参加について規定を設けるなど具体的な対応を促す取組を進める。その他に「消防団協力事務所」の認定制度を周知するとともに、消防団協力事務所の認定を受けることによる利点を設けるように、関係機関と協力要請を図る。

大学等については、市内の大学との連携・協力により大学生に対して消防団の活動の情報提供や消防訓練等への参加を学内活動の一環として取組を要請する。また、他市に通学しているが在住している大学生に対しても、消防団の担い手として地域の行事などにおいて情報提供や消防訓練等への参加を促すなど大学生に積極的に加入促進を図る。

その他、地域の女性に対しても、消防活動に参加していただくように、女性消防団 B I R D I E S への入団を促進する。

(4) 消防団員の処遇改善

消防団員は、防災訓練など様々な機会を通じて消防活動の技能を習得できるように取組を行うとともに、習得した技能を適切に評価し、機能別消防団員としての認定制度を活用して消防団における役割の位置づけを行う。また、消防団員の訓練時間や技能習得状況などに応じた評価や消防団員としての出勤回数、出勤時間などを適切に評価し、消防団員としての活動に応じた適切な報酬、費用弁償の支給などができるように処遇改善を図る。

(5) 消防団活動の安全管理の充実

大学生や女性などが消防団に加入し、消防団の活動を役割に応じて適切かつ安全に担ってもらうために、消防団員が活動を遂行するに当たって留意しなければならない安全管理上の主要な事項をまとめた「消防団活動の安全管理マニュアル」を作成するなど安全管理を充実する取組を進める。

(6) 消防団の強化

地域の事業者、大学、女性など様々な市民に対して消防団の活動への理解を深め、活動の意義を周知するとともに、事業者などでは消防団の活動参加への条件整備や、安全管理の充実など消防団への加入における基盤づくりを行うことで、地域防災力の中核を担う消防団の強化を図る。

(7) 消防団消防力の強化

災害時に消防本部と一体となって活動する消防団は、安全確保のための安全靴、救命胴衣などの基本的な装備や津波、土砂災害など広域範囲の災害に対して無線機、救助活動用の機材などを年次計画に則った個人用資機材の整備を図る。また、消防車両の更新など消防団の組織的な資機材についても年次計画に則った整備を図り、全体として消防力の強化を進める。

(8) 消防団の教育訓練等の充実

消防団員の加入の促進や消防団の資機材の充実などを進める一方で、それらの団員の技能向上や資機材の適切な運用を行うため、消防団員に対する教育訓練を定期的実施する。また、継続的に訓練を実施していくため、教育訓練の標準化を進め、安全に教育訓練が実施できる体制づくりを進める。

2 消防隊の効率的運用

都市機能の変化に伴い増大する防災関連情報を迅速、的確に処理し、都市構成、立地条件、道路状況等に応じた部隊運用を行うため、高機能消防指令センター装置の整備を図る。

3 消防水利施設の整備

本市の消防水利については、消防水利の基準に対してほぼ充足しているとはいえ、今後も引き続き整備に努める。

(1) 消防水利の現況

消防水利の状況については、下記のとおりである。

資料編参照

予防-10

消防水利現況一覧表

(2) 消防用水の確保

消 火 栓 の 増 設	水道配管の改良工事等に伴う増設を図る。
消 火 栓 以 外 の 水 利 の 確 保	地震等の大規模災害時の断水に備え、地域防災拠点である小学校等に消防用水及び3日分の飲料水を確保するための飲料水兼用耐震性貯水槽を整備する。また、耐震性防火水槽を公園等の地区防災拠点へ整備し、プール、井戸、河川の活用なども併せて多様な消防水利の確保を図る。
指 定 水 利 の 確 保	池、プール等消防用水として利用できるものについては、所有者の承諾を得る等の方法を講じ消防水利としての確保に努める。

<飲料水兼用耐震性貯水槽の設置>

平成8年度から平成30年度までに市内の小学校等の施設に飲料水兼用耐震性貯水槽を11箇所設置した（令和6年4月1日時点）。

資料編参照

応急-B2-3

飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所一覧表

4 消防活動対策

(1) 路上工作物対策

1	みだりに存置又は放置された物件の除去等については、消防法第3条の屋外火災予防措置命令をもって対処する。
2	緊急出動に障害を与えるような道路上の工作物等については、関係機関に改善及び取締りを依頼する。

3	商店街等のアーケード、日除け、その他類似の工作物については、消防活動に支障がないよう関係者に指導する。
---	---

(2) 道路対策

1	道路占用者会議等において消防活動上支障のないよう道路事情の改善について対策を要求する。
2	不法駐車による交通障害については、市民の協力を求めるとともに、関係機関と調整を行い排除に努める。
3	道路工事等の障害については、芦屋市火災予防条例の届出に基づき、関係者に消防活動上の支障がないように措置対策を指導し障害の排除に努める。
4	緊急出動時に国道 2 号及び国道 43 号を横断する場合には、警察と協議を行い通行車両数の増大に伴う交通整理等の安全確保の対策を講じる。

(3) 踏切、ガード対策

市内を山手から阪急電鉄、JR 東海道本線、阪神電鉄が市内を 3 分割するよう東西に敷設されている。署所の配置状況は阪急電鉄以北には東山出張所、奥池分遣所、JR 東海道線本線及び阪神電鉄以南には消防本部及び高浜分署が配置され、消防本部の所在は市内西部の芦屋川に沿った南北の県道奥山精道線に面し緊急時には踏切を迂回することは比較的容易な配置となっているが、次のことを講じていく。

1	都市計画道路の跨線橋等の立体交差等の計画については積極的に関与していく。
2	ガードについては、拡幅員及び高さの調査を行っているところであり、車両の更新に伴う確認及び迂回路等についてその都度調査を行う。
3	車両通行可能な踏切については、阪急電鉄は 6 箇所、JR は 1 箇所、阪神電鉄は 5 箇所であり閉塞時の迂回経路については車両種別ごとの調査を行う。

(4) 消防活動の障害防止対策

中高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、梯子車、救助工作車等による人命救助・消火活動等が円滑に行われるよう道路、電柱、電話線、工作物等の実態を調査し改善の対策を講じる。

5 水防、消防活動用資機材の確保計画

地域防災拠点、地区防災拠点の防災用資機材の整備とともに、年次計画のなかで消防本部及び消防団について整備していく。

第 2 医療活動関係 【こども福祉部、芦屋市医師会等、市立芦屋病院、県芦屋健康福祉事務所、消防本部】

1 医療関係機関の現状

阪神・淡路大震災により、市内の医療関係機関も大きな被害を受けたが、市内医療機関及び市内薬事施設の現状については、下記のとおりである。

資料編参照

応急-C2-1	市内医療機関一覧表
応急-B2-5	市内薬事施設一覧表

2 初期医療体制の整備

(1) 医療コーディネーター

こども家庭・保健センターと消防本部は、「風水害対策編 第1部 第2章 第2節 医療活動計画」に示す医療コーディネーターと、日頃から連絡を密にし、初期医療体制の充実を図る。

(2) 災害対応病院

1	災害対応病院となる医療機関（市立芦屋病院、南芦屋浜病院及び芦屋セントマリア病院）は、災害時においても医療機能が維持できるよう、建物、機器等の耐震性を向上させるとともに、備蓄倉庫、発災後の事業継続が可能となる非常用電源（自家発電装置）、受水槽、ヘリポート等のライフラインの多重化等を推進する。
2	災害対応病院となる医療機関と地域防災拠点等との情報、通信システムによるネットワーク化を図る。
3	夜間、休日等の災害発生時における、医師、看護師等のスタッフを迅速に確保する体制を整備する。
4	トリアージを的確に実施するために、研修等を行う。
5	市内及び市外の医療機関等との医療ネットワークを確立する。
6	大量の患者を一時受入れ、処置するための体制及び活動を計画し、マニュアルを作成する。

(3) 救護所

1	こども家庭・保健センターは、日頃から県芦屋健康福祉事務所及び芦屋市医師会等と連携を密にし、地震発生後速やかに芦屋市医師会等による救護所が開設されるように努める。
2	こども家庭・保健センターは、救護所の設置予定場所を事前に市民に周知する。
3	こども家庭・保健センターは、市立芦屋病院と連携し、救護所で必要な薬品及び資機材を備蓄する。

(4) 芦屋市医師会等

芦屋市医師会等は、救護班・歯科救護班の編成等初期医療に対応する体制を整備する。

3 応急医薬品等の確保計画

救護所で使用する薬品又は携行資機材は、休日応急診療所及び消防本部に備蓄する。

なお、資機材の内容を分析し厳重な管理に努める。

備蓄の内容は、下記のとおりである。

資料編参照

応急 C2-2

救護用災害応急資機材一覧表

第3 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備

1	県は、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（以下、「ひょうごDPAT」という）の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備することとする。
2	県は、通信用機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施することとする。
3	県は、発災後48時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、災害時こころの情報支援センターと協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。

<参考>

- 「ひょうごDPAT」とは（DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team）

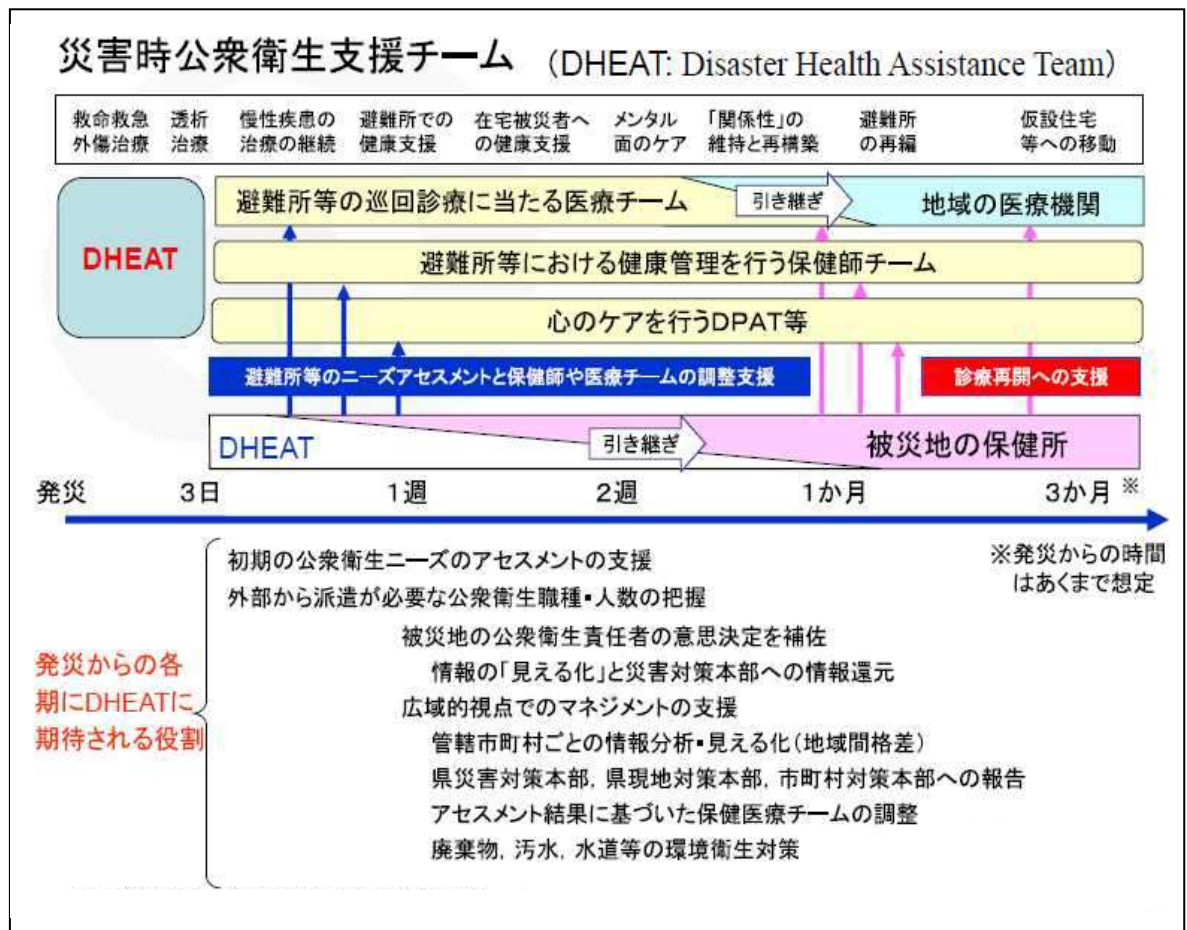
「ひょうごDPAT」の活動内容	
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う
活動拠点	DPAT活動拠点本部（県健康福祉事務所等）
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等
対象者	- 被災前から精神科疾患に罹患しているもの - 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） - 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス（公的機関職員） 1～2名 計4～5名

- 「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の整備

県は、兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という）の体制を整備・充実強化するとともに、公衆衛生医師、保健師等の災害時の保健医療活動を担う職員を対象として、専門的な研修を実施する。

<参考>

- 災害時におけるDHEATとDMAT、DPAT、保健師チームとの連携



- 「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)」とは

DHEATの活動内容	
目的	重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務等を補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援
活動期間	概ね、発災後48時間から1ヶ月程度
活動内容	要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量(人/物)分析、支援計画策定
活動拠点	DHEAT活動拠点本部(県健康福祉事務所等)
活動場所	兵庫県、保健所
チーム構成	専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等

第4節 緊急輸送活動

災害時に交通を確保し、緊急輸送を行うことにより、他の応急対策活動を迅速に行うための事項について定める。

交通関係事業者の計画は、「第1章 第4節 交通関係施設の整備」に示す。

第1 交通の確保活動

【都市政策部、道路管理者、芦屋警察署】

1 緊急輸送道路指定路線

1	県は、災害発生後、消火、救急、救助及び医療活動を迅速に行うため、また被災者に緊急物資を供給するため、広域の緊急輸送道路ネットワークを設定し、あらかじめ緊急輸送道路を定める。
2	広域の緊急輸送道路指定路線は、本市域では山手幹線、国道2号、国道43号、阪神高速道路神戸線、湾岸線、県道東灘芦屋線及び県道芦屋鳴尾浜線が該当する。
3	防災安全課及び道路・公園課は、関係機関と協議して、市内の緊急輸送道路指定路線を補完する道路を定める。
4	防災安全課は、市民に災害時の車両使用自粛、緊急輸送道路指定路線等に関して広報し、周知徹底する。
5	主な防災拠点を結ぶ路線として、市道216号線、市道217号線、市道335号線、市道338-1号線、市道陽光涼風線のそれぞれ一部を指定している。

2 災害時の道路交通規制

1	道路管理者は、信号機情報板等の道路交通関連施設について耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。
2	芦屋警察署は、災害時の交通規制実施の手順についてマニュアルを作成する。

3 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保のため建設業者との事前協定を締結する。

第2 緊急輸送活動

【総務部、都市政策部、芦屋警察署】

1 緊急輸送計画

1	防災安全課は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。
2	災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
3	総務課は、災害発生直後における、総務課所有車両の配備計画を作成する。

2 ヘリコプターの利用

臨時離着陸場の指定	施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、ヘリコプター臨時離着陸場の候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送
-----------	--

	施設として指定する。
臨時離着陸場の整備	災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対する周知徹底を図る。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

資料編参照

応急-A1-16

ヘリコプター臨時離着陸場

3 広域輸送拠点

県が設定する阪神間臨海ブロックにおける広域輸送拠点は、甲子園浜海浜公園地区（西宮市）及び西猪名公園（伊丹市・川西市）である。

4 緊急通行車両等の事前届出

総務課は、公用車両の緊急通行車両等事前届出を芦屋警察署を経由して、県公安委員会に届け出るとともに、同届出済証の保管をし、災害時に備える。

緊急通行車両等の事前届出制度の概要は次のとおりである。

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施することとする。

(2) 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

1	災害時において、市地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
2	市長が保有し、若しくは市長との契約等により常時市等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

申請者	緊急通行にかかる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
申請先	当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（県警察本部交通規制課及び警察署経由）
申請書類	輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、市長の上申書等）

イ 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付することとする。

第5節 被災者等への的確な情報伝達活動

災害発生時に、被災者等に的確な情報を伝達し、又は相談等に応じるために、必要な体制及び施設等の整備に努める。

第1 被災者への的確な情報伝達活動

【都市政策部、企画部】

1 多様な情報提供システムの整備

防 災 安 全 課	①地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。 ②あしや防災ネットを通じてのメール及びSNS（Facebook、X（旧Twitter））を通じて情報の提供を図る。
秘 書 ・ 広 報 課	①発災後の経過に応じて被災者に提供すべき情報について整理しておく。 ②日頃からインターネット通信、掲示板等、多様な情報提供手段を活用し、災害時の広報手段の多重化に備える。 ③防災行政無線等の整備に併せて、効果的に広報に活用する計画を作成する。 ④緊急問い合わせ及び相談・公聴活動の内容も併せた総合的な情報提供システムの整備を図る。

2 広報活動

【秘書・広報課】

1	災害発生直後における緊急放送文案を事前に作成する。
2	テレビ・ラジオ・新聞等報道機関と、災害時の広報協力について事前に調整する。
3	地震発生直後における広報紙原案を作成する。
4	災害時における広報紙の配布手段、広報車による広報体制に関して、関係部と事前に調整し、その結果を市民に周知する。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

1 緊急問い合わせへの対応

1	電話による市民等からの緊急問い合わせに対応するため、問い合わせ内容の処理、担当課への連絡、災害対策本部会議への報告等に関するマニュアルを作成する。
2	緊急問い合わせへの対応に必要な地図、資料等を事前に準備する。

2 相談・公聴活動

1	臨時総合相談所の設置・運営に関するマニュアルを作成する。
2	法務、税務等の専門相談所の設置・運営に関するマニュアルを作成する。
3	相談所を運営するに当たって関係する県等他の関係機関と、事前に協力体制の整備を図る。

第6節 避難収容活動

地震に伴い、津波、地すべり、火災の延焼拡大等が発生する可能性があるため、市民を安全な場所へ避難させることにより、人的な被害を未然に防止するとともに、倒壊、延焼等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、市民の避難について定める。

第1 避難誘導対策

【都市政策部、各部】

1 避難計画

防災安全課は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、地震に伴い発生する大規模火災等に対する地区防災計画の作成を推進する。内容としては、津波が発生した場合の一時避難施設への避難等の「緊急的・一時的」な判断及び行動の必要性も視野に入れたものとする。また、平成29年6月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水・土砂災害における防災対策や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられている。（水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律第8条の2）

2 広域避難場所・避難路の指定・整備

防災安全課は、次の基準に基づいて広域避難場所及び避難路を指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

(1) 広域避難場所

広域避難場所とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

広域避難場所は、概ね次の選定基準に基づき検討した結果、「第1章 第1節 都市の防災構造の強化」に示す場所を充てることとする。

1	原則として、総面積10ha以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等で周辺家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮し、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。また、内部には、避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。
2	避難圏域は、収容可能人口や高齢者、子供等の歩行能力を考慮し、歩行距離で概ね2kmの地域とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とする等、地形条件も加味して設定すること。

(2) 一時（いつとき）避難場所

一時（いつとき）避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が当面確保されるスペースを持ち、また、ボランティア等の活動拠点となる場所をいう。

一時避難場所は、概ね次により選定、確保する。

1	学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全が当面確保されるスペースを有すること。
2	一定の地域単位に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。

(3) 指定緊急避難場所（津波一時避難施設）

指定緊急避難場所とは、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波等から避難が特に困難と想定される地域に対して、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設である。

指定緊急避難場所は、概ね次により選定、確保するよう検討する。また、津波発生時における一時避難施設として使用する民間施設に対し以下の項目等において、施設・設備面で補助・助成制度の整備を検討する。

〔選定基準〕

1	耐震診断によって耐震安全性が確保されていること、又は、新耐震基準（1981年（昭和56年）施行）に適合していることを基本とする。
2	原則として鉄筋コンクリート又は鉄骨・鉄筋コンクリート構造とし、想定浸水深に応じて階数や、津波の進行方向の奥行きを考慮する。
3	津波浸水想定区域及びその周囲の施設とする。
4	既存の公共建築物（学校、公営住宅等）又は、民間建築物（商業ビル、共同住宅等）を活用する。
5	施設の収容基準は、概ね1.0㎡当たり1人とする。
6	避難誘導標識を設置する。

〔整備検討〕

1	指定緊急避難場所に指定される予定の民間施設のうち、旧耐震基準により建てられた施設を対象とした耐震診断の実施
2	指定緊急避難場所内部の避難スペースまでのアクセス設備として、外部階段等の設置
3	外部階段又は内部階段に通じる入口の鍵に、地震発生時に自動的に解錠させる機能を付加する等緊急時の避難を可能とする機能の確保
4	指定緊急避難場所として使用する場合に、市民が安心して避難を行うために仮設トイレ等の特に必要性が高い物資の配置

(4) 避難路

避難路とは、広域避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の市民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、予め指定した、又は整備する道路等をいう。

避難路は、概ね次により選定、確保する。

1	避難路は、広域避難場所に通じる道路であること。
2	避難路の幅員は、避難行動の安全性の観点から、道路では15m以上、緑道では10m以上を確保するように努める。
3	震災時に一部不通となる場合、土砂災害や河川周辺等により危険が予想される地域につ

	いては、代替となる避難路も配慮する。
4	土砂災害（特別）警戒区域内の道路又は緑道は避難路として適さない。

3 広域避難場所等及び避難路の周知等

大規模災害時には、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、また事前に周知させるため、次の対策を実施する。

なお、標識の設置においては、日本工業規格（JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」）に準拠した図記号等を用いることとし、避難場所等については、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。

1	避難誘導標識の設置
2	広域避難場所等の案内板の設置・確認
3	広域避難場所等の夜間照明施設等の整備
4	避難に関する地図等の配布等の広報活動
5	避難訓練

4 避難誘導体制の整備

地震や津波発生時に、市民等を安全かつ適切に避難可能とするため、各災害対策部・班を明確にし、誘導方法・内容を明確に定めるなど、事前からの体制整備を推進する。

また、地震発生後に、台風等による水害や土砂災害、高潮等の同時発生など、災害が重複して発生しうることに考慮した体制整備に努める。

1	こども福祉部は、高齢者、障がい者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導及び避難助成体制の整備に努める。 また、水防法・土砂災害防止法により避難確保計画を作成する必要がある要配慮者利用施設に対し、計画作成の促進に努める。
---	--

5 不特定多数の者が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第2 避難所等の指定

【市民生活部、教育委員会、各部】

1 指定避難所の整備

指定避難所とは、地震等の災害による家屋の倒壊、消失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、集会所等既存建築物等に収容し、保護するものである。

避難所については、より充実させるため、概ね次により選定、確保するよう検討する。

1	避難所は、原則として自治会又は学区を単位として設置する。
2	避難所は、原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校、集会所、公民館等）を利用する。
3	避難所の収容基準は、概ね 2.0㎡ 当たり 1 人とする。
4	感染症対策を講じる場合、他世帯の避難者との間隔をできるだけ 2m(最低 1m)確保する。
5	避難所は、建て替え、改修時にバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。
6	必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、感染症対策を講じる場合、収容可能人数が従来の約 3 分の 1 となるため、各施設の他の部屋及び避難所に指定されていない市の施設の使用を検討する。

資料編参照

応急-C1-5	避難所一覧表
応急-C1-5	指定緊急避難場所一覧表

2 指定避難所の周知

地震発生後の公共建築物が、適切に機能分担し、効率的に救援・救護等応急対策活動を実施するためには、被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対しての周知徹底が欠かせない。このため、次の対策を実施する。

1	指定避難所標識、案内板の設置
2	指定避難所が対応する災害種別に関する災害種別一般図記号を用いた明示
3	図記号を使用した標識の見方の周知
4	避難に関する地図等の配布等の広報活動
5	避難訓練

3 避難誘導体制の整備

「第1 避難誘導対策」に準じる。

4 避難所管理運営体制の整備

1	管理部、学校教育部、市民生活部、社会教育部は、各避難所別にあらかじめ使用目的に応じた部屋割りを定め、避難所管理運営マニュアルを作成する。
2	管理部、学校教育部、市民生活部、社会教育部は、避難者名簿管理システムを確立する。
3	防災安全課は、発災直後の食料、水、非常用電源、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資、管理用備品及び感染症対策を踏まえた物資等を備蓄する。
4	施設管理者は、避難所として指定された施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
5	施設管理者は、避難所として指定された施設の貯水槽、井戸、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

6	防災安全課及び子ども福祉部は、集団生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等の増加により福祉避難所の確保に努める。
7	防災安全課は、平常時において自主防災組織や市民に対し、避難行動及び避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
8	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、統括部、支援対策部医療班、避難所管理班及び学校避難所管理班が連携を行う。受付時の検温等の健康観察実施、身体的距離に配慮した避難所利用及び有症状者の分離等、新たな運営ルールを定め、随時避難所運営マニュアルに反映していく。
9	男女共同参画及び多様性の配慮の視点から、避難所の運営管理等について、防災担当部局と男女共同参画担当及び人権担当部局との連携に努める。

第3 応急住宅対策

【都市政策部】

1 応急仮設住宅

都市政策部は、応急仮設住宅を速やかに供給するため、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する。また災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

2 その他の応急住宅対策

都市政策部は、災害時に住宅の応急修理、障害物の除去等が速やかに実施できるよう、調査・実施体制を整備しておく。

資料編参照

応急-E2-1 住宅名・建設場所一覧表

第4 要配慮者対策

【子ども福祉部、各部】

1 要配慮者の認識・対象者情報の充実

要配慮者とは、乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人など、防災上、何らかの配慮を要する者をいう。

1	自分の身の危険を察知できない。
2	危険を知らせる情報を受け取ることができない。
3	身の危険を察知できても救助者に伝えられない。
4	危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない。
5	災害時（高齢者等避難発令から平常の生活が回復するまでの間）、被災地で生活する際に何らかの配慮が必要。

2 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支

援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成する。

「避難行動要支援者名簿」の作成及び管理は、以下のとおりとする。

1	避難支援関係者となる者	民生委員、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、消防本部、市の関係部署
2	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	・65歳以上の一人暮らし世帯・高齢者世帯 ・在宅で寝たきり・認知症（概ね要介護3以上）の方 ・身体障がいのある方（身体障がい者手帳1・2級） ・知的障がいのある方 ・精神障がいのある方 ・難病患者 ・その他、災害時に自力で避難することが困難な方
3	名簿の提供先、方法	避難行動要支援者名簿の提供は、「1 避難支援関係者となる者」に対し、事前に名簿を提供する。
4	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	避難行動支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 ・緊急・避難行動要支援者台帳登録情報提供への同意状況 ・避難支援の必要な状況 ・対象者氏名 ・性別 ・年齢 ・住所又は居所 ・同居人数 ・電話番号 ・地域支援者 ・避難行動計画その他避難支援に必要な情報（身体状況等） ・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 上記の個人情報について、緊急・災害時要援護者台帳登録申請書から作成する。
5	名簿の更新に関する事項	・避難行動要支援者名簿については、随時更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 ・登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。 ・名簿登録者が死亡、市外転出及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。
6	名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	市は必要に応じて、個人情報取り扱いに関する研修を実施し、情報提供の際には、個人情報取り扱いについての確認書を取り交わすこととする。
7	避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の	・市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、予報若しくは警報又は通

	配 慮	知に係る事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市長は、市民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ・市長は、必要な通知又は警告をするに当たっては、避難行動要支援者が第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
8	避難支援等関係者の安全確保	避難行動支援については、避難支援等関係者本人やその家族等の生命及び身体の安全をまず守ることが大前提であるため、地域においては、避難支援者等の安全確保の措置を決めるに当たって、あらかじめ地域全体でルールを決め、周知することが必要となる。 また、避難行動要支援者に名簿活用の意義等を理解してもらうことと合わせて、全力で支援するが、支援できない可能性があることも理解してもらうことも重要となる。

3 避難行動要支援者避難体制の整備

避難対策部は、災害発生時に被災現場に取り残されるおそれのある独居高齢者、障がい者等を適切に避難させるため、事前に避難支援関係者と避難行動要支援者情報を共有しておくとともに、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備に努める。また、避難行動要支援者情報においては、土砂災害警戒区域内に位置する避難行動要支援者施設のリストを作成し、活用できるように準備をしておく。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。

1	自主防災組織において、避難行動要支援者の把握と支援体制の確立が図られるよう、啓発する。
2	社会福祉施設等において、避難行動要支援者の避難受入れ体制について、協議を進める。
3	情報提供手段の準備、段差の解消、障がい者用トイレの確保等により、避難行動要支援者が避難所を使用できるように予め整備しておく。
4	県芦屋健康福祉事務所及び芦屋市医師会等と連携し、難病患者、人工透析患者、慢性疾患患者等特別な医療や食事を必要とする対象者に対して、診療可能機関等の情報を提供できるよう体制の整備を研究する。
5	県芦屋健康福祉事務所と連携し、避難所への専門職（医師、看護師、カウンセラー、手話通訳者、要約筆記者、介護福祉士等）の派遣体制の整備を行う。
6	近隣市町と、避難行動要支援者の受入れに關しての協力体制を確立しておく。

4 個別避難計画の作成

避難対策部は、防災安全課や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が

生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

避難対策部は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

5 防災知識の普及、啓発

国際文化推進課	日本語を十分に解さない外国人に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、外国語によるパンフレットを作成するなどして、防災知識の普及啓発に努める。
避難対策部	①平素から在宅の避難行動要支援者の防災環境の把握に努めるとともに消防本部と協力し、防災上の相談、指導を行う。 ②防災知識及び避難情報などの提供を徹底することとし、特に視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい者などの障がいのある者への配慮に留意する。 ③避難訓練の際に、避難行動要支援者の参加を呼びかける。また、避難誘導訓練において、実際に避難行動要支援者の避難支援訓練などを実施し、知識の普及と支援に必要な人材育成に努める。

6 事業者による要配慮者利用施設の安全確保

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害及び浸水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画の作成及び避難誘導等の訓練を実施する。なお、避難確保計画に定めるべき事項を、以下に示す。

また、作成した計画等について遅滞なく市長に報告する。

1	要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
2	要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
3	要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
4	要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
5	自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項 (1)水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること (2)自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること (3)その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
6	前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

7 防災上の配慮を要する者が利用する施設

(1) 土砂災害警戒区域

NO	施設名称	所在地	情報伝達方法
1	養護老人ホーム和風園	朝日ヶ丘町 39-20	電話・FAX・戸別 受信機・緊急告知ラ
2	あしや聖徳園	六麓荘町 3-57	

NO	施設名称	所在地	情報伝達方法
3	あしや聖徳園デイサービスリーブル	六麓荘町 3-57	ジオ・J：COM 防 災情報サービス
4	ツクイ芦屋朝日ヶ丘	朝日ヶ丘町 28-20	
5	ケアハウス豊泉家芦屋山手	剣谷 9-1	
6	デイサービスセンター豊泉家芦屋山手	剣谷 9-1	
7	ナーシングホーム豊泉家芦屋山手	剣谷 9-1	
8	三条デイサービスセンター	三条町 39-20	
9	あいさいこども園	朝日ヶ丘町 10-3	
10	山手中学校	三条町 39-10	
11	市立芦屋病院	朝日ヶ丘町 39-1	
12	甲南中学校	山手町 31-3	
13	甲南高等学校	山手町 31-3	

(2) 南海トラフ巨大地震時の津波浸水想定区域

NO	施設名称	所在地	情報伝達方法
1	樹楽 芦屋	伊勢町 4-17	電話・FAX・戸別 受信機・緊急告知ラ ジオ・J：COM 防 災情報サービス
2	リハビリデイサービス スマイル	大東町 11-1	
3	ゆいライトフィットネスデイサービス	高浜町 6-1-1F	
4	エルホーム芦屋	浜町 12-3	
5	エルステイ芦屋	浜町 12-3	
6	エルライフ芦屋	浜町 12-3	
7	デイサービス京（みやこ）	浜町 15-14	
8	芦屋ケアセンターそよ風	松浜町 13-18	
9	フィットネス型デイサービス ノブレ ス	大東町 9-1-1F	
10	ライラック、しーど、ぷらんつ	浜町 6-9	
11	はまゆう	呉川町 14-9 芦屋保 健福祉センター4F	
12	ウィズ芦屋	伊勢町 4-21	
13	市立西蔵こども園	西蔵町 13-5	
14	いせ虹こども園	伊勢町 13-14	
15	宮川小学校（なかよし学級）	浜町 1-9	
16	市立宮川幼稚園	浜町 1-20	
17	宮川小学校	浜町 1-9	
18	精道中学校	南宮町 9-7	

(3) 洪水浸水想定区域

NO	施設名称	所在地	情報伝達方法
1	樹楽 芦屋	伊勢町 4-17	電話・FAX・戸別 受信機・ 緊急告知ラジオ・ J：COM 防災 情報サービス
2	グランド芦屋	上宮川町 1-14	
3	リハビリホームくらら芦屋	川西町 7-15	
4	リハビリデイサービス スマイル	大東町 11-1	
5	樹楽 西芦屋	津知町 7-7	
6	リハビリモンスター芦屋	業平町 2-10	
7	エルホーム芦屋	浜町 12-3	
8	エルステイ芦屋	浜町 12-3	

NO	施設名称	所在地	情報伝達方法
9	エルライフ芦屋	浜町 12-3	
10	デイサービス京（みやこ）	浜町 15-14	
11	Let's リハ芦屋	松ノ内町 3-2 1F	
12	Tryus（トライアス芦屋）	松ノ内町 4-5-101	
13	芦屋ケアセンターそよ風	松浜町 13-18	
14	フィットネス型デイサービス ノブレス	大東町 9-1-1F	
15	ライラック、しーど、ぶらんつ	浜町 6-9	
16	はまゆう	呉川町 14-9 芦屋保健福祉センター4F	
17	就労支援センターワーク・キューブ	公光町 3-4	
18	ウィズ芦屋	伊勢町 4-21	
19	食楽弁当	宮塚町 11-18 フリックコートアネックス 103	
20	就労継続支援B型作業所ホザナ・カフェ	大槻町 4-21	
21	グループホーム ステラ	若宮町 2-14	
22	相談支援事業所 ステラ	若宮町 2-14	
23	カーザ チヌ	津知町 3-12	
24	さんさんワークス	伊勢町 2-18	
25	市立西蔵こども園	西蔵町 13-5	
26	打出保育所	宮川町 4-10	
27	さくら保育園	大槻町 2-15	
28	あゆみ保育園	東山町 30-3	
29	認定こども園 山手夢	東芦屋町 6-10	
30	茶屋保育園	茶屋之町 5-15	
31	あゆみ SEIDO 保育園	精道町 12-14 プール・トゥジュール芦屋 1 階	
32	ニチイキッズ芦屋保育園	業平町 8-17 メインステージ芦屋川 2F	
33	認定こども園 愛光幼稚園	公光町 2-10	
34	いせ虹こども園	伊勢町 13-14	
35	合同会社 るびなす	清水町 9-5	
36	KID ACADEMY 芦屋校	大槻町 1-23 岩崎館 1 階	
37	LAMP（ランプ）	伊勢町 2-21	
38	放課後等デイサービス KID ACADEMY 芦屋校	竹園町 1-17	
39	児童デイサービス のぞみ 芦屋	打出小槌町 2-3 打出小槌ビル 2 階	
40	宮川小学校（なかよし学級）	浜町 1-9	
41	充理塾学童保育スマイル芦屋	業平町 2-8 エクセル芦屋 1 階	
42	渡辺産婦人科小児科	船戸町 6-21	
43	芦屋・小野レディースクリニック	清水町 2-8	
44	芦屋坂井瑠実クリニック	浜芦屋町 10-13	
45	市立宮川幼稚園	浜町 1-20	
46	宮川小学校	浜町 1-9	

NO	施設名称	所在地	情報伝達方法
47	精道中学校	南宮町 9-7	
48	県立芦屋高等学校	宮川町 6-3	
49	専修学校クラーク高等学院芦屋校	公光町 1-18	

(4) 高潮浸水想定区域

NO	施設名	所在地	情報伝達方法
1	樹楽 芦屋	伊勢町 4-17	電話・FAX・戸別 受信機・緊急告知ラ ジオ・J:COM 防災情 報サービス
2	ARC 芦屋	打出町 6-4	
3	meetoo 芦屋	打出町 6-4	
4	reach 芦屋	打出町 6-4	
5	hanare 芦屋	打出町 6-4	
6	エビス・リハビリデイサービス	海洋町 12-3	
7	ザ・レジデンス芦屋スイートケア	海洋町 12-3	
8	あしや喜楽苑	潮見町 31-1	
9	エイールあしや	潮見町 31-1	
10	ハーブあしや	潮見町 31-1	
11	リハビリデイサービス スマイル	大東町 11-1	
12	ゆいライトフィットネスデイサービス	高浜町 6-1-1F	
13	愛しや	浜風町 31-3	
14	エルホーム芦屋	浜町 12-3	
15	エルステイ芦屋	浜町 12-3	
16	エルライフ芦屋	浜町 12-3	
17	デイサービス京（みやこ）	浜町 15-14	
18	芦屋ケアセンターそよ風	松浜町 13-18	
19	さくらの園	陽光町 3-21	
20	シニアライフヴィラ潮芦屋	陽光町 3-36	
21	陽光苑	陽光町 3-75	
22	マイライフ芦屋	陽光町 8-30	
23	マイホーム芦屋	陽光町 8-30	
24	パナソニックエイジフリーケアセンタ ー芦屋浜	若葉町 3-2	
25	フィットネス型デイサービス ノブレ ス	大東町 9-1-1F	
26	芦屋市立みどり地域生活支援センター	新浜町 3-2	
27	芦屋みどりホーム	春日町 18-12	
28	ライラック、しーど、ぷらんつ	浜町 6-9	
29	はまゆう	呉川町 14-9 芦屋保 健福祉センター4F	
30	ウィズ芦屋	伊勢町 4-21	
31	障害者が街で共に生きるみんなの麦の 家	若葉町 6-1-1744	
32	グループホーム ステラ	若宮町 2-14	
33	相談支援事業所 ステラ	若宮町 2-14	
34	さんさんワークス	伊勢町 2-18	
35	市立西藏こども園	西藏町 13-5	
36	市立緑保育所	緑町 2-4	
37	打出保育所	宮川町 4-10	
38	大東保育所	新浜町 8-1	
39	認定こども園 夢咲	春日町 21-8	
40	認定こども園 はなえみ保育園	浜芦屋町 3-26	
41	浜風あすのこども園	浜風町 1-2	
42	しおさいこども園	涼風町 5-2	

NO	施設名	所在地	情報伝達方法
43	いせ虹こども園	伊勢町 13-14	
44	LAMP (ランプ)	伊勢町 2-21	
45	放課後等デイサービス KID ACADEMY 芦屋校	竹園町 1-17	
46	宮川小学校 (なかよし学級)	浜町 1-9	
47	潮見小学校 (しおかぜ学級)	潮見町 1-2	
48	打出浜小学校 (はまゆう学級)	新浜町 8-2	
49	浜風小学校 (らいおん学級)	浜風町 1-1	
50	しおさいこども園	涼風町 5-2	
51	医療法人昭圭会 南芦屋浜病院	陽光町 3-21	
52	芦屋坂井瑠実クリニック	浜芦屋町 10-13	
53	市立宮川幼稚園	浜町 1-20	
54	市立潮見幼稚園	潮見町 1-3	
55	宮川小学校	浜町 1-9	
56	潮見小学校	潮見町 1-2	
57	打出浜小学校	新浜町 8-2	
58	浜風小学校	浜風町 1-1	
59	精道中学校	南宮町 9-7	
60	潮見中学校	潮見町 20-1	
61	高浜町ライフサポートステーション (ルミエール、ドリーム・クライム、エール、咲楽、茶屋高浜保育園、芦屋アフター・スクール、児童発達支援センター あしやみらい)	高浜町 1-7	
62	県立芦屋高等学校	宮川町 6-3	
63	県立国際高等学校	新浜町 1-2	
64	県立芦屋国際中等教育学校	新浜町 1-2	
65	県立芦屋特別支援学校	陽光町 8-37	

(5) 内水浸水想定区域内の施設

NO	施設名	所在地	情報伝達方法
1	養護老人ホーム和風園	朝日ヶ丘町 39-20	電話・FAX・戸別受信機・緊急告知ラジオ・J:COM 防災情報サービス
2	樹楽 芦屋	伊勢町 4-17	
3	ARC 芦屋	打出町 6-4	
4	metoo 芦屋	打出町 6-4	
5	reach 芦屋	打出町 6-4	
6	hanare 芦屋	打出町 6-4	
7	はんしんいきいきデイサービス 芦屋店	春日町 8-4	
8	グランダ芦屋	上宮川町 1-14	
9	リハビリホームくらら芦屋	川西町 7-15	
10	羽衣リハビリデイサービス	楠町 15-7 2F	
11	リハビリデイサービス スマイル	大東町 11-1	
12	ゆいライトフィットネスデイサービス	高浜町 6-1 1F	
13	樹楽 西芦屋	津知町 7-7	
14	リハビリモンスター芦屋	業平町 2-10	
15	エルホーム芦屋	浜町 12-3	
16	エルステイ芦屋	浜町 12-3	
17	エルライフ芦屋	浜町 12-3	
18	デイサービス京 (みやこ)	浜町 15-14	
19	芦屋ケアセンターそよ風	松浜町 13-18	

第2部 災害予防計画
第2章 災害復旧活動への備えの充実
第6節 避難収容活動

NO	施設名	所在地	情報伝達方法
20	フィットネス型デイサービス ノブレス	大東町 9-1-1F	
21	芦屋市立みどり地域生活支援センター	新浜町 3-2	
22	ライラック、シェード、ぷらんつ	浜町 6-9	
23	はまゆう	呉川町 14-9 芦屋保健福祉センター4F	
24	ウィズ芦屋	伊勢町 4-21	
25	食楽弁当	宮塚町 11-18 フリックコートアネックス 103	
26	就労継続支援B型作業所ホザナ・カフェ	大榎町 4-21	
27	カーザ チヌ	津知町 3-12	
28	さんさんワークス	伊勢町 2-18	
29	市立西蔵こども園	西蔵町 13-5	
30	打出保育所	宮川町 4-10	
31	さくら保育園	大榎町 2-15	
32	あゆみ保育園	東山町 30-3	
33	認定こども園 山手夢	東芦屋町 6-10	
34	認定こども園 夢咲	春日町 21-8	
35	あゆみ SEIDO 保育園	精道町 12-14 プール・トゥジュール芦屋 1 階	
36	いせ虹こども園	伊勢町 13-14	
37	合同会社 るびなす	清水町 9-5	
38	児童発達支援事業・放課後等デイサービス フューチャー芦屋	東芦屋町 5-1 B1 階	
39	LAMP (ランプ)	伊勢町 2-21	
40	Athlon デイサービスカケル あしや	楠町 11-17	
41	放課後等デイサービス KID ACADEMY 芦屋校	竹園町 1-17	
42	児童デイサービス のぞみ 芦屋	打出小槌町 2-3 打出小槌ビル 2 階	
43	宮川小学校 (なかよし学級)	浜町 1-9	
44	充理塾学童保育スマイル芦屋	業平町 2-8 エクセル芦屋 1 階	
45	市立宮川幼稚園	浜町 1-20	
46	宮川小学校	浜町 1-9	
47	精道中学校	南宮町 9-7	
48	市立芦屋病院	朝日ヶ丘町 39-1	
49	県立芦屋高等学校	宮川町 6-3	
50	芦屋学園中学校・高等学校	六麓荘町 16-18	

第7節 通勤・通学・帰宅困難者への対応

災害時に速やかに自宅に帰宅することができない通勤・通学・帰宅困難者対応を推進する。

第1 通勤・通学・帰宅困難者の想定

【都市政策部】

本市には、事業所、学校、集客施設が立地し、日々多くの通勤・通学者や買い物客、旅行者等が流入、滞在している。

災害発生直後には、鉄道、バス等の公共交通機関が途絶又は運行停止することにより、本市以外に自宅のある者のうち、徒歩で帰宅することが困難な者（以下、通勤・通学・帰宅困難者）が発生することが想定される。

また、通勤・通学・帰宅困難者が多数発生した場合、次のような事態が想定される。

1	帰宅行動に伴う混乱、公共交通機関等の運行情報入手に係る混乱
2	家族等との安否確認のための電話の集中による混乱
3	公共施設や民間施設における通勤・通学・帰宅困難者の待機場所の確保
4	通勤・通学・帰宅困難者向けの飲料水、食料、毛布等の調達

第2 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

【都市政策部】

市は、日常から鉄道会社、学校、事業者等の関係機関と連携し、市内への通勤・通学者等に対し、大地震の発生に備えて家族との連絡方法（災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の活用）、徒歩帰宅時に必要な備え、帰宅経路の確認等について、必要な啓発を図る。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

大規模な地震が発生した場合被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる、食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらを供給するよう備える。

第1 食料、生活必需品等の調達・供給

【市民生活部、都市政策部】

1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達方針

発災後最低でも3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

1	市は、市民が各家庭や職場で、平時から、3日分（できれば7日分）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備及び発災直後に不可欠な生活必需品等を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
2	市は、市民の備蓄を補完するため、分散して物資等の備蓄に努める。当面は、食料調達が困難な発災後1日分程度の非常用食料を備蓄する。
3	県は、広域的な立場から市の備蓄を補完するため、物資等の流通在庫等の方法により、常時、1日分程度確実に供給できる体制を整備する。
4	市は、食料、飲料水及び生活必需品等の調達について、県とともに他の自治体との広域応援協力体制を整備する。
5	市は、商品提供を迅速に行うシステムを有している量販店と、物資調達協力に関する協定を締結することにより、災害救援システムの中に組み入れることを検討する。

2 食料

(1) 備蓄、調達の方針

目 標 数 量	①市民及び事業所は、1人3日分（できれば7日分）の食料を備蓄 ②市は、被災者の2日分相当量を確保 ③市の必要量は、当面阪神・淡路大震災避難者数のピーク時、約2万人分を目安とする。
品 目	①備蓄品目は、アルファ化米、保存パン、飲料水及び非常食等とする。 ②調達品目は、パン、おにぎり、缶詰、弁当、育児用調製粉乳等とする。 ただし、品目によっては、幼児、要配慮者等対象者や用途を考慮する。
方 法	①市は地域防災拠点に備蓄する。 ②量販店と協定を締結するなどし、地震発生直後に必要量が確保できるようにする。

(2) 搬送等の方針

1	市が備蓄、調達する食料は、支援対策部が搬送し、避難所において配分する。
2	県が調達する食料は、県が物資集積拠点まで搬送する。

3 生活必需品

(1) 備蓄、調達の方針

目 標 数 量	①市民及び事業所は、1人3日分（できれば7日分）の生活必需品を備蓄 ②市は、被災者の1日分相当量を確保 ③市の必要量は、当面阪神・淡路大震災避難者数のピーク時、約2万人分を目安とする。ただし、品目によっては、幼児、女性等対象者や用途を考慮して数量を見積る。
品 目	①備蓄品目は、毛布、ブルーシート、土のう袋、懐中電灯等とする。 ②調達品目は、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ（大人用、小児用）、下着、タオル、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、乾電池等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、要配慮者や用途を考慮する。
方 法	①市は地域防災拠点に備蓄する。 ②量販店と協定を締結するなどし、地震発生直後に必要量が確保できるようにする。

(2) 搬送等の方針

1	市が備蓄、調達する生活必需品は、支援対策部が搬送し、避難所において配分する。
2	県が調達する生活必需品は、県が物資集積拠点まで搬送する。

4 食料、生活必需品等の管理・配布体制の整備

1	食料及び生活必需品等の受取りに関する方法を定め、市民に周知する。
2	食料、生活必需品等の搬送、管理及び配布の手順を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。

5 市民による非常持ち出し品の確保指導

1	市民及び事業所は、発災後3日分（できれば7日分）の食料、飲料水及び生活必需品等を非常持ち出し用として確保しておく。
2	防災安全課は、市民及び事業所に対して備蓄を指導する。

6 食料及び生活必需品の確保状況と対策

現在備蓄している食料及び生活必需品等は、下記に示すとおりである。その他については、今後必要な備蓄の拡充を図るほか、業者との協定締結及び他の自治体との応援協力体制の整備により、確保に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努める。

資料編参照

応急-B2-4

応急物資備蓄場所一覧表

第2 応急給水

【上下水道部】

1 飲料水の確保計画

一人1日3ℓの飲料水を3日分確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置と備蓄倉庫への飲料水の確保に努める。

2 応急給水用資機材の備蓄・調達

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。

応急給水用資機材は、「風水害対策編 第1部 第6章 第3節 飲料水の供給計画」及び「地震・津波災害対策編 第1部 第6章 第3節 飲料水の供給計画」に示すとおりである。

3 給水体制の整備

(1) 緊急貯留システム・給水拠点の整備

施設の復旧回復までの間、必要な応急給水のための、緊急時の給水拠点、運搬給水拠点、応急給水栓を整備する。

短 期 的 対 策	飲料水兼用耐震性貯水槽からの拠点給水と、給水タンク車による運搬給水を実施する。なお、飲料水兼用耐震性貯水槽（100t）の設置場所は、以下の通り。 ①宮川小学校 ②朝日ヶ丘小学校 ③浜風小学校 ④山手小学校 ④潮見小学校 ⑤山手中学校（※60t） ⑦岩園小学校 ⑧ミラトップパーク芦屋（総合公園） ⑨精道小学校 ⑩西芦屋町ポケットパーク（※60t） ⑪打出浜小学校
中 長 期 的 対 策	配水池に緊急遮断弁を整備し、水の確保を図るとともに、応急給水栓として活用できる消火栓を整備していく。

資料編参照

応急-B2-3

飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所一覧表

(2) マニュアルの作成

地震時の活動マニュアルを作成した。

(3) 応援体制の確立

上下水道部は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定を締結した。また、民間企業の応援を得るため、芦屋市水道工事業協同組合、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、株式会社光

明製作所、大成機工株式会社らとそれぞれ応援協定を締結した。

(4) 応援体制の確立

ボランティア組織等にも速やかに応援・協力体制の整備を図る。

(5) 資機材の備蓄

応急給水の資機材は、他の市町との相互応援協定により点検・整備することとし、材料の規格統一を図る。

(6) 通信・情報連絡体制の整備

携帯電話、阪神水道企業団との専用回線等の整備を図った。

(7) 広報活動の整備

通水の見通しや応急給水箇所に関する事項を広報するための体制を確立する。

第9節 自発的支援の受入れ

大規模災害時には、被災地内外から様々なボランティアが多数集まってくることが予想される。ボランティア活動が円滑に行われるために、その活動の環境整備を図る。

第1 行政とボランティアの連携体制の整備

【企画部】

企画部は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について整備を図る。

1	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、連携を図りながら、広域な支援体制の整備を進める。
2	ボランティア団体及びNPO等と連携し協働して被災者支援に当たるシステムの構築を検討する。
3	災害発生時における市のボランティア受入れ窓口を整備する。
4	ボランティア活動に従事する人の安全を図るため、居住地等で事前にボランティア活動保険災害特例型に加入するように呼びかける。
5	市内のボランティアに登録を呼びかける。
6	ボランティアコーディネーターの育成等を推進する。
7	市社会福祉協議会が芦屋市民活動センター等と連携を図る。

第10節 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

災害が発生した場合に必要な遺体への対応、感染症対策、保健衛生等の活動を迅速的確に行うための備えについて定める。

第1 遺体対応

【市民生活部、芦屋警察署】

1	検死を実施するための体制を確立する。
2	遺体安置所候補場所を選定する。
3	火葬場の維持管理。
4	他市町と火葬に関する協力体制を確立する。
5	広域応援の要請に関わるマニュアルを作成する。
6	柩、納骨壺、ドライアイスの調達計画を確立する。
7	身元確認の調査方法を研究する。

第2 感染症対策活動

【市民生活部、県芦屋健康福祉事務所】

1	災害時における感染症対策及び食品衛生監視・指導活動マニュアルを作成する。
2	災害時の衛生、安全に関わる事項について、市民への周知を図る。
3	避難所における衛生管理対策に関する計画を検討する。

第3 清掃・し尿処理

【市民生活部】

1	所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法について、マニュアルを作成する。
2	災害廃棄物（がれき）の一時保管場所の候補地を、常に把握しておく。
3	し尿処理が必要となった場合の応援要請の内容（バキュームカー等）及び手続について、マニュアルを作成する。
4	過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。
5	仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。
6	災害時における水洗トイレ対策として、仮設トイレ以外の応急処理方法について検討する。
7	トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

第4 保健衛生

【こども福祉部、県芦屋健康福祉事務所】

1	災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するため「災害時の保健師活動ガイドライン」を参考にマニュアルを作成する。
2	市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉、スポーツ等の各種団体と連携し、ネットワークづくりに努める。これらの組織は、災害発生時の助け合い活動等の基盤づくりを兼ねる。
3	こども家庭・保健センターは、防災生活圏における医療・福祉の機関やボランティアと連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制の確立を図る。
4	県芦屋健康福祉事務所の保健活動は、「災害時の保健師活動ガイドライン」（県健康こども福祉部作成）に沿って実施する。

第5 井戸水等の確保

【都市政策部、市民生活部、教育委員会】

阪神・淡路大震災では、雑用水の確保に多くの市民が苦慮した。今後の災害時には、井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討する。

災害時に市内の井戸の活用を図るため、災害時協力井戸の登録制度を設けた。

1	災害時に市が保有する井戸を市民に開放する。
2	市が新たに施設を整備又は大規模な改修等を実施する場合は、可能な限り井戸を設置し、日常の雑用水として利用するとともに、災害時にも利用できるよう配慮する。
3	雑用水として、雨水、高度処理水、プールの水の利用方策等について検討する。

資料編参照

応急-D1-2

公共施設井戸一覧表

第6 入浴、洗濯対策

【市民生活部】

避難生活が長期化した場合に備え、仮設の入浴施設及び洗濯場を設置するため、設置場所の確保、設置に関する要請等の方法を決めておく。

第11節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

災害時に社会秩序を維持し、物価を安定させることにより、市民の生活を守るための事項について定める。

第1 社会秩序の維持

【芦屋警察署、都市政策部】

芦屋警察署及び道路・公園課は、まちづくり防犯グループ等の組織とともに、防犯パトロール等を実施するための体制の整備を図る。

第2 商業施設の早期開設支援

【市民生活部】

1	地域経済振興課は、量販店、商店街等の被害・営業状況の調査を実施するための体制の整備を図り、マニュアルを作成する。
2	地域経済振興課は、被災を受けた商業、サービス業の早期開設を支援するため、資金融資等の施策が迅速に行えるよう、事前に計画を作成する。

第3 量販店等との協力体制

【市民生活部、都市政策部】

防災安全課及び地域経済振興課は、発災直後の食料品、生活必需品等の調達及びその後の物価安定等に関する協力協定の締結を図る。

第 1 2 節 施設、設備の応急復旧活動

【各機関、各部】

施設、設備の管理者は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

ライフライン関係事業者の計画は、「第 1 章 第 3 節 ライフライン関係施設の整備」に示す。

第13節 二次災害の防止活動

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、必要な資機材の確保等を図る。

第1 水害・土砂災害対策

【国土交通省六甲砂防事務所、県西宮土木事務所、県尼崎港管理事務所、県六甲治山事務所、都市政策部】

1	防災安全課、都市政策部及び消防本部は、県、国土交通省六甲砂防事務所、近隣市町とともに、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため六甲山系における二次災害防止のための警戒・連絡体制を確立する。
2	都市政策部は、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成及び事前登録並びにコンサルタント業者への要請など、早期に調査を実施できる体制整備策等を推進する。
3	都市政策部は、ブルーシート等、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄及び調達体制の整備を行う。

第2 建築物・構造物の倒壊対策

【都市政策部】

1	都市政策部は、建築物・構造物の応急危険度判定を実施するために必要な資機材等は、事前に用意しておく。
2	都市政策部は、建築物・構造物の応急危険度判定を円滑に実施するための受入れ体制を整備するとともに、応急危険度判定制度について市民へ周知を図る。

第3 高潮・波浪等の対策【県西宮土木事務所、県尼崎港管理事務所、都市政策部、消防本部】

1	防災安全課は、災害により浸水危険性のある地域の地区防災計画の作成を推進する。
2	消防本部は、関係機関とともに発災後に海岸保全施設等の巡視を迅速に行うための体制を整備する。

第4 爆発物及び有害物質による二次災害対策

【消防本部】

1	危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応が図られるよう、あらかじめ計画を作成しておく。また、有害物質の漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備しておく。
2	消防本部は、発災後、危険物施設等の調査を迅速に行うための資料等を常に整理する。

第14節 教育対策

地域における防災活動の拠点となる教育施設の防災機能強化を図るとともに、日常の活動を通じて学校園を核とした防災生活圏の形成を図る。

第1 教育施設の整備

【教育委員会】

1 学校園施設の防災拠点化

学校園施設を地域防災拠点として位置づけ、施設の耐震・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能の拡充を図る。また、避難所として救援・救護活動が迅速にできる体制の整備を図る。

具体的な整備内容は、「第2節 第3 防災中枢機能等の確保、充実」による。

2 学校園施設の整備

(1) 学校園施設防災整備事業

学校園施設において、貯水施設、発電機、炊事場所等の整備により防災機能の強化を図る。

(2) 校舎建て替え事業

建て替え工事により耐震性の強化を図る。

事業	内容	対象	完了年度
各小学校施設防災整備事業	発電機の設置	宮川小学校	平成 11 年度
		山手小学校	平成 13 年度
		精道小学校	平成 19 年度
		打出浜小学校	平成 24 年度
		朝日ヶ丘小学校	平成 27 年度
		潮見小学校	平成 27 年度
		岩園小学校	平成 27 年度
		浜風小学校	平成 29 年度

事業	内容	対象	完了年度
各中学校施設防災整備事業	発電機の設置	精道中学校	平成 8 年度
	炊事場所の整備	山手中学校	平成 9 年度
		潮見中学校	平成10 年度
	貯水槽の設置	精道中学校	平成11 年度
建て替え工事		宮川小学校	平成 9 年度
		山手小学校	平成12 年度
		岩園小学校	平成14 年度
		精道小学校	平成19 年度
		山手中学校	令和 2 年度
		精道中学校	令和 4 年度
非木造校舎の補強事業		朝日ヶ丘小学校	平成20 年度
		小槌幼稚園	平成21 年度
		精道中学校	平成21 年度
		潮見小学校	平成22 年度
		山手中学校	平成22 年度
		潮見中学校	平成22 年度

3 社会教育施設の整備

阪神・淡路大震災において著しく被災した施設は、震災復旧事業と併せて耐震性、防災機能の強化を図るとともに、地区防災拠点として整備する。

<震災復旧事業（防災機能強化を合わせて行ったもの）>

市民センター（耐震性強化 平成 8 年度完了 ・ 防災倉庫 平成 10 年度完了）
シンコースポーツ体育館・青少年センター（防災倉庫、平成 9 年度完了）

第2 防災体制の強化充実

【教育委員会】

学校園における防災体制（訓練等）を見直すとともに、防災教育を教育課程へ位置づける。

1 防災計画の充実

1	各教育施設において、災害に対応した防災計画を作成・充実させる。
2	災害発生時に迅速に対応できる連絡体制の整備と、地域住民を含めた役割分担の明確化を図る。

2 教職員に対する防災教育

教育委員会及び各学校において、教職員の児童生徒への防災教育能力の向上と、災害時に

おける指導力、行動力を高めるため、各種研修会への参加や訓練等の充実を図る。

3 防災訓練の実施

1	各教育施設において、地震災害に対応した防災訓練、避難訓練を実施する。
2	地震災害に対応した、幼稚園、小学校、中学校、(幼児、児童生徒及び保護者)を対象にした避難訓練を実施する。
3	発災時別対応(在校園時、登下校園中他)の計画を作成する。
4	学校における津波防災訓練を実施する。 ①芦屋浜に所在する学校は、念のため、避難訓練の一部を津波警報発表と想定した訓練とし、3階以上の建物への避難訓練を進めることとする。 ②自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校で学習している津波防災学習を想起させると共に、訓練が実施できればこれを行うこととする。 ③地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害についてふれることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。

4 学校園防災教育の推進

1	幼児、児童生徒に防災に関する知識を修得させるため、手引書等を活用して防災教育の推進を図る。
2	災害に備え、防災訓練を通して、災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動が取れるよう指導する。
3	地域防災の視点を生かした防災教育の推進を図る。
4	小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。 ①過去の地震及び津波災害の実態 ②津波の発生条件、高潮、高波との違い ③地震、津波が発生した場合の対処の仕方 ④ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

第3 幼児・児童生徒の心のケア対策

【教育委員会】

阪神・淡路大震災において児童生徒が受けた心の傷に対して、適切な対応を図るとともに、今後の災害時での対応に備えて研究を推進する。

(1) 「児童生徒の心のケア」に関する研究

阪神・淡路大震災における児童生徒の心的外傷後ストレス障害(P T S D)の実態について追跡調査を実施しており、今後の研究・対策に結びつける。

(2) 関係者に対して児童生徒の心のケアに関する研修等を実施する。

児 童 生 徒 の 心 の ケ ア 研 修 会	対象：学校関係者
相 談 体 制 (心 の ケ ア 含 む) の 拡 充	①うちぶん(打出教育文化センター)及び適応教室等の教育相談の充実 ②幼児児童スクールカウンセラーの設置(文部科学省委託事業：平成13年度～市内3中学校、平成16年度～宮川小)

第4 学校園・家庭・地域の連携強化

【教育委員会】

学校園施設、社会教育施設を地域防災の中核として位置づけ、防災活動の輪を広げる。

1 学校園を核とする生活圏の形成

乳幼児から高齢者まで、生涯学習と地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校園づくりを進め、小学校を核とした防災生活圏の形成に努める。

2 P T A活動の充実

P T A活動の充実を図り、学校園と地域の関係を深めるとともに、市民相互の交流を深め、災害発生時の自主的救援活動等の基盤形成に努める。

3 市民への啓発の推進

社会教育として、市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と啓発に努める。特に災害発生時に自主的な救援・救護活動が速やかに行われるよう、日常的な啓発活動を行う。

第5 文化財の保護

【教育委員会】

1 予防対策

指定文化財については教育委員会が次の対策を検討し、実施するほか、その他の文化財についても所有者及び管理者に対して対策を講ずるよう啓発する。

1	建造物に対する耐震対策
2	美術工芸品に対する耐震対策
3	史跡・名勝に対する耐震対策
4	火災対策

2 事業計画

災害復旧とともに、市内に残る歴史的建造物等の保存のための調査等を進める。

市指定文化財「小阪家住宅」の保存

第15節 災害復旧・復興への備え

災害からの復旧・復興を迅速的確に行うために、各種データの整備保全及び復興対策の研究を推進する。

第1 各種データの整備保全

【各部】

復旧・復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておく。

1 各種データの総合的な整備保全

1	建物、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存
2	地図情報システムによる一元管理体制の整備研究を進める。
3	阪神・淡路大震災での経験を踏まえ、被害調査の結果と罹災証明の発行方法のシステム化について研究する。

2 公共土木施設管理者の資料保全

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 復興対策の研究

【各部】

次の対策に関する資料等を蓄積しながら研究を進め、災害復興対策の検討に資する。

1	市民のコンセンサスの形成
2	企業の自立復興支援方策
3	復興過程における市民の精神保健衛生
4	復興資金の負担のあり方等

第16節 防災訓練及び防災要員の教育

市及び関係機関等は、密接に連携をとりながら、防災訓練及び防災要員の教育を実施することにより、災害への備えを充実する。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。

第1 防災訓練

【都市政策部、各部、各機関】

大規模事故等災害対策編及び各災害対策編の「第1部 災害応急対策計画」に基づいて災害応急対策の完全な実施を図るため、関係機関の緊密な連携の下に訓練を実施する。

1 防災総合訓練

防災関係各機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び他の防災機関にも参加を要請し、また、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を行う。

また、県の地域合同防災訓練により、他の地方公共団体間と密接に連携をとりながら、広域訓練を実施する。

なお、実施時期、災害想定、訓練内容等については、参加関係各機関と協議して決定することとする。

2 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれが所管する業務に関し、防災訓練を実施することにより、職員に対して防災体制の周知等を図るとともに、積極的に他機関あるいは市民の参加を求めて、地域の防災体制の確立に資する。

3 市民、事業所等の訓練

市民、事業所等は、「自らの命は自らで守る、自らの地域は自分たちで守る」という防災の基本にたって、災害時に地域の住民すべてが安全に避難できるよう地域ぐるみで、初期消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練、図上訓練など実践的な訓練実施計画を立案し、「みんなで逃げよう」をテーマに減災防災の訓練を実施する。

防災安全課及び消防本部は、自主防災組織、事業所等に対して、防災訓練の実施を呼びかけるとともに、指導、相談に当たる。

4 防災訓練の実施計画

防災訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

1	訓練を行うに当たっては、風水害、土砂災害、火災、地震など災害と被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断も必要とする実践的な訓練となるよう工夫すること。
---	--

2	毎年、地震（津波）若しくは土砂災害をテーマにした防災訓練を行うよう努めること。
3	訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。
4	新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めること。

訓練に関する実施計画は、下記のとおりである。

資料編参照

予防-11

訓練に関する実施計画一覧表

第2 市職員等の防災要員に対する教育

【都市政策部、各部、各機関】

1 市職員等の防災要員が習熟すべき事項

市及び他の防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。

1	各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
2	災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
3	各関係機関等との連絡体制と情報活動
4	関係法令の運用
5	災害発生要因についての知識
6	過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

2 市職員に対する防災教育

市の各部署においては、市地域防災計画を基本に、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた、災害応急対策に係る部署毎のマニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動について周知徹底を図る。

職員として共通に必要な地震・津波等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。なお、防災教育の一つとして、防災士養成講座を活用する。

また、災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面（罹災証明書等）の交付を行う必要があるため、即時に被害調査に従事できるよう家屋被害認定士の育成に努める。

3 防災上重要な施設の職員等に対する教育

「防災上重要な施設」とは、災害のおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは、被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して、防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

市及び防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

4 実施計画

職員向けの初動活動のための各班行動マニュアルを必要に応じて修正する。なお、修正を実施するにあたり、各災害対策部及び各班は、適切なマニュアル作成になるよう点検をおこなう。

第17節 防災基盤・施設等の緊急整備

災害に備え、地震防災緊急事業を推進する。

第1 地震防災緊急事業の推進

【都市政策部、各部】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

当初平成8年度より五箇年計画は、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第20号）により32年度まで延長された。

1 計画作成者

県知事を計画作成者とする。

2 計画年度

平成28年度～平成32年度

3 対象事業

県地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。（市事業を含む）

1	避難地
2	避難路
3	消防用施設
4	消防活動が困難である区域の解消に資する道路
5	緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外郭施設、同項第3号の係留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
6	共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
7	医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
8	社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
9	公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
10	公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
11	公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
12	上記7から11までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
13	津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
14	砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安

	施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
15	地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
16	地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線等設備その他の施設又は設備
17	地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
18	地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
19	負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
20	老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
21	その他、地震防災上緊急に整備すべき施設であって政令で定めるもの

4 作成手続

1	県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画の作成、変更にあたり、市長の意見を聴取する。(地震防災対策特別措置法第2条第2項及び第4項)
2	地震防災緊急事業五箇年計画に定める事項のうち、市が実施する事業については、市地域防災計画で定める。(地震防災対策特別措置法第3条第3項)

5 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条で、国の負担又は補助の特例が定められている。

6 事業の実施

県、市は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努めることとする。

第2 防災対策事業の推進

【都市政策部、各部】

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

1 防災基盤整備事業

「災害時に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設・整備であって、地方公共団体が単独事業として行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業である。

1	消防防災施設整備事業（防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合を図りつつ行う事業）
2	浸水想定区域移転事業（浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公共施設の移転を対象）
3	消防広域化及び消防の連携・協力関連事業（市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、公益化したもの又は広域化の期限までに広域化するものが実施する消防の連携・協力に関する事業）

(2) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(3) 事業の実施

市は、市地域防災計画等及び公共施設等耐震化事業計画に基づき、防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業の計画的執行に努めることとする。

2 公共施設等耐震化事業

「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設であって、市地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積 200 ㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものを対象とする。（→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

1	地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
2	災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）
3	不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

(2) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(3) 事業の実施

市は、公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努めることとする。また、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、所有者不明土地を活用した防災対策を検討する。

第3章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識普及計画

【都市政策部、各部、各機関】

「災害の発生に備え、各自・各家庭等で自らが対策をとること」（自助）が被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、教育委員会に関する計画は、「第2章 第14節 教育対策」による。

1 防災知識普及の推進

1	市民に防災に関する知識啓発のため、市民向けのパンフレット等を作成し、それらを活用して防災知識の普及を図る。
2	土砂災害危険箇所等（急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害（特別）警戒区域の法指定区域、山腹崩壊危険区域及び崩壊土砂流出危険区域）の情報を市民向けのパンフレット等により周知するとともに、土砂災害警戒区域の指定情報を得るため、市民自らが県や市のホームページ等に常に関連できるようにサイト情報などについても周知を図る。
3	災害に備え、防災訓練を通して避難、救護など防災の基本となる自助、共助など適切な行動が取れる自主防災意識の向上を図る。
4	地域防災の視点を生かし、地域における防災知識の周知を図る。
5	市民の円滑な避難のため、広域避難場所、避難所及び避難経路についての情報をハザードマップ等に記載し、情報提供を図る。
6	ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなどの避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
7	想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域及び浸水深、浸水継続時間について周知を図るとともに、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深の大きい区域等については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。
8	水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を把握した場合は、ハザードマップ等へ記載し、住民へ周知する。
9	住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

＜市民向けパンフレットの作成状況＞

土砂災害・津波防災情報マップ
高潮防災情報マップ
洪水防災情報マップ
内水氾濫防災情報マップ
あしや防災ガイドブック

2 防災知識の広報内容

各機関は、次の内容を広報する。

(1) 災害に対する平素の心得

1	津波や地震災害等周辺地域における災害危険性の把握
2	家屋等の点検、家具の転倒防止等室内の整理点検
3	家族内の連絡体制の確保
4	火災の予防
5	応急救護等の習得
6	避難の方法（避難所、避難路、避難場所の確認）
7	標高表示板、避難施設看板の確認
8	食料、飲料水、物資の備蓄（3日分（できれば7日分））
9	非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
10	自動車へのこまめな満タン給油
11	自主防災組織の結成
12	避難行動要支援者への配慮
13	ボランティア活動への参加等
14	あしや防災ネットへの登録等
15	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性
16	飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

(2) 災害発生時の心得

1	地震発生時にとるべき行動（場所別）
2	出火防止と初期消火
3	自宅及び周辺地域の被災状況の把握
4	救助活動
5	テレビ、ラジオ、メール、防災行政無線等による情報の収集
6	避難実施時に必要な措置（災害用伝言ダイヤル「171」の活用）
7	避難場所での行動
8	自主防災組織の活動
9	自動車運転中及び旅行中の心得等
10	災害の種類、規模、状況等による個々人における臨機応変な判断及び行動の必要性

(3) 市民に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少

なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、刊行物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとし、県と協力開催及び必要であれば県にワークショップや避難訓練の企画・運営に関する助言・指導を要請し教育及び広報を実施するものとする。

1	南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2	地震・津波に関する一般的な知識
3	地震が発生した場合における出火防止、初期消火・救助活動及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
4	正確な情報の入手方法
5	防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
6	各地域における津波浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域等に関する知識
7	各地域における避難場所及び避難路に関する知識
8	避難生活の運営に関する知識
9	平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
10	戸建て住宅及びマンションの耐震化に係る周知、啓発の内容
11	発生した災害の種類・規模・状況等による、個々人における臨機応変な判断及び行動の必要性についての啓発

3 防災知識の広報方法

防災安全課、秘書・広報課、その他の各部及び防災関係機関は、所管業務に関して次の方法により、市民の防災意識の高揚を図る。

1	ラジオ、テレビ、あしや防災ネット、インターネット通信等による普及
2	新聞、冊子、その他印刷物による普及
3	標語、図面、作文募集等による普及等
4	人と防災未来センターを活用した防災教育の実施

4 兵庫県CGハザードマップの広報

県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開しており、県の防災情報の周知・広報に努めていく。

5 緊急地震速報の広報

神戸地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めていく。

第2節 自主防災組織等整備計画

市民相互の助け合い隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図る上で重要なことであり、これらの育成強化について、整備を行う。

また、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する工場、事業所等においても、法令等に基づく事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

第1 市民による自主防災組織

【都市政策部、消防本部】

1 地区防災計画の策定等

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識された。

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってくる。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加され、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設された（平成26年4月1日施行）。

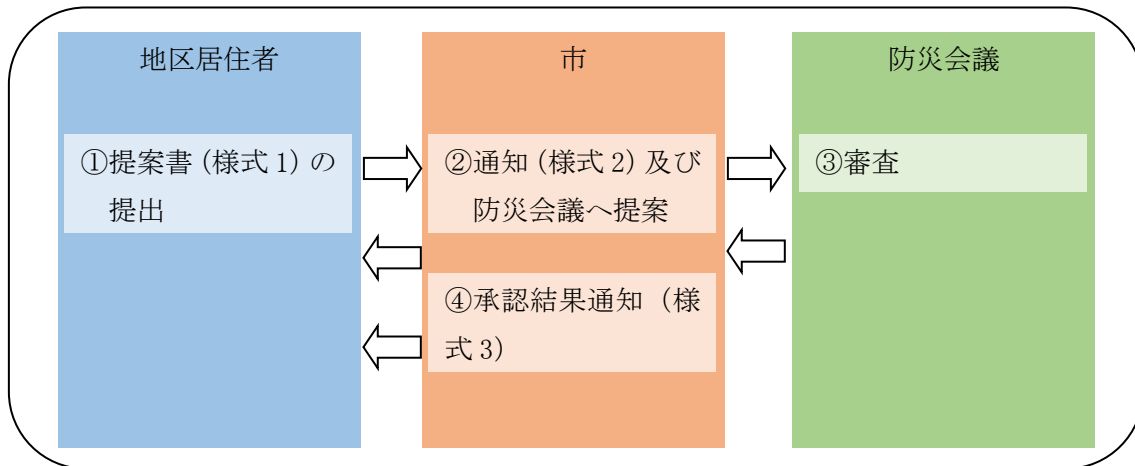
同制度は、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要あると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

(1) 地区防災計画の内容

1	対象地区の被害想定や特性等の把握に関すること
2	要配慮者の状況把握と支援訓練に関すること
3	活動主体の編成と任務分担に関すること
4	避難路及び避難所等に関すること
5	出火防止・初期消火及び救出・救護に関すること
6	指定避難所等の開設及び運営に関すること
7	給食・給水及び飲料水・資機材等の備蓄に関すること
8	近隣の地区居住者・地域団体等との連携に関すること
9	その他市長が認めたもの

(2) 計画提案のフロー



(3) 策定済の地区防災計画

資料編参照

予防-12

地区防災計画一覧表

2 自主防災組織の設置

地域住民が自主的な防災活動を行う上で、概ね自治会を基本として組織の設置を図る。

3 自主防災組織の内容

自主防災組織は、市と十分協議の上、それぞれの組織において規約及び防災計画を定める。

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織内の編成	情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
編成上の留意事項	①昼夜別々の組織編成の検討 ②水防班、がけ崩れの巡視班等 ③事業所の自衛消防組織や従業員の参加 ④地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

4 自主防災組織の活動

平常時	①地震防災に関する知識の普及 ②防災関係機関・隣接の自主防災組織との連絡 ③地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設等） ④地域における消防水利の確認（消火栓、川、井戸等） ⑤地域における防火・防災等予防上の措置 ⑥地域における情報収集・伝達体制の確認 ⑦避難地・医療救護施設の確認 ⑧防災資機材の備蓄
-----	---

	⑨防災訓練の実施等 ⑩自主防災組織連絡会議を通じた市内他自主防災組織や市との連携
災 害 時	①出火防止及び初期消火 ②負傷者の救助 ③地域住民の確認 ④情報の収集伝達 ⑤避難誘導、避難生活の指導 ⑥給食・給水 ⑦地域の避難行動要支援者への援助 ⑧他地域への応援等

5 育成強化対策

防災安全課及び消防本部は、自主防災組織率を100%とするため、その育成を促進するとともに、適宜、指導を行い活動の活性化を図る。

このため、防災安全課は、以下のような対策等を実施することにより、自主防災組織の設立支援及びその育成、指導を推進する。

1	啓発資料の作成
2	各種講演会、懇談会等の実施
3	情報の提供
4	各自治会等への個別指導・助言
5	各自治会等の訓練、研修会の実施
6	顕彰制度の活用
7	活動拠点施設の整備（第2章 第2節の「地域防災拠点」「地区防災拠点」「コミュニティ施設」の整備・充実）
8	防災士養成講座及び研修会の開催

第2 企業等の自衛防災組織

【都市政策部、消防本部】

大規模災害が発生した場合、多数の者が出入りし、又は利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づく事業所等が自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、あらかじめ消防、防災計画を策定しておく。

1 企業の役割

災 害 時 に 企 業 が 果 た す 役 割	①従業員、顧客の安全 ②経済活動の維持 ③ボランティア活動への支援、地域への貢献等
企 業 の 平 常 時 対 策	①自衛防災組織の育成 ②防災訓練の実施 ③地域の防災訓練への参加 ④防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成 ⑤防災体制の整備

	⑥物資の備蓄 ⑦緊急地震速報受信装置等の活用
--	---------------------------

2 自衛防災組織設置対象施設

1	中高層建築物、百貨店、旅館、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設
2	危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設
3	多数の従業員がいる事業所等で自衛防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
4	雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛防災組織を設置することが必要な施設等

3 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織作りを行い、それぞれの施設において適切な規約及び防災計画を策定する。

4 自衛防災計画

防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成するものとする。

予 防 計 画	①予防管理組織の編成 ②火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理 ③消防用設備等の点検整備
教 育 訓 練 計 画	①防災教育 ②防災訓練
応 急 対 策 計 画	①応急活動組織の編成 ②情報の収集伝達 ③出火防止及び初期消火 ④避難誘導 ⑤救出救護

5 自衛防災組織の活動

平 常 時	①防災訓練 ②施設及び設備等の点検整備 ③従業員等の防災に関する教育の実施
災 害 時	①情報の収集伝達 ②出火防止及び初期消火 ③避難誘導 ④救出救護

第4章 自然災害及び地震防災に関する研究等の推進

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や東日本大震災等の震災及び既往の風水害等の教訓を、今後の防災計画に生かすために、防災に関する調査研究を行うとともに、地震や風水害等の観測体制の整備を推進する。

第1節 防災に関する調査研究計画

【都市政策部、各部、各機関】

災害による災害の未然防止と被害の軽減を図り、防災行政が効率的、有効的に実現されるよう防災に関する調査研究体制の整備を推進するための計画を定める。

1 調査研究体制の整備

災害は地域的特性を有し、自然的・社会的条件が相まって広範な分野にわたって複雑、多様な現象を示す。市及び防災関係機関は、この災害現象を科学的に分析、検討しうる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努めることとする。

2 防災に関する資料の収集及び分析

防災安全課は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分検討・分析し、適切な項目に分類整理し、必要に応じ利用できるシステムの確立に努める。

3 調査研究事項

市及び防災関係機関は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、次の項目等について調査研究を進め、今後の防災対策に生かす。

1	地盤構造等の把握に関すること
2	被害想定に関すること
3	市地域防災計画の周知徹底に関すること
4	防災緑地軸・核の整備に関すること
5	防災生活圏・防災拠点の整備に関すること
6	都市防災構造化対策に関すること
7	災害危険地区の実態把握と対策に関すること
8	安全なライフライン整備に関すること
9	総合的な情報・通信システムに関すること
10	総合的な避難システムに関すること
11	オープンスペースの利用計画に関すること
12	地盤の液状化対策に関すること
13	災害時の消火活動に関すること
14	災害時の救急医療に関すること
15	避難行動要支援者対策に関すること
16	食料、生活必需品等の確保に関すること
17	雑用水の確保対策に関すること
18	遺体の安置及び火葬に関すること
19	感染症対策に関すること
20	災害時のトイレ対策に関すること
21	被災者のこころのケアに関すること
22	自主防災組織の育成に関すること
23	ボランティア活動の支援に関すること
24	災害救助法の解釈に関すること
25	罹災証明の発行に関すること
26	各種データの管理と活用の方策に関すること

第2節 地震観測体制の整備計画

【都市政策部】

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、地震観測体制の整備について定める。

1 地震動の観測施設

本市域には、平成7年の兵庫県南部地震以前には観測施設がなかったが、地震後、兵庫県により計測震度計が消防本部（旧消防庁舎裏）に設置された。これにより、市内の地震動が迅速かつ正確に把握することができる。この計測結果に基づき、地震発生後直ちに初動体制がとれるよう、情報伝達体制及び組織体制を整備するシステムを確立する。

なお、平成26年度に東館庁舎建設に伴い計測震度計は精道小学校に移設した。

第3節 風水害等観測体制の整備計画

【都市政策部、消防本部】

風水害等に関する研究の推進と、災害発生を未然に防止又は被害の軽減を図るため、気象観測、雨量、水位の観測態勢の整備について定める。

1 気象観測機器の配置状況

本市における気象観測は、昭和26年8月に消防本部に簡易型気象観測機器を設置して開始した。

平成8年度に気象観測機器を更新導入した。平成11年度には、奥池分遣所開設に伴い、気象観測機器を導入し、観測データ等を収集している。

2 気象観測データ等の収集状況

気象情報提供サービス業者と契約し、気象観測データ等を収集している。

また、県フェニックス防災システムを導入し、気象情報収集網の充実強化を図る。

3 量水標等の設置状況

本市域には、量水標及び水位計が設置されている。

資料編参照

応急-A1-1 注意報・警報の種類、位置及び水位

4 土石流感知装置の設置状況

本市域には、土石流感知装置（ワイヤーセンサー）が設置されている。

資料編参照

応急-9 土石流感知装置設置箇所一覧表

5 雨量計の設置状況

本市域には、雨量計が設置されている。

資料編参照

応急-10 雨量計設置箇所一覧表

第5章 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

第1 BCPの役割

BCP（Business Continuity Plan）とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

業務継続の取組は、以下の特徴をもっている。

1	行政運営に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
2	災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
3	各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
4	重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
5	重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
6	指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

第2 芦屋市BCPの推進

市は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるため、芦屋市業務継続計画（BCP）を策定した。

今後も、訓練の実施や必要資源の点検等によりPDCAサイクルを回し、BCPの実効性を高めていき、課題や改善点を計画に反映し、適宜計画を改訂していくこととする。

第3 事業者のBCP策定の推進

1 社会福祉施設等のBCP策定及び対応力の強化

社会福祉施設や福祉サービス事業者は、避難行動要支援者が入所者・利用者であるため、災害時の安全確保やサービスの早期再開が求められることから、県や関連団体と連携し、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

2 事業者のBCP策定の推進

事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、県と連携し、事業者のBCP策定を促進する。

3 災害復旧計画

第1章 災害復旧計画の作成	172
第2章 被災者等の生活再建等の支援	176
第3章 義援金の受入れ等	186

第1章 災害復旧計画の作成

被災地の復旧は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

被災の状況等を勘案しつつ、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

第1節 公共施設の災害復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とする。

第1 災害復旧の種類

【各機関】

この計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討のうえ、次の事項について作成する。

1	公共土木施設災害復旧事業計画
2	農林水産業施設事業復旧計画
3	都市災害復旧事業計画
4	上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
5	住宅災害復旧事業計画
6	社会福祉施設災害復旧事業計画
7	公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
8	学校教育施設災害復旧事業計画
9	社会教育施設災害復旧事業計画
10	中小企業の振興に関する事業計画
11	その他の災害復旧事業

第2 事業実施に伴う国の財政援助等

【各機関】

災害復旧事業の実施に当たって、法律等により国が負担又は補助する事業は、概ね下記のとおりである。

資料編参照

復旧-1 補助を受ける災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害の指定手続

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある。

1 指定の基準

激甚災害の指定基準については、下記を参照のこと。

資料編参照

法令-第2-1	激甚災害指定基準
法令-第2-2	局地激甚災害指定基準

2 激甚災害に関する調査

各災害対策部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 特別財政援助の交付手続

市長（本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、阪神南県民センター等県の関係部局に提出する。

第2 激甚法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

1	公共土木施設災害復旧事業	
2	公共土木施設災害関連事業	
3	公立学校施設災害復旧事業	
4	公営住宅等災害復旧事業	
5	生活保護施設災害復旧事業	
6	児童福祉施設災害復旧事業	
7	老人福祉施設災害復旧事業	
8	身体障害者更生援護施設災害復旧事業	
9	知的障害者援護施設災害復旧事業	
10	婦人保護施設災害復旧事業	
11	感染症指定医療機関災害復旧事業	
12	感染症予防事業	（公共的施設区域内）
13	堆積土砂排除事業	
14	湛水排除事業	
		（公共的施設区域外）

2 農林水産業に関する特別の助成

1	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
2	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
3	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
4	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
5	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
6	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
7	共同利用小型漁船の建造費の補助
8	森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

1	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
---	-----------------------

4 その他の特別の財政援助措置

1	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
2	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
3	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
4	母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
5	水防資材費の補助の特例
6	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
7	公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
8	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 局地激甚災害に係る財政援助措置

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

1	公共土木施設災害復旧事業	
2	公共土木施設災害関連事業	
3	公立学校施設災害復旧事業	
4	公営住宅等災害復旧事業	
5	生活保護施設災害復旧事業	
6	児童福祉施設災害復旧事業	
7	老人福祉施設災害復旧事業	
8	身体障害者更生援護施設災害復旧事業	
9	知的障害者援護施設災害復旧事業	
10	婦人保護施設災害復旧事業	
11	感染症指定医療機関災害復旧事業	
12	感染症予防事業	{ (公共的施設区域内)
13	堆積土砂排除事業	
14	湛水排除事業	
		(公共的施設区域外)

2 農林水産業に関する特別の助成

1	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
2	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
3	森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

1	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
2	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

4 その他の財政援助措置

公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等。

資料編参照

法令-第 2-1	激甚災害指定基準
法令-第 2-2	局地激甚災害指定基準

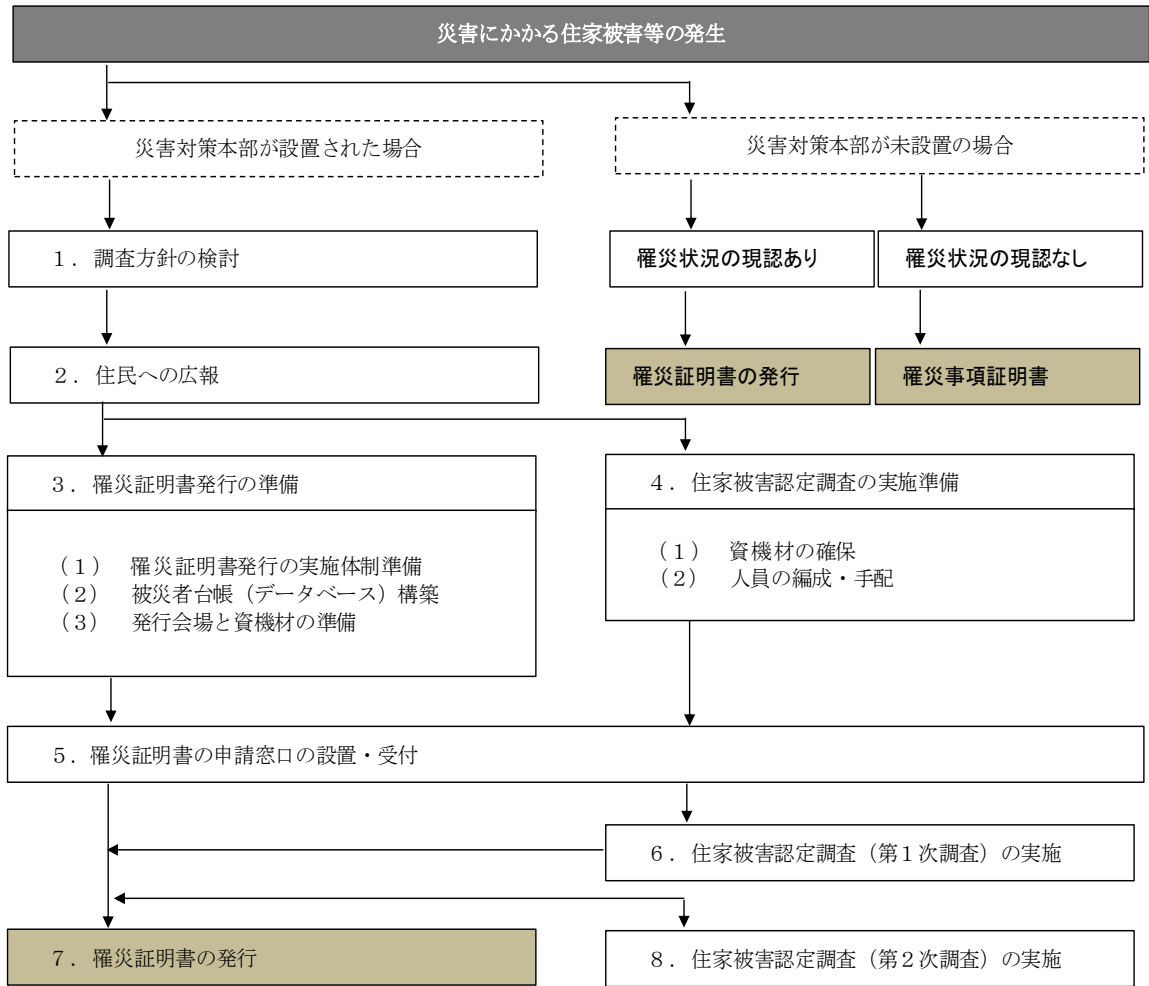
第2章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行・被災者台帳の作成

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期に家屋の被害度合いを判定し、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、被災者支援業務の実施については、各業務の迅速化・効率化のため被災者生活再建支援システム等のデジタル技術を活用するものとする。

第1 住家被害認定調査・罹災証明書の発行の流れ 【避難対策部、建設部】

以下の流れで被害認定調査を実施し、罹災証明書を発行する。



第2 調査方針の検討

住家被害認定調査及び罹災証明書発行の方針を検討する。決定する事項は、以下のとおり。

1	住民への広報方法
2	住家被害認定調査の体制及び期間

3	罹災証明書の発行体制、方法及び発行場所
---	---------------------

第3 住民への広報

市民に対して、住家被害認定調査の内容、目的を周知する。周知の手段としては、以下の方法を想定する。

1	広報紙等印刷物の発行
2	ホームページ
3	S N S
4	あしや防災ネット

第4 罹災証明書の発行準備

【避難対策部、建設部】

市長は、被災状況を調査のうえ、罹災台帳を整理し、これに罹災者につき必要事項を登録する。また、あわせて被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳（データベース）を構築する。

1	避難対策部は、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全世帯の罹災台帳を作成する。
2	避難対策部は、住家被害認定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。
3	住家被害認定調査の円滑な実施を図るため、調査体制の確立を進めるとともに、専門的な知識及び経験を有する職員の育成に努める。
4	避難対策部は、各班からの情報を基に、罹災台帳と情報共有を行った被災者台帳を作成する。
5	被災者台帳は、個人情報の保護に留意しつつ、被災者の援護に必要な限度で、内部での利用及び他の地方公共団体への提供を行うものとする。

資料編参照

様式-4 罹災台帳

第5 住家被害認定調査の実施準備

1 資機材等の準備

1	腕章、名札等、身分を証明する物品の調達
2	下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達
3	住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための書類の準備

2 人員の編成・手配

建設部現地情報班は、次の体制により調査を実施する。

1	現地情報班職員を中心として2人1組の班を構成する。
2	現地情報班は、要員が不足するときは、他災害対策部からの応援又は他の市町等へ応援職員を要請する。
3	建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等のボランティアを募集するほか、各士会及び学会等に対して応援を要請する。（建築士にあっては、建築物応急危険度判定調査に引き続いて実施することを要請する。）

第6 罹災証明書の申請窓口の設置・受付

ホームページ等により、あらかじめ罹災証明書発行申請書を準備・広報するとともに、市民からの罹災証明書発行申請の受付窓口を設置する。窓口設置においては、建築物の応急危険度判定結果による被害数量等を参考とし、受付窓口数や体制を調整することにより、円滑な受付対応を行う。

第7 住家被害認定調査の実施

1 第1次調査

罹災証明書の発行申請受付後、申請のあった被災者の住家を対象として、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）等に基づき、調査・判定する。

2 第2次調査

第1次調査結果に不服のあった住家及び第1次調査が物理的にできなかった住家について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

3 調査期間

第1次調査	罹災証明書の発行申請受付後直ちに開始し、申請受付後30日以内に完了するように努める。
第2次調査	罹災証明書の発行と併せて再調査の受付を行い、申請受付後2週間以内に完了するように努める。

4 判定基準

(1) 被害認定統一基準

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）において示された住家に関する被害認定及び「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）における被害認定基準の抜粋は、次表のとおりである。

なお、被害認定基準の全文は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-A1-2

被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準

(2) 住家の認定

住家の認定に当たっては、さらに「災害公営住宅の滅失住宅の判定基準（昭和39年8月、大蔵省、建設省協議）」については、下記のとおりである。

資料編参照

応急-A1-2

被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準

<被害の認定基準（抜粋）>

被害種類	認 定 基 準
全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
大 規 模 半 壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中 規 模 半 壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。
(令和 2 年 3 月末時点)

5 調査方法

1	棟単位で調査を行う。「住家被害認定調査表（木造・プレハブ、非木造）」については、下記に示すとおりである。
2	第 1 次調査の段階から、調査を行う旨（地区、日程）を予め市民に広報し、可能な限り立入調査を実施することにより、判定に正確を期す。
3	第 2 次調査時は、必ず居住者又は所有者等立会の上で立入調査を実施する。

6 判定手順

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 令和 3 年 3 月）に則り、以下の手順

で実施する。

資料編参照

応急-E5-2

調査判定の基準

第8 罹災証明書の発行

【避難対策部】

市長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付する。

1	罹災証明書の交付について、被災状況が確認できないとき又は半壊に至らない等の場合は、本人の申告により被災状況届出受理書（本人の申告があった旨を証明する）を交付することができる。この場合、半壊以上の被災を調査確認したときは、罹災証明書に切替え交付する。ただし、被災状況が確認できないとき又は半壊に至らない等の場合は、被災状況確認書を交付する。この場合の確認書は生活援護課が交付する。
2	罹災証明書の交付は、1回限りとする。やむを得ない理由のあるときは、写に奥書証印のうえ再交付する。

資料編参照

様式-5-1

罹災証明書

第9 被災者台帳の作成

【避難対策部】

市は、必要に応じて、被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（データベース）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成するに当たって、県に被災者に関する情報の提供を要請する。

被災者台帳は、個人情報の保護に留意しつつ、被災者の援護に必要な限度で、内部での利用及び他の地方公共団体への提供を行う。

<被災者台帳に登録する事項>

1	(1)氏名 (2)生年月日 (3)性別 (4)住所又は居所 (5)電話番号その他の連絡先 (6)世帯の構成
2	住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
3	援護の実施の状況
4	要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
5	罹災証明書の交付の状況
6	市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
7	前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
8	被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

9	その他内閣府令で定める事項及び被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
---	--

第10 家屋被害認定士制度

兵庫県住宅再建共済制度をはじめ、災害時における多くの被災者支援制度において市町長が発行する罹災証明が用いられることに鑑み、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる「家屋被害認定士」を養成することにより、今後、発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資することを目的とする。

1 「家屋被害認定士」の位置づけ

(1) 災害時

- ア 「家屋被害認定士」は、市町長より調査員として命ぜられ、即戦力として迅速かつ公平・均一な被害調査を行う。
- イ 「家屋被害認定士」は、被害調査に関する調査方法やその考え方を被災者等へ説明する。

(2) 平常時

- ア 養成研修の修了者を「家屋被害認定士」として登録・管理を行い、相互の連携を図る。
- イ 「家屋被害認定士」は、常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対して、必要な教育・訓練を行う。
- ウ 登録された「家屋被害認定士」に対しては、適時事後研修を実施する。

2 家屋被害認定士の養成等

(1) 養成対象者

平成17年度から毎年度養成講座を受講している。

(2) 養成研修の概要

1	被災者支援制度
2	被害調査及び罹災証明発行に係る業務
3	被害調査の調査方法・判定方法
4	内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」
5	その他家屋の被害調査に関して必要な事項

3 芦屋市での取組

職員に兵庫県家屋被害認定士養成講習会を受講させ、資格取得者の増員を図っている。

第2節 被災者生活の再建支援

第1 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

①	災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②	10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
③	100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
④	①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
⑤	①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
⑥	①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

2 報告・適用手続

(1) 報告

県は、上記1①～⑥のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると思われる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あてに報告する（内容に変更があった場合は、その都度報告）。

1	災害が発生した日時及び場所
2	災害の原因及び概況
3	住宅に被害を受けた世帯の状況
4	法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市区町名又は県名
5	その他必要な事項

(2) 適用

県は、発生した自然災害が上記1①～⑥のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括

官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あてに報告のうえ、公示を行う。

1	法の対象となる自然災害が発生した市区町名又は県名
2	当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数
3	公示を行う日
4	その他必要な事項

3 支給対象世帯

①	住宅が全壊した世帯
②	住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
③	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
④	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4 支給額（下記 基礎支援金と加算支援金との合計で最大 300 万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 （3 支給対象世帯）	基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100 万円	建設・購入 200 万円
④世帯	50 万円	補修 100 万円 賃借（公営住宅を除く） 50 万円
⑤世帯	—	建設・購入 100 万円 補修 50 万円 賃借（公営住宅を除く） 25 万円

（注） 1 単数世帯は上記支給額の 3 / 4

2 申請期間：自然災害発生から基礎支援金が 13 月間、加算支援金が 37 月間

第2 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「（公財）共済基金」という。）が共済給付金を給付することとする。

また、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害

2 共済給付金

区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合 10%以上)を対象とする制度】
住宅再建 共済制度	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600 万円 ○全壊で住宅補修 200 万円 ○大規模半壊で住宅補修 100 万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修 50 万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10 万円	○準半壊で新たな住宅建築・購入 25 万円 ○準半壊で住宅補修 25 万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10 万円
マンション 共用部分再 建共済制度	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300 万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100 万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50 万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25 万円×加入住戸数	○準半壊で新たなマンション建築 12 万 5 千円×新築マンション住戸数 (加入住戸数が上限) ○準半壊でマンション補修 12 万 5 千円×加入住戸数
家財再建 共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50 万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35 万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修 25 万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15 万円	—

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の 1 / 2 とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
- (7) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
- (4) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の 1 / 2 とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

3 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被害住宅のある市町の窓口を通じて（公財）共済基金に請求する。

4 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内

〔参考〕「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」

第3 その他

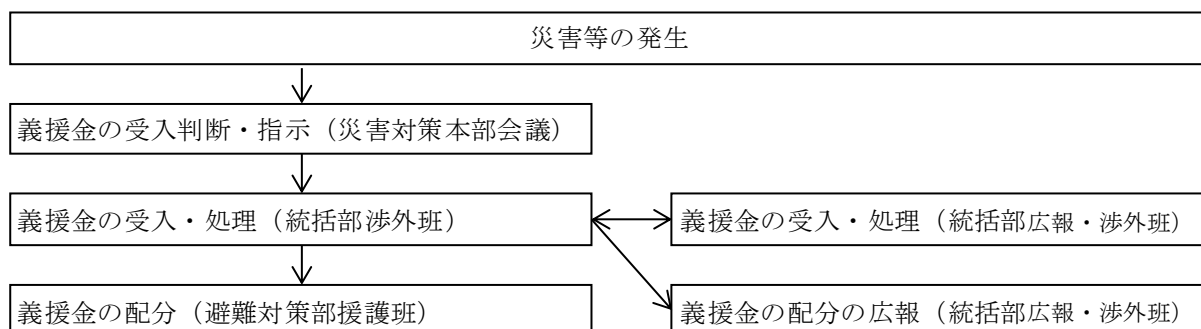
市は、被災者がいち早く生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備や制度の周知等に努める。

第3章 義援金の受入れ等

第1節 災害義援金募集配分計画

災害発生後、全国から被災者の生活を気にかける人々の善意による貴重な金品を、効率よく受入れ、被災者に対し迅速かつ的確に配分する。

第1 応急対策の流れ



第2 役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	本 部 長	義援金・義援物資受入れの判断、指示に関すること
	統 括 部	(1) 関係機関に対する義援金、義援物資募集の要請に関すること (2) 義援金募集の広報 (3) 義援金の配分に関する広報 (4) 義援金の受入れ・処理業務
	避難対策部	義援金の配分
防災関係機関		義援金の募集、受入れ、配分に関すること

第3 災害義援金の募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

1	芦屋市
2	兵庫県
3	他の被災市町
4	兵庫県市長会
5	兵庫県町村会
6	日本赤十字社兵庫県支部
7	兵庫県共同募金会

8	兵庫県商工会議所連合会
9	兵庫県商工会連合会
10	神戸新聞厚生事業団
11	NHK 神戸放送局
12	株式会社ラジオ関西
13	株式会社サンテレビジョン
14	学識経験者等

第4 災害義援金の配分

次の事項について上記機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。

1	募集方法及び配分方法
2	被災者等に対する伝達方法
3	義援金の収納額及びその使途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

第5 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を限定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

第6 その他

県	募集、配分に関する庶務を行う。
関係機関	義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議することとする。

第7 義援金の受入れ・配分の手順

6 義援金の受入れ

統括部 広報・渉外班	義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。 義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受入れる。
---------------	---

7 被災者への義援金の配分

統括部 広報・渉外班	窓口等で受入れた義援金を一旦、日本赤十字社兵庫県支部へ送り、配分に当たっては、募集委員会等の方針に基づき配分する。
避難対策部 援護班	庁内に臨時窓口を設け、定められた方針、所定の手続を経て配分する。
統括部 広報・渉外班	被災者に対して配分に関する広報を行う。

4 災害復興計画

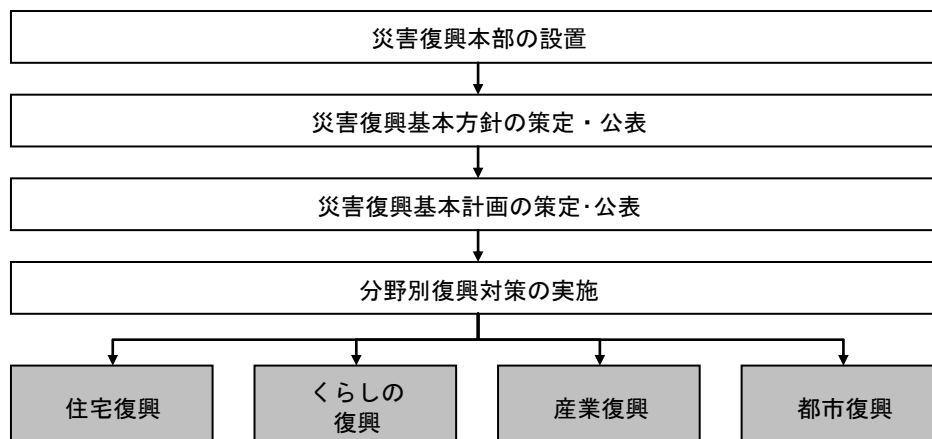
第1章 災害復興計画の作成	190
---------------------	-----

第1章 災害復興計画の作成

大規模な災害が発生した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、被災者の生活を一日も早く災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることが第一の目的であるが、さらに安全で安心なまちづくりを進め、持続的発展が可能な都市にしていくことを目的として市と市民が協働して取り組むものとする。

<災害復興の流れ>



第1節 災害復興本部

1 災害復興本部の設置

市長は、災害復興に関わる事業を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるとき、災害復興本部を設置する。

災害復興本部長は市長とし、災害対策本部と連絡・調整を行う事務局を設置する。

2 災害復興本部の廃止

市長は、災害復興に関わる事業が進捗したと認めるとき、又は災害復興本部の目的が達成されたと認めるとき、災害復興本部を解散する。

3 災害復興本部の組織・運営

災害復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における震災復興本部を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第2節 災害復興基本方針の策定

災害復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明確にするため、発災後2週間以内を目途に、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。

また、市長は必要な場合、県や関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し円滑かつ迅速な復興を図る。

災害復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に留意する。

1	くらしのいち早い再建と安定
2	安全で快適な生活環境づくり
3	雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第3節 災害復興基本計画の策定

第1 災害復興基本計画の位置づけ

災害復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、復興に係る最上位の計画として、総合的な災害復興計画を策定する。この災害復興計画では、復興の基本目標と市が実施すべき復興事業の体系を明らかにする。

1 災害復興計画の共同作成

災害復興計画は、特定被災都道府県と共同して作成することができる。

2 災害復興計画に記載すべき事項

1	災害復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
2	災害復興計画の目標
3	市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針
4	特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
5	目標を達成するために必要な災害復興整備事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

3 多様な主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

その際、特に女性や障がい者、高齢者の参画を促進する。また、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

第2 災害復興基本計画の策定手続

1	災害復興本部長は、災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
2	災害復興本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、災害復興本部会議の審議を経て、発災後6ヶ月を目途に、災害復興計画を策定し公表する。

第4節 分野別復興対策の実施

第1 住宅復興

【都市政策部】

応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じ、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営・公団等の空家を活用、仮設住宅等の提供等により支援する。

1 住宅復興のプロセス

住宅復興のための施策は、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」をまちづくりと連携しながら、進めていく。

(1) 住家被害認定調査による使用可能住宅への対応

住家被害認定調査等により、住宅の被害状況、応急危険度などを調査のうえ、使用可能な住宅については、応急修理や本格補修により、可能な限り使用できるよう支援体制を整備する。

(2) 応急的な住宅の供給・確保

自力で速やかに住宅を確保することができない被災者が、避難所等から一日も早く解放されるよう、応急的な住宅（応急仮設住宅及び一時提供住宅）の供給量を早急に算定し、その整備のための施策を推進する必要がある。

その際、被災者が状況に応じて選択できるよう、できるだけ多様な応急住宅対策を講じる。具体的には、利用可能な公的住宅や民間賃貸住宅の空き家を活用し、一時提供住宅を確保する。また、使用可能な住宅の応急修理や応急仮設住宅の供給を行う。供給に当たっては、できる限り従前居住地での暫定的な生活の場の確保に努め、コミュニティ維持を支援するなど、まちづくりとの連携を図る。

(3) 本格復興と自力再建の支援

本格復興に際しては、阪神・淡路大震災での経験も踏まえ、自力再建に関する情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、個人の自力再建を側面から支援する施策の充実を図る。

(4) 民間住宅の供給支援

被災者が、自力再建に向けて良質な民間賃貸住宅、分譲のマンションや戸建て住宅などを確保できるようにするため、多様な事業により民間住宅の供給を支援する。

その際、安全で快適な福祉のまちづくりの視点から、建物の耐震・不燃化の促進やバリアフリー化の推進を図る。

(5) 公的住宅の供給

これらの施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の公的住宅を供給していくことが求められる。このため、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、長期的な視点に立って施策を推進する。その際、グループホーム等、地域の実情に応じた福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供を図る。

2 住宅復興に関する支援策

(1) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 適用基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に低所得被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合	①被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき ②市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき ③滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき
火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）	①被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき ②滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、市が建設し、管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

(2) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

国庫補助適用の基準	国庫補助の対象となる工事費、補修費、宅地復旧費は、それぞれ国土交通大臣の定める標準工事費、標準補修費、標準宅地復旧費を限度とする。
国 庫 補 助	1/2（激甚災害の場合は、補助率のかさ上げがある。）

(3) 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、災害の罹災者による罹災住宅の復興に必要な資金については、住宅金融支援機構の行う融資制度をあっせんし、早急に罹災者の住宅確保が図られるよう努める。

(4) 住宅相談窓口の設置

都市政策部は、県と連携して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

第2 くらしの復興

【こども福祉部、都市政策部】

1 くらしの復興のプロセス

人々のくらしを震災前の状態に回復する（くらしの再建）ため、以下の各分野の施策を総合的に展開する。また、これらの施策の推進に当たっては、地域復興協議会など地域との連携方策も併せて検討する。

(1) 保健・医療分野

保健分野においては、特に被災者の健康維持・管理、こころのケア等についての対策を講じる。医療分野においては、各地域における医療ニーズに的確に対応するため、仮設診療所の設置や公的及び民間医療機関の再建に関する支援を速やかに行うこととする。

震災障がい者（震災で障がいを負った方）への対応	震災障がい者の把握 震災障がい者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うと共に、医療支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。 震災障がい者は入院等で被災地外に異動する場合があります、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。
震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応	①震災遺児の把握と支援の実施 震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うと共に保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、所在の把握や支援を行う必要がある。 ②民間支援団体等との連携 震災遺児に対する支援をミッションとする民間支援団体等との連携を図ることとする。

(2) 福祉分野

福祉分野においては、従前からの対象者に加えて、被災により新たな対象者が発生するなど様々な福祉需要が生じてくる一方、地域において福祉サービスを提供していた組織そのものが被災し、その機能が低下することも予想される。このため、地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築を図る。特に、一人暮らしの高齢者など、より弱い立場の人々については、こうした地域力に基づく、きめの細かい対応を図る。

(3) 文化・社会教育分野

文化・社会教育の分野においては、貴重な文化遺産等の散逸や消失を防ぐとともに、その再建や復旧についての的確な対応を図る。また、被災者の心をやすための各種の文化的なイベントの実施等についても配慮する。

(4) 消費生活分野

消費生活については、悪質な商法や便乗値上げの防止を図るとともに、消費生活の早期

安定を図る。

(5) ボランティア団体及びNPO等の活動

ボランティア団体及びNPO等の市民活動については、その自主性・自律性を尊重しつつ、これらの市民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないように相互の連絡調整に努める。
また、市民活動団体が円滑に活動できるよう、施設の提供等環境整備の面で配慮する。

2 くらしの復興に関する支援策

災害により被害を受けたものに対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

以下の(1)、(2)及び(3)の実施に当たっては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく「芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年条例第12号）に定めるところによる。

資料編参照

復旧-2	芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例
復旧-3	芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(1) 生業に必要な資金の貸与

ア 実施主体：市（市長）

※災害弔慰金等の充実のため、現在は運用されていない項目（令和3年度時点）

(2) 災害弔慰金の支給

ア 実施主体：市（市長）

イ 支給基準：「制度-1」のとおり

(3) 災害障害見舞金の支給

ア 実施主体：市（市長）

イ 支給基準：「制度-3」のとおり

(4) 災害援護資金の貸付

ア 実施主体：市（市長）

イ 支給基準：「制度-4」のとおり

(5) 災害援護金の支給

ア 実施主体：県（県知事）（市長は、被災者への支給について協力する）

イ 支給基準：「制度-5」のとおり

(6) 死亡見舞金の支給

ア 実施主体：県（県知事）（市長は、被災者への支給について協力する）

イ 支給基準：「制度-2」のとおり

(7) 生活福祉資金制度による貸付

- ア 実施主体：県社会福祉協議会
- イ 実施担当：芦屋市社会福祉協議会
- ウ 支給基準：「制度-6」のとおり

(8) 被災者生活再建支援金の支給

- ア 実施主体：県（県知事）（市長は、被災者への支給について協力する。）
- イ 支給基準：「制度-23」のとおり

(9) 居住安定支援制度補完事業

- ア 実施主体：県（県知事）
- イ 支給基準：「復旧-24」のとおり

(10) 兵庫県住宅再建共済制度

- ア 実施主体：県（県知事）
- イ 負担金・支給基準：「復旧-4」のとおり

3 税の減免その他の支援

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図るなど、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

(1) 税の減免等

災害対策基本法第85条の規定により、罹災者は、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、県民税、市民税、所得税等の税の申告・申請・納付等の期限延長や納税の猶予、軽減措置、課税の減免措置を受けることができる。

(2) 自立支援

情 報 提 供	被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。
そ の 他 の 支 援	被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3 産業復興

【総務部、市民生活部】

1 資金の貸付等

必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

2 経済復興支援

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

なお、被災した地域の経済活動を止めない若しくは、経済活動を出来る限り早期に回復させる事ができれば、より早い時期での経済復興が可能となる。災害が発生し様々な被害を受けている状況の中でも、需要と供給の状況を把握しながら、地域経済が機能するように被災企業に呼びかけを行い支援策を連携して検討する。

3 税の減免その他の支援

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図るなど、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

(1) 税の減免等

災害対策基本法第85条の規定により、罹災者は、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、県民税、市民税、所得税等の税の申告・申請・納付等の期限延長や納税の猶予、軽減措置、課税の減免措置を受けることができる。

(2) 自立支援

情 報 提 供	被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。
そ の 他 の 支 援	被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第4 都市復興

1 都市復興のプロセス

県や市は、被害の状況を知り、復興の体制をつくるための「住家被害認定調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

これらの計画に基づき、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。なお、地域復興協議会などに多様な価値観を持った主体的な参画として、女性や避難行動要支援者の参画を促すように努める。

(1) 合意形成の母体となる地域復興協議会

都市復興に当たっては、本格復興までの暫定的な生活の場としての時限的市街地づくりに取り組み、そこでの生活を通じて復興まちづくりのあり方について共通認識を深めていくことが必要である。

その被災者の合意形成を育む母体となるものが地域復興協議会であり、被災者は、被災の大小にかかわらず、地域復興協議会を設けることができる。

市は地域復興協議会が活動を行う区域を「協働復興区」として認定し、協働復興区内での時限的市街地づくりや、地域復興協議会の運営に対する支援などを行う。

なお、地域復興協議会によっては時限的市街地づくりの活動を伴わない場合も考えられる。

被災者の合意に基づく復興まちづくり計画が確定した段階で速やかな復興事業の推進を図り、本格的な都市復興・市街地復興を進めていく。

(2) 都市復興に関する地区指定について

ア 復興対象地区の設定

1週間から1か月以内に住家被害の詳細を調べる住家被害認定調査が実施される。

その結果を踏まえて1か月以内を目途として、区市町村は、計画的な市街地復興をどの地域で進めるかの方針を定める復興対象地区の設定を行い、公表する。

復興対象地区のうち、重点復興地区については、行政としても計画的な復興地域づくりの必要性が最も高い地区なので、被災住民に対して地域復興協議会の結成を強く働きかけていく。復興促進地区並びに復興誘導地区においても、被災住民の発意により地域復興協議会が結成されることが期待される。

イ 協働復興区の認定

地域復興協議会が住民主体の復興地域づくりを進めていく地域を、復興対象地区とは別に、「協働復興区」として認定する。

ウ 建築制限を行う区域

まちづくりの方向が定まる前に被災市街地内で無秩序な市街地形成が進むと、計画的な都市復興・市街地復興の妨げとなるだけでなく、被災者の合意形成にも支障をきたすおそれがある。そのため市は、壊滅的な被災を受けた市街地内で面的な市街地整備が必

要と考えられる区域において、建築を制限する。

これらの地域では、なるべく早期に地域復興協議会内で復興地域づくりのあり方について合意形成に努め、6 か月以内程度を目途として復興都市計画の決定に至ることが期待される。

建築制限には「第一次建築制限」と「第二次建築制限」があり、第一次建築制限は、住家被害認定調査によって概ね 8 割以上の家屋の焼失・倒壊が見込まれる地区を基本として指定する。

第二次建築制限は、重点復興地区を基本として、無秩序なまちなみが形成されるおそれがあり、事業等の導入が必要な区域を指定する。

(3) 復興事業の推進

土地区画整理事業などの復興都市計画ではなく、地区計画注や各種の任意事業によって復興地域づくりを進めることが適切と判断される地区（復興促進地区の一部及び復興誘導地区）については、地域復興協議会が行政と連携して復興まちづくり計画の検討などを進めていくことになる。

復興促進地区、復興誘導地区で地域復興協議会の立ち上げに至らなかった地区では、個別の建替えを行政が必要に応じて支援していくことになる。

いずれの地区においても合意形成が成立したところから順次各種の復興事業を進めていく。

2 都市復興に関する支援策

本格的な都市復興・市街地復興を進めるため、地域力を活かした復興のための支援策を講じる。

<支援策一覧>

支援策	実施主体	参照
市街地再開発事業	個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社	制度-45
都市防災総合推進事業	市、独立行政法人都市再生機構等	制度-46
土地区画整理事業	個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等	制度-47
街なみ環境整備事業	市、土地所有者等	制度-48
住宅市街地基盤整備事業	市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	制度-49
住宅市街地総合整備事業	市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	制度-50
住宅地区改良事業	市	制度-51
小規模住宅地区等改良事業	市	制度-52
優良建築物等整備事業	市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	制度-53
防災集団移転促進事業	市	制度-54